

設置の趣旨等を記載した書類
目次

1. 設置の趣旨及び必要性 ······	1
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 ······	5
3. 教育課程の編成の考え方及び特色 ······	8
4. 教員組織の編成の考え方及び特色 ······	14
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 ······	19
6. 施設、設備等の整備計画 ······	30
7. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係 ······	34
8. 入学者選抜の概要 ······	35
9. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施 ······	38
10. 2以上の校地において教育を行う場合の配慮について ······	40
11. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合 ······	41
12. 管理運営 ······	41
13. 自己点検・評価 ······	43
14. 情報の公表 ······	45
15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等 ······	49

1 設置の趣旨及び必要性

1-1 我が国における国際文理協働の現状

複雑化し加速する世界のグローバル化に日本社会が十分に対応できていないことは、つとに問題視されているところである。例えば、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標 SDGs (SDGs : Sustainable Development Goals)」を手掛かりとすると、我が国の立ち遅れが比較的分かりやすい。この SDGs が掲げる「サステイナビリティ」という概念は、「将来の世代がそのニーズを充足する能力を損なわずに現行世代のニーズを充足する開発」と定義されている。このような「持続可能な開発」を達成するためには、「経済成長」「社会的包摶」「環境保護」という主要素を調和させることができるとされるが、それを達成する唯一の道として、2015年の国連の「持続可能な開発サミット」において、17の具体的な目標として制定されたものが SDGs であった。我が国政府も、グローバルに対応し、国際社会と協調していくために、SDGs を国際社会の基本的方向性として積極的に受け入れていくことを決定している。それにもかかわらず、2016年に実施された独ベルテルスマン財団の調査によれば、日本の SDGs 達成のランキングは、調査対象 149 カ国中の 18 位にすぎない。その中でも、たとえば、グローバル・パートナーシップの取り組みの達成状況が著しく低いことが危惧されている。2030 年を区切りとする時限的政策である SDGs 達成に向けて、日本社会は十分に対応できていないのである。さらに言えば、未来にわたって持続的かつ適切かつ公正なグローバル社会をめざすという国際社会の潮流に、日本の高等教育機関がしっかりと位置付けられているとは言い難い。

それは、日本ではいまだに「既存の政策や取り組みを起点にした考え」にとらわれており、国際社会で適切なパートナーを見つけ、単独では困難な問題でも協働して解決していく経験と知識が不足していることによる。グローバル化社会に求められる「実際の社会課題を起点にした協働的なアプローチ」を十分学び得ていないのである。国際機関における日本人の職員数比が、その財政支援の大きさにかかわらず、欧米諸国に比較して圧倒的に少ないので、こうした経験と学習の不足によって、現代世界で求められている人材を育てられていないことの証左であろう。

現代の国際社会の抱える問題群には、環境やエネルギーなど自然環境に関わる問題のほか、地域社会や国民社会にとって差し迫った社会環境に関わる問題が数多くある。複雑な現実社会では、明確に分かっている情報や十分に検証された知識体系が整っていない状況においても、問題を適確に把握し、適時に意思決定ができる国際感覚を伴ったリーダーシップが求められている。このことと同時に、現実社会の諸問題に柔軟に対応していくためには、他分野との連携、とくに文理協働の統合的なアプローチが重要かつ不可欠になってきている。

しかしながら、このような他分野との連携・文理協働の学際教育を受けた人材の評価と養成が、日本社会に十分確立されているとは言い難い。それゆえ、世界のグローバル化に対応できる学際教育を受けた人材について、その出口イメージ及び現実社会での受け皿を明確に意識した高等教育機関を整備することが喫緊の課題となっている。

1-2 国際文理協働分野における大学院教育の現状と共同サステイナビリティ研究専攻設置の趣旨

国際社会において我が国はこれまで以上に人的貢献が望まれているにもかかわらず、送り

出せる人材が育っていない。それは、大学・大学院が専門分野に特化した知識を学生に身に付けさせるという専門的に細分化されたままの20世紀型の思考と行動にとらわれ、これが文理にまたがる異なる知の相互作用を大きく妨げていることが挙げられる。社会が高等教育に期待することとして、

- ・理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育
- ・チームを組んで特定の課題に取り組む経験

などが挙げられているが、それらの項目は大学・大学院教育では注力していないという結果も示されている。

21世紀の高等教育においては、既存の枠組みを自ら打ち破り、越境的で実践的な発想がもたらす社会的イノベーションによって日本社会の硬直的状況を開拓できる人材をどのように育てるのかが喫緊の課題となっている。産業界からも「留学などの様々な体験活動を通じて文化や社会の多様性を理解することの重要性」が指摘され、文系と理系が協働する「分野横断型の発想で様々な課題を解決できる人材」が求められている。

西東京地区の東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学の3大学は、多様な社会ニーズと高度な技術シーズを協働させ、国際社会で戦力となる文理協働型人材を輩出することを目的に、共同教育課程制度を活用して、平成31年4月を目標に、それぞれの既存の研究科内に「共同サステイナビリティ研究専攻」（後期3年の課程のみの博士課程）を設置する。

3大学は、それぞれの学長を共同座長とする西東京国際学究都市構想協議会の下で、平成28年4月から「西東京三大学連携を基盤とした文理協働型グローバル人材育成プログラム」を推進してきた。東京外国語大学の強みである「言語・リベラルアーツ及び地域研究の教育研究力」、東京農工大学の強みである「食料、エネルギー、ライフサイエンス分野の教育研究力」、電気通信大学の強みである「情報・通信（ICT）、人工知能・ロボティクス、光工学分野の教育研究力」を、3大学が近接して立地している地の利を活かして結集することにより、

- ①多面的選抜方法を取り入れた3大学協働による高大接続教育
- ②共通教育ネットワークによる充実した学士課程及び修士課程の教育への接続
- ③3大学合同プログラムの発展による専門性の高い国際学術交流

などを行い、人文社会科学・理工学・農学間の協働の視点を持った実践型グローバル人材を養成しようとするものである。（資料3を参照）

1-3 養成する人材像

旧来の文理融合は、一人の研究者が文理双方の複数分野における研究成果を消化吸収して、領域開拓的なイノベーションを生み出す能力を養成するというモデルで発想されてきた。しかし、本共同サステイナビリティ研究専攻（以下「本共同専攻」という。）は、人類の未来の持続的発展に必要な課題に取り組む場合には、例外的な文理融合型の人材よりも、他分野の専門性を高いレベルで学ぶことで、異なる分野の研究原理や理論的なエッセンス、学問的な発想を消化吸収し、他分野と協働するための研究能力を高め、自らの研究を課題解決に最適化するプロジェクトを重層的に考案・従事・推進し、社会的に具現化させる能力を養成することが必要になる点に着眼している。

現代世界において、一方では、文系人材がその課題設定能力を發揮するためには、科学・技術のフロンティアとその研究成果に関する領域横断的な理解が必要となっている。その他方で、理系人材が社会に研究成果を還元するには、その活躍の場である社会の解釈コードを理解し、ニーズに即して研究を社会的に最適化して、問題解決に貢献するイノベーションを

実装することが求められている。また実装という視点から逆に、理解や分析が循環的に深められていくという持続的なサイクルも重要である。

上記の課題を担う本共同専攻を「サステイナビリティ研究」として表現することにしたが、その趣旨は、上述したように SDGs の目的が未来にわたって持続的に適切かつ公正なグローバル社会をめざすことであり、本共同専攻はこの理念を研究教育の根本として共有していることによる。SDGs の中心概念である「サステイナビリティ」を研究の軸として、公正かつ普遍的で、しかも実際的な開発という倫理的理念を原理とし、それを多様な次元で理解し、分析し、実装する学識を教え深めることを目的としている。

現代世界が突きつけてくる問題は、気候変動や生物多様性など自然環境に関わる問題、生産と消費、労働、貧困など社会環境に関わる問題のいずれもが持続可能性に関わるものである。それらはいずれも地球規模の課題だが、その理解のためには問題が具体的に展開する各地域のコンテキストを踏まえる必要がある。これらの複合的な問題に対応するには、人文社会科学におけるニーズ志向の課題設定力と、理工系科学・技術におけるシーズ志向の問題解決力を適切に組み合わせ、持続的かつ創意的に協働効果を生む場が必要であり、本共同専攻が養成する人材はその場で指導的な役割を果たすことが求められる。

本共同専攻が目指す文理協働型人材とは、自身の専門性にしっかりと軸足を置き、その専門的な観点から SDGs の課題を捉えつつ、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材である。本共同専攻は、のような人材を育む場の提供に資する。

人材例として、

- ・国際社会における知的作業に、文理協働の観点から原理的かつ実践的に分析、企画立案できる人材
- ・国際機関や国際 NGO の最前線で求められる知的ニーズを、地域研究の観点から総合的に支援できる人材
- ・資源や環境に関する地球規模のニーズを発掘し、現実の技術的解決手段と結び付けながら、持続可能なもののづくりとサービスを刷新できる人材

などの実例が想定されている。日本人には少ないとされる博士号を持ったグローバル人材を育てることで、結果として日本の国際的プレゼンスを大幅に底上げすることが可能になる。

(資料4を参照)

ディプロマポリシー

共同サステイナビリティ研究専攻は、自身の専門分野にしっかりと軸足を置き、その専門的な観点から人類の未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的規模の課題を分野横断的な問題として捉え、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材を養成する。この観点から、本共同専攻では、①サステイナビリティ研究のための基盤的な能力、②サステイナビリティ研究に必要な高度で発展的な能力の水準において、以下の5つの能力を身に付けた者に学位を授ける。

①基盤的な能力：サステイナビリティ研究で必要とされる一般的な学識、基本的な分析手法、国際社会での研究活動に必要な遂行力

- 1) 普遍的かつ実践的学識、およびそれらを基盤とする国際感覚と倫理観（国際的センス）

- 2) 国際社会の現場で広範に適用できる実践的な基礎理論と技法（スキル）
- 3) 国際通用性のある論理的思考力と機能的伝達力（コミュニケーション力）

②高度で発展的な能力：自らが軸足をおく専門分野の高度な知識と論理的思考を身につけ、他分野と協働して自らの課題解決に取り組むことのできる能力

- 4) 政治・経済、食料・生命、エネルギー・資源・環境、ICT・人工知能、医療・福祉・健康等の領域において、自らが主に専門とする分野においては高度で専門的な知見と研究力
- 5) 自らの専門分野を越えて専門の異なる人材と協働してイノベーションを創出するために、異文化・他分野の背景や価値観を理解し、社会環境に対応できる適用力と多様な見解を調整できる合意形成力

1-4 入学定員及び人材需要の見通し

本共同専攻は、後期3年の課程のみの博士課程であり、入学定員は11名（東京外国語大学：3名、東京農工大学：4名、電気通信大学：4名）と設定する。

また、本共同専攻が養成する人材のニーズについて確認するため、企業調査を実施した（平成30年1月31日現在で、回答があったのは204社）ところ、「専門分野の人材との連携・調整業務を遂行できる実践的能力を備えた文理協働型の人材のニーズについて」の設問に、「大いにニーズがある」「ある程度ニーズがある」と回答した企業は167社（81.9%）であった。また、「文理協働型人材育成のための博士課程の必要性について」の設問に、「是非とも必要である」「必要である」と回答した企業は116社（56.9%）であった。本共同専攻の修了生の就職可能性については、172社（84.3%）の企業から「是非採用したい」「採用可能性がある」との回答を得ている。このことから、本共同専攻の教育内容、養成する人材像等についての産業界からの期待を確認することができた。

さらに、平成29年11月から12月にかけて、国際機関や国際NGOを対象としてヒアリング調査を行った。その結果、多くの国際機関・NGOは実践力を要することから、企業よりもむしろ、本共同専攻を社会人の再教育の場として有用性が高いと受けとめていることが確認できた。したがって、国際機関・NGO等を中心に、社会人の需要についても一定のニーズがあるものと考えられる。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

2-1 専攻の名称及び理由

近年、産業革命以来の工業生産、消費文明が急速に拡大し、世界人口の増加と相まって、地球資源の枯渇、地球規模の気候変動及びそれに伴う水不足や食糧危機、疫病の蔓延など人類の生存に関わる災禍がもたらされている。その結果、経済的には富の著しい偏在及び貧富の差の拡大、社会的には民族間及び地域間の対立構造の形成が顕在化している。

2015年に国連で採択されたSDGsは、2030年に向けて経済、社会及び環境の面で国際社会が直面し、解決すべき優先課題及び世界があるべき姿を提示している。具体的には、発展途上国における貧困の根絶、保健・教育分野の改善など、世界を持続可能な軌道に乗せるために取り組まなければならない課題を広く捉えた開発目標である。もっとも、本共同専攻が指標としてSDGsを重視するのは、たんなる時限的な政策目標としてではなく、そのような国際社会の合意に体現されている公正で不可欠で実践的な正義の観念と基底的な倫理としてであり、そのような理想の明示的な実例としてである。すなわち、地球環境が社会存続の基盤ではあるが、社会がサステイナブルであるためには環境的な条件を改善するだけでは十分とは言えない。温室効果ガスの排出抑制を目指して資源及びエネルギーの消費が抑制されることと引き換えに、疫病や紛争が増加すれば、社会は存続できない。また、人間は、権力によって社会秩序が維持されても、自由で文化的な活動が抑圧された社会を望むことはない。したがって、今日の世界は環境的な条件においてのみならず、社会的並びに文化的な意味でもサステイナブルでなければならない。さらに、それらを維持するためには、経済的な裏付けが不可欠であるとともに、理工学、農学、情報学に関わる先端科学技術の進展を捉えていくことが重要である。すなわち、サステイナブルな人間生活を支えるためには、環境調和性のみならず、社会的意義や文化的価値に配慮して経済的可能性も考慮した科学技術イノベーションを創成するためのサステイナビリティ研究を志向する必要がある。

西東京地区に位置する東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学が共同で設置する「共同サステイナビリティ研究専攻」（後期3年の課程のみの博士課程）は、人文社会科学におけるニーズ志向の課題設定力及び理工系科学技術におけるシーズ志向の問題解決力を共同専攻内で組み合わせ、持続的かつ創造的に協働効果を生み出すことを可能にする文理協働型グローバル博士人材養成課程である。本共同専攻が目指す文理協働型人材とは、自身の専門性にしっかりと軸足を置きながらも、その専門的な観点からSDGsにもっともよく表現されている地球規模の課題を捉えつつ、他分野の研究成果を取り入れることによってサステイナブルな社会やイノベーティブな科学技術を構想し、シナリオを描きながら新たなイノベーションを創出できる学際的実務型人材である。こうした人材には、変化する社会の現実、進歩する技術、グローバルな政策潮流を理解し、それらを批判的に分析したうえで、具体的な解決策へと実装することが期待されている。こうした人材養成は既存の理論や技術の伝授によってではなく、教員と学生が一体となって研究を進めるなかでしか達成できない。そのため本共同専攻は、研究を重要不可欠の課題として位置付けている。

以上を踏まえて、本共同専攻の名称を、「共同サステイナビリティ研究専攻（英語名：Joint Doctoral Program for Sustainability Research）」とする。

東京外国語大学

研究科名：大学院総合国際学研究科

(Graduate School of Global Studies)

専攻名： 共同サステイナビリティ研究専攻

(Joint Doctoral Program for Sustainability Research)

東京農工大学

研究科名：大学院工学府

(Graduate School of Engineering)

専攻名： 共同サステイナビリティ研究専攻

(Joint Doctoral Program for Sustainability Research)

電気通信大学

研究科名：大学院情報理工学研究科

(Graduate School of Informatics and Engineering)

専攻名： 共同サステイナビリティ研究専攻

(Joint Doctoral Program for Sustainability Research)

なお、本共同専攻の名称である「サステイナビリティ研究（Sustainability Research）」の国内外の事例については、以下のとおり挙げられる。

サステイナビリティ研究所（法政大学）

Institute for Sustainability Research, Hosei University, Japan

<http://www.sustenaken.hosei.ac.jp/>

サステイナビリティ研究所（公立鳥取環境大学）

Sustainability Research Institute

<https://www.kankyo-u.ac.jp/research/sri/>

立命館サステイナビリティ学研究センター

Ritsumeikan Research Center for Sustainability Science

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/rcc/japanese/index.html>

国連大学サステイナビリティ高等研究所

Institute for the Advanced Study of Sustainability

<https://jp.unu.edu/about/unu-system/ias#overview>

Sustainability Research Centre (The University of the Sunshine Coast)

<https://www.usc.edu.au/research-and-innovation/sustainability-and-environment/sustainability-research-centre>

Sustainability Research

Princeton Environmental Institute (Princeton University)

<https://environment.princeton.edu/outreach/sustainability/research>

Sustainability Research Institute (University of Leeds)

<http://www.see.leeds.ac.uk/research/sri/the-sustainability-research-institute/>

2-2 学位の名称及び理由

博士（学術）（Doctor of Philosophy）

本共同専攻における学位の名称は、専攻の教育研究の趣旨に照らし、博士（学術）とし、また、英語名称は、国際通用性の観点から「Doctor of Philosophy」が適切である。この理由は、以下で述べるとおりである。

本共同専攻を修了した学生は、単に研究者や大学教授職としてではなく、明確な社会的ニーズに応える者として、社会の多方面で活躍することが期待される。事実、日本に比べて海外では、博士人材の進路は、産業界、教育界、政府機関、報道機関、経営など、実に多様である。また、本共同専攻の博士人材は、博士課程において主たる専門として行った先端的な研究活動の成果を、産業界や国際機関等へ移転することができれば望ましい。それに加えて、博士課程での専門性とは直接的な関連性が見えない多種多様な現場においても、本共同専攻での学修成果が充分に発揮されなければならない。

このような現代社会の人材ニーズの多様化に応え、さらには、学位の国際的な通用性の観点から、本共同専攻で授与する学位の名称は、「Doctor of Philosophy」が適切である。日本語名称は博士（学術）に対応する。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

本共同専攻は、自身の専門性にしっかりと軸足を置き、その専門的な観点から人類の未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的規模の課題を分野横断的な問題として捉え、他分野の研究成果を取り入れることによって国際社会に貢献するイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材を養成する。

具体的には、高度な専門性を基盤に、秀でた論理的思考力とコミュニケーション力を持って、複眼的視点から現代社会の情勢を的確に理解し、分野横断型の発想により、政治・経済、食料・生命、エネルギー・資源・環境、ICT・人工知能、医療・福祉・健康等の領域における人類が克服すべき課題の解決に向けて、次世代の戦略やシステムを立案・設計でき、かつ国際チームを牽引・運営できる人材である。

以上の人材を養成するため、以下の基本方針のもと、本共同専攻の教育課程を編成する。

- 1) 東京外国語大学の強みである「言語・リベラルアーツ及び地域研究の教育研究力」、東京農工大学の強みである「食料、エネルギー、ライフサイエンス分野の教育研究力」、電気通信大学の強みである「情報・通信（ICT）、人工知能・ロボティクス、光工学分野の教育研究力」という3大学の教育研究資源を充分に協働活用する。（以下、3大学による協働的教育体制をトリプレット体制と呼ぶ。）
- 2) 本教育課程は、学生自身が異分野の影響を受け、軸足となる自らの専門性を複眼的な視点から深め、他分野の理解あるいは理解のできる能力を身に付けることを目的とする。
このため、修士の学位を有する者またはその者と同等以上の学力があると認められた者を対象にして、本共同専攻の教育課程を設定する
- 3) 国連の「持続可能な開発目標 SDGs」の概念や視座を効果的かつ実践的に活用し、文理協働型教育を展開する。
- 4) 専門分野を軸に他分野の発想や手法を取り入れながら行う越境的な研究を効果的に遂行するため、「理解 understanding」、「分析 analysis」、「実装 implementation」という3相（アスペクト）からなる包括的な教育研究体系を設定する。

以上の教育課程編成の基本方針のもと、ディプロマポリシーに掲げた能力や学識を身につけさせるべく、人文社会科学分野と理工学分野に適合した体系的なカリキュラムを構築する。また、カリキュラムを効果的に運用するため、学生の専門性の多様性を考慮し、講義、演習、博士論文研究指導の各過程においてトリプレット体制に基づいた文理協働的教育の仕組みを導入する。

○教育課程の特色

- ・国際社会で活躍できる学際的、越境的な実務人材（実践型グローバル人材）を育成するため、専門的な学究ではなく、実装を意識した研究に重点を置く（資料5）。
- ・トリプレット体制による文理協働型教育研究を実施する。トリプレット体制は、①3大学の教員が共同して行う講義・演習、②博士論文研究指導の両方に適用する。具体的には、①は「共通基盤科目」及び「実践実習科目」の3大学教員による共同開講、②は「サステイナビリティ研究セミナー・ラボワーク科目」（協働分野セミナー）の研究指導体制である。
- ②は、主指導教員1名並びに主指導教員と異なる大学に所属する副指導教員2名の計3名（各大学1名）から構成される研究指導体制である（資料5）。
- ・文系分野の学習を背景に持つ学生、理系分野の学習を背景に持つ学生であれ、本共同専攻

のサステイナビリティ研究に必要となる国際的センス、国際通用性のある実践的理論・技法、論理的思考力、コミュニケーション力や高度な専門性を効果的に修得できるように、共通基盤科目を設定する。文系の学生には科学リテラシーや科学的根拠の導出のための基本的な手法を、理系の学生には国際的センスを効果的に身に付けられるよう、講義と演習を組み合わせた授業形態を取り入れる。

- ・博士論文研究の過程において、「理解」・「分析」・「実装」という3相からなる包括的な教育を開展する。分野横断的なトリプレット体制の下、学生への研究指導を相互補完的に行うこと、「理解」、「分析」、「実装」の各相の力を循環的に深化させていくことができる（資料5）。
- ・教育の実施においては、セミナー、ワークショップ、文理協働コロキウム、インターンシップなどの学生主導の多元的な協働作業による実践的なアクティブラーニングを幅広く取り入れ、学生の能力を自ら引き出させる機会を十分に提供する。学生の主体性を發揮させることによって、文理協働型のケーススタディとファシリテーションを基盤とした実践的能力を鍛錬し、エビデンスに基づいて自らの研究をコンテクスト化できる能力を醸成する（資料5を参照）。
- ・学生の専門性や研究計画に基づき、各学生に最適な独自のトリプレット研究指導体制をそれぞれ編成し、きめ細かな教育研究指導を行う。
- ・主要な教育媒介言語は英語とし、専攻における教育研究活動はつねに国際的な討議に開かれたものとして実施される。講義は英語で行い、演習、セミナー、実習においては、学生の理解度に合わせ、あるいは研究主題の特性に鑑み、英語と日本語を併用する。もちろん、この併用は、逆に日本語を解さない学生に不利益を与えないことを条件とする。
- ・社会人学生の募集及び海外での活動を考慮し、4月入学と10月入学を共に可能とする
- ・長期履修制度を導入する。

○修了要件等

- ・学位請求論文作成の要件として、表1に示すカリキュラムから、表2に示された修了要件に従い16単位を修得すること。
- ・国際的な学術誌に英語論文あるいは日本学術会議に登録されている学術研究団体が発行する査読のある学術誌に論文が一篇受理されていること。
- ・学位請求論文は、その指導過程も含めて原則として英語によるものとするが、論文テーマの特異性に鑑みて日本語で執筆されることがより適切であり、その指導および審査体制上も不都合がないと認められた場合に限り、日本語で作成することが認められる。

表1 共同サステイナビリティ研究専攻カリキュラム

科目区分	授業科目名	開講	必修選択	単位数	1年次		2年次		3年次	
					前	後	前	後	前	後
盤 科 目 共 通 基	サステイナビリティ研究基礎 A	共同	必	2	*					
	サステイナビリティ研究基礎 B	共同	必	2		*				
サ ス テ イ ナ ビ リ テ イ ラ ボ ワ ー ク 科 目 セ ミ ナ ー ／ ラ ボ ワ ー ク 研 究 セ	協働分野セミナーI	共同	必	1	*	*				
	協働分野セミナーII	共同	必	1	*	*				
	協働分野セミナーIII	共同	必	1			*	*		
	協働分野セミナーIV	共同	必	1			*	*		
	協働分野セミナーV	共同	必	1					*	*
	協働分野セミナーVI	共同	必	1					*	*
実 践 実 習 科 目	サステイナビリティ研究先端演習 I	共同	必	1	*	*				
	サステイナビリティ研究先端演習 II	共同	必	1	*	*				
	サステイナビリティ研究先端演習 III	共同	必	1			*	*		
	サステイナビリティ研究先端演習 IV	共同	必	1			*	*		
	学外実践実習	各大学	選	2		*	*	*		
	学内実践実習	各大学	選	2		*	*	*		

※「学外実践実習」と「学内実践実習」は選択必修科目であり、どちらかを必ず履修する。

表 2 修了所要単位

科目区分	修了に必要な単位数
共通基盤科目	4 単位
サステイナビリティ研究セミナー／ ラボワーク科目	主指導教員・副指導教員による協働セミナー 6 単位
実践実習科目	「学外実践実習」、「学内実践実習」いずれかを選択 6 単位
計 16 単位	

共同サステナビリティ研究専攻修了生の出口イメージについては、前掲資料4を参照。

○教育課程の概要（カリキュラムポリシー）

前掲の本共同研究専攻の教育課程の特色をポリシーとして再整理した内容を以下に記す。

共同サステイナビリティ研究専攻は、実践型グローバル人材を養成するため、東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学の教育資源を効果的に協働活用し、国際連合の「持続可能な開発目標 SDGs」の概念や視座を効果的かつ実践的に取り入れて、体系的かつ柔軟性のある文理協働型教育課程を提供する。SDGsは、2015年の国連サミットで2030年に向けて経済、社会及び環境の面で国際社会が直面し、解決すべき優先課題及び世界のあるべき姿を提示したものである。具体的には、発展途上国における貧困の根絶、保健・教育分野の改善など、世界の諸地域を区別なく平等で健康的な質の高い安定した社会とするために取り組まなければならぬ社会的並びに文化的な課題を広く捉えた開発目標である。そこで鍵概念となっているサステイナビリティ（持続可能性）とは、そのような国際社会の合意に体現されている公正で不可欠な実践的正義を、国際社会が一体となって地球規模で継続的に履行することの理念的表現である。このような「持続可能な開発」を達成するため、SDGsでは「経済成長」、「社会的包摶」、「環境保護」が主要素となっているが、本共同専攻ではこれらの主要素に関わるサステイナビリティに3大学の文理協働のオープン・イノベティブな研究によって取り組むものである。具体的には、以下に従い文理協働型教育研究を行う。

- ・普遍的かつ実践的学識を基盤とする国際感覚及び国際通用性のある実践的理論・技法を修得するため、「共通基盤科目」を設ける。
- ・高度な専門性の修得及び多様な価値観・社会環境に対応できる適用力と調整できる合意形成力を醸成させるため、「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」を設ける。
- ・国際通用性のある論理的思考力と機能的伝達力（コミュニケーション力）を磨くため、「実践実習科目」を設ける。
- ・「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」が博士論文研究の実施において効果的に機能するために、「理解 understanding」、「分析 analysis」、「実装 implementation」という3相（アスペクト）からなる包括的教育を展開する。
- ・3大学の教育研究資源を充分に協働活用し、自らの専門性に他分野の観点を取り入れ、国際社会に貢献するイノベティブな社会実装の研究を行うために、上記の各3教育段階でトリプレット体制による相互補完強化的な教育を行う。具体的には、「共通基盤科目」及び「実践実習科目」では3大学教員による共同開講、「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」では3大学教員による協働的研究指導を行う。
- ・コンテクスト化、ケーススタディ、ファシリテーションなどの実践力を効果的に向上させるため、一連の科目においてセミナー、ワークショップ、文理協働コロキウム、インターンシップなどの多元的な協働作業による実践的アクティブラーニングを幅広く取り入れる。

各科目区分の概要は以下のとおりである。また、修了必要単位は前掲の表2のとおりである。

【共通基盤科目】

「サステイナビリティ研究基礎」は、本共同専攻のサステイナビリティ研究の基盤となる基本的な学識や分析手法の実践力を効果的に修得できるように、講義と演習を組み合わせた授業を計画・実施する。また、サステイナビリティという概念に体現されている「持続可能な開発目標（SDGs）」に係る国際社会の要請と、SDGsを支える基本的な正義の観念

や倫理観についても学ぶ。

「サステイナビリティ研究基礎 A」：

本共同専攻のサステイナビリティ研究において必要とされる基盤的な学識を概括的かつ体系的に学ぶ。この講義では、特に理系学生の国際センスの醸成に力点を置き、普遍的かつ実践的学識を基盤とする国際感覚と倫理観（国際的センス）の修得を主な目標に据える。演習では、講義内容に関するディスカッション、さらに文系、理系の学生が協働で主体的に学ぶ異分野交流ディベートを通じて基礎的な学識の理解を深める。一連の講義とそれに対応した演習の終了後、特定のテーマに関して、実装に重きを置いた、総合的視点からファシリテーション、PBL による演習を行う。この演習では、専門が異なる学生から編成されるチーム単位で、学生が主体的に特定テーマの現状の把握や課題解決に向けた構想、実現可能性のある方策を検討する。

「サステイナビリティ研究基礎 B」：

本共同専攻のサステイナビリティ研究において必要とされる基盤的な学術的方法論を概括的かつ体系的に学ぶ。この講義では、特に文系学生の科学リテラシー及び科学的根拠の導出力の醸成に力点を置き、国際社会の現場で広範に適用できる実践的な基礎理論と技法（スキル）の修得を主な目標に据える。演習では講義で学んだ理論や分析手法を利用した文理協働型ケーススタディを通して実装への応用力を身に付ける。一連の講義とケーススタディの終了後、プロポーザル・ライティング（英語）の作法を学び、国際通用性のあるコミュニケーション力の向上も図る。

【サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目】

専門分野を軸に他分野の発想や手法を取り入れながら行う越境的な研究を効果的に進めしていくため、「理解」・「分析」・「実装」からなる包括的な教育研究体系のもと、トリプレット研究指体制による相互補完強化的な協働教育を展開する。

「協働分野セミナー I ~VI」：

主指導教員と2名の副指導教員によるトリプレット研究指導体制によるセミナーを実施する。受講生は、主指導教員との議論により、博士論文研究において核となる高度な専門性（コア・コンピテンシー）を身に付ける。また、副指導教員との議論により、より専門性が求められる「理解」・「分析」・「実装」の各アспектを循環的に鍛成する。自らの専門分野だけではなく、異分野研究者との密度の濃い学術交流を通じて得られた新たな発想や知見・情報を博士論文研究の構想に活用するとともに、多様な価値観や環境に対応できる適応力ならびに合意形成力を身に付ける。

各大学に配置予定の専門研究分野は以下のとおりである。

- ・ 東京外国語大学：地域動態論、グローバルスタディーズ、カルチュラル・スタディーズ
- ・ 東京農工大学：国際農業開発、生物資源機能化学、エネルギー科学、生体医用システム
- ・ 電気通信大学：社会システム工学、情報・通信工学、計測・制御、光工学

【実践実習科目】

本科目群の主な目標は、国際通用性のある論理的思考力と機能的伝達力（コミュニケーション力）の獲得である。

「サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ～Ⅳ」は、本共同専攻の専任教員と履修学生全員が一堂に会して実施する文理協働コロキウム形式（学生による報告+質疑応答）で集中開講する。本演習の主な目標は、分野横断型の発想力やプレゼンテーション技法の向上、エビデンスに基づいた論理性のあるコンテクスト化、調整力、プレゼンテーション技法の向上及びその技法の応用力を身に付けることである。本先端演習は1～2年次における毎学期、2回に分けて集中開講され、学生各自が実施している研究の構想や進捗状況の報告と質疑応答を実践する演習を行う。各報告において学生は「協働分野セミナー」を通じて得られた「理解」・「分析」・「実装」各相の知見、成果及び直近で実施したインターンシップ内容の報告を盛り込むことが求められる。なおコロキウムにおいては、適宜、研究倫理に関する講習を実施する。

「学外実践実習」と「学内実践実習」の主な目標は、実社会に通用する高度な研究能力を持つ博士としての基盤を形成することである、前者は十分な実務経験がない学生を対象にしたインターンシップ、後者は豊富な実務経験をもつ社会人学生を対象にした3大学の他の研究科の教員の研究室でのラボワークである。

「サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ」：

1回目のコロキウムは入学直後に実施し、学生による自らの研究テーマの報告及び質疑応答を行い、複数の副指導教員候補から助言、意見を得た後、学生が2名の副指導教員を選択する。2回目のコロキウムは前期の講義科目を履修後に実施し、博士論文の研究構想について発表、質疑応答を行う。

「サステイナビリティ研究先端演習Ⅱ」：

1回目のコロキウムは新学期開始直後に実施し、学生の博士論文の研究構想に関して発表、質疑応答を行う。2回目のコロキウムは後期の講義科目履修の終了後に実施し、学生の博士論文の実施計画について発表、質疑応答を行う。

「サステイナビリティ研究先端演習Ⅲ」：

1回目のコロキウムは新学期開始直後に実施し、学生の博士論文研究の進捗状況（研究成果を含む）及び今後の計画に関して発表、質疑応答を行う。2回目のコロキウムは前期科目履修の終了後に実施し、博士論文研究の進捗状況（研究成果を含む）について発表、質疑応答を行う。

「サステイナビリティ研究先端演習Ⅳ」：

1回目のコロキウムは新学期開始直後に実施し、学生の博士論文研究の進捗状況（研究成果を含む）及び今後の計画に関して発表、質疑応答を行う。2回目のコロキウムは後期の科目履修の終了後に実施し、博士論文の進捗状況（研究成果を含む）について発表、質疑応答を行う。1回目のコロキウムは博士論文中間報告審査を兼ねるものし、2回目のコロキウムは1回目のコロキウムの追加審査会と位置づけられる。

「学外実践実習」：

一般学生の場合には、自らの研究の実装可能性を吟味するために実際の現場で学

ぶ。国内外機関でのインターンシップにより、実際の現場における業務、研究などを経験することを通じて、社会に出て即戦力となる、高度な研究能力を持つ博士人材としての基盤を形成する。インターンシップは学生と主指導教員が綿密に協議して計画する。学生自身の専門や将来の希望進路を考慮し、副指導教員等から助言・支援を受けながら候補先を選択し、先方への依頼・交渉を行い、主指導教員の確認のうえ受入時期・場所・研修内容等を決定する。

「学内実践実習」：

企業秘密や年休取得の時期的限定等、複雑な事情が存在し、インターンシップの候補先機関・企業に行けない社会人学生の場合には、3大学の他の研究科の教員の研究室でラボワークを行う。主指導教員が学生の専門や将来の希望進路、研究テーマを考慮して、副指導教員等から支援を受け、学生とも綿密に協議し、受け入れ先の教員とも相談しながら計画を立てる。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

4-1 教員組織の編成

サステイナビリティに関する教育研究を行う本共同専攻の教員組織の編成にあたり、3大学の中で国連のSDGsの枠組みにおいて強みをもつ大学を整理したものが下表である。なお、SDGs自体は、国際社会の時限的な政策目標であるが、グローバル化が進む現代世界における持続可能な開発に不可欠な条件を網羅しており、それは公正、正義などの倫理的理念に立脚している普遍的な性格を有するものである。

表3 SDGs の枠組みにおいて強みをもつ大学

SDGs の目標	関連キーワード	強みをもつ大学
1. あらゆる場所のあらゆる形態の 貧困 を終わらせる	貧困、農村、スラム	東外大、農工大、電通大
2. 飢餓 を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	飢餓、食料安全保障、農業、アフリカ	東外大、農工大
3. あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活 を確保し、 福祉 を促進する	健康、福祉、有害化学物質、大気・水質汚染	農工大、電通大
4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い 教育 を確保し、生涯学習の機会を促進する	教育、高等教育	東外大、農工大、電通大
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ジェンダー	東外大
6. すべての人々の 水と衛生 の利用可能性と持続可能な管理を確保する	水、衛生、下水、水資源管理	農工大、電通大
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的 エネルギー へのアクセスを確保する	エネルギー	農工大、電通大
8. 包摂的かつ持続可能な 経済成長 及びすべての人々の完全かつ生産的な 雇用 と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	雇用、労働、起業、創造性、イノベーション、移住労働者	東外大、農工大、電通大
9. 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	インフラ、イノベーション、アフリカ	東外大、農工大、電通大
10. 各国内及び各国間の 不平等 を是正する	不平等、地域格差	東外大、農工大
11. 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な 都市 及び	都市計画、災害リスク管	東外大、電通大

人間居住を実現する	理	
12. 持続可能な生産消費形態を確保する	生産、消費、製品ライフサイクル	農工大、電通大
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	気候変動	農工大、電通大
14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	海洋・海洋資源、海洋ごみ	農工大、電通大
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	森林、山地・湿地、生物多様性	農工大、電通大
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	平和構築、司法、テロ	東外大
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	パートナーシップ、科学技術イノベーション	東外大、農工大、電通大

資料：国際連合『我々の世界を変革する：持続可能なための 2030 アジェンダ（仮訳）』（2015 年 9 月 25 日第 70 回国連総会採択、国連文書 A/70/L.1 を基に外務省で作成）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>.

以上の各大学の特徴に加え、以下の 2 点に配慮し、本教育組織の基盤を成す専門研究分野を選抜する。

- ・本共同専攻のカリキュラムの実効性のある実施・運営を担保できること。
- ・3 大学の教育研究資源を充分に活用でき、多様性かつ求心力を担保できること。

以上の方針のもと、各大学から選抜された 11 専門研究分野を中心にして教員組織を編成する。各専門分野に付した（ ）内に記した番号は上表にある SDGs の目標番号に対応し、当該研究が SDGs のどの目標達成に主に貢献できるのかを示している。

《東京外国語大学》

●地域動態論（1、2、9、10、16、17）

世界各地域の諸問題を体系的な手法に沿って考察する。その手段として、社会人類学、政治地理学的な空間認識論や、個別具体的な場所の特質を数量的データから理解する方法論などを学ぶ。「持続可能な開発」「国家建設」「平和構築」「国民和解」などにおいて、「信頼醸成行為」の前提としてのメソドロジーは、旧来の思想や倫理の研究のような超然とした学問研究とは異なり、国際的な場面での具体的なハードケースのなかでの適切な判断力の涵養に重点がある。国際場面での活躍にとって切実な課題に対応している。

●グローバルスタディーズ（1、4、8、10、16、17）

専門分野としてのグローバルスタディーズは、現代世界における諸問題を学際的に考察するものであり、自然科学と社会科学、人文知のそれぞれのアプローチを統合するために重要である。人間とグローバル世界の関わりを、国家単位と国際関係のみならず、国を超えた地域（EU、AU など）やコミュニティ、NGO など多様なアクターも含めて構造的に考察する。とりわけ SDGs を研究上の指標としても、研究目的としても重視し、多様で自発的かつ持続可能な発展の理論的、思想的基盤を培う。

●カルチャラル・スタディーズ（1、4、5、8、10、11、16）

グローバリゼーションの進展のもと、世界規模で加速度的に多様化し流動化する社会の変容を正確に捉え、精密に分析し、日々変容し続ける国際社会における他者理解、帰属意識の現場にその研究成果をフィードバックしてゆくことが現在の人文科学には求められている。実社会だけでなく現代的メディア空間においても生起する多種多様な文化現象に理論と実践の両面から学際的にアプローチし、現代社会に対する倫理的評価と政治的行動へのコミットメントを研究するものである。

上述の三つのパースペクティヴのなかで主題化するのは、主として①移民（難民、亡命、人の移動）、②戦争・紛争・ジェノサイド、③コモンズ・公害・生態学、④都市・災害、⑤貧困、格差といった主題であり、これらにおける日本の高等教育における取組の強化が、そのまま SDGs にも直結するものである。

《東京農工大学》

●国際農業開発（1、2、10、15）

発展途上国の経済発展、食料安全保障の強化、さらに貧困問題の解決には、農業の発展が重要な役割を果たす。農業発展に向けた実践的な解決策を立案するには、発展途上国の農業・農村が現在、抱えている諸問題及びそれらを取り巻く自然生態的条件、歴史・制度的条件、社会経済的条件などに関する的確な理解が不可欠になる。このような現代社会のニーズに応えるため、食料問題、貧困問題、経済問題、環境問題、資源・エネルギー問題が互いに密接に係り合っている点に念頭に置き、経済学的アプローチから、発展途上国農業・農村の現状と課題及びその背景にある関連主体の経済的・社会的行動を探求する。

●生物資源機能化学（2、3、8、12、15）

農業の発展、農業者の所得増大には、農産物のもつ機能成分を利活用して新たな商品を開発し、その素材として農産物を供給するという高付加価値化戦略が、今後ますます重要になる。さらに、廃棄されていた未利用部位の有効利用の促進も求められる。こうした開発戦略は、生物資源を多数保有している途上国においてこそ、効果的に作用する可能性が高い。このような現代社会のニーズに応えるため、化学的又は生物学的アプローチにより、未利用生物資源の新規用途開発及び生物資源の再生利用に関する先端的かつ実践的な研究を行う。未利用生物資源の有効な利活用を目指し、国内外の様々な農林水産資源の機能成分の分析及び社会実装化のための課題の抽出と解決に取り組む。

●エネルギー科学（7、8、9、12）

エネルギー・環境に代表される複雑化した課題は、工学分野単独ではなく、多様な分野を融合・統合した総合的な学問分野からの探求が必要である。また、地球規模の複合問題を幅広い視点で捉え、要素ごとに細分化(システムズアプローチ)し、社会的な視点から新たな技術を提案することは新産業創出にもつながる。磁性体の相転移研究はこうしたニーズに対応し、物性レベルの研究を越えて、エネルギー分野における新しい解析手法を提示する。つまり、「新しい原理によるエネルギー問題解決手法の提案」「新たな手法によるエネルギー変換技術の実現」「エネルギーと環境に配慮した新しい生産プロセスの開発」などの喫緊の課題に取り組み、持続発展可能な社会の実現への貢献を目指す。

●生体医用システム（3、8、9、12）

現在、人々が健康で安全な生活を送るために、生活の質的向上、在宅医療、福祉を含めた高度な診断・医療の進歩・革新に対する要望は年々高まっている。最新の先端診断・医療は、エレクトロニクス、情報等のテクノロジーと生物学、医学等の存在を抜きにして語ることはできない。これらの科学技術と医学のさらなる密接な連携が、次世代のより質の高い診断・医療及び新規産業分野の創成に結びつくと予想される。以上の現代社会のニーズに応えるため、「超高速フォトニクス」を基盤とし、生体に光を当て、組織あるいは細胞により散乱や吸収、発光などの応答が観測される分光応答特性を利用し、生体組織や細胞の機能に関する情報の抽出に関する理論的・実験的研究に取り組む。

《電気通信大学》

●社会システム工学（6、8、9、11、12、13、14、15）

豊かで安心な社会の創造と継続がグローバル社会の目標であり、地球規模での資源の開発、異常気象や災害などの自然環境問題の解決が、先進国、発展途上国を問わず喫緊の課題となってきた。このような現代社会のニーズに応えるため、多様な情報のビッグデータ、G 空間情報などの分析・解析・調査の際に必要不可欠な統計学、数理モデル、多変量解析、コンピュータ技術などを修得し、多様な情報の利活用法、上記の課題を解決するための社会システムの設計に関する研究に取り組む。すなわち、実世界での安全性を継続的に確保するためにグローバルな規模の問題を解決し、高信頼、安全な社会の実現への貢献を目指す。

●情報・通信工学（8、9、11、12）

高齢化社会、発展途上国など経済発展、資源開発、健康福祉などのグローバル社会の抱える課題を情報・通信・ネットワーク技術（ICT）により解決することが期待されている。このような現代社会のニーズに応えるため、情報・通信・ネットワーク・メディア処理・ヒューマンマシンインタラクションや、これらを支える数理情報解析技術・機械学習・人工知能技術・コンピュータ・電気電子システム技術など、高度コミュニケーション社会の基盤となる情報・通信・ネットワーク技術に関する研究に取り組む。高い信頼性と安定性を持つ情報ネットワークの構築を通じて人々に豊かさをもたらし、超スマート社会実現への貢献を目指す。

●計測・制御（3、8、9、11、12）

世界各地でグローバル社会の高齢化や貧困に伴う問題を解決し、快適な生活を支援する取り組みが必要とされている。交通、航空宇宙、医療などの多様な分野で機器の自動化・高機能化が進行し、特に計測・制御技術に基づくメカトロニクス、生体及び医用工学は急速に発展している。計測・制御は横断型工学であり、その対象をシステムとして把握することが不可欠である。以上の現代社会のニーズに応えるため、計測・制御を基盤に、感覚・知覚や運動などの人間の特性や機能を体系的に理解したうえで、メカトロニクス、生体及び医用工学に関する研究に取り組む。今後、ロボットと人間のさらなる調和を図り、高齢者や障害を持つ人々の生活環境の改善・支援への貢献を目指す。

●光工学（8、9、11、12）

未来社会では、持続的な発展により豊かで安心なグローバル社会の実現が求められており、このための情報技術の貢献が強く期待されている。このような現代社会のニーズ

に応えるため、光工学の先端技術は、高度情報化社会のニーズに応える次世代光通信、高分解能計測・制御、高感度精密光センサー、次世代高速量子コンピューティングなどの基盤技術を支え、新しい技術開発を可能にする。新しい光科学・光技術の基盤となる光機能材料、光デバイス、光通信・情報処理に関連した基礎から応用を学ぶ。このことにより、省エネルギー、セキュリティ等の様々な点で従来技術の限界を非連続に解決し、社会的要請に応える高次な社会・産業インフラの形成への貢献を目指す。

4-2 教員組織の特色

3大学の強みを結集した教育研究資源を最大限、発揮させるため、多様性を持ち、かつ求心力のある教育組織を編成する。主な特徴は以下のとおりである。

- ・本共同専攻の教育体制は、サステイナビリティに関する教育研究の発展に貢献することができる3大学から選抜された計11名の教員から構成される。文理協働教育の意義を十分理解し、新たな文理協働型グローバル人材養成プログラムの実施・発展に意欲をもつ教員により組織される。
- ・本共同専攻は、独立専攻であるものの、母体である3大学の関係教員間のネットワークを活用して運営する。
- ・3大学間で主指導教員1名と副指導教員2名からなるトリプレット研究指導体制が自律的に機能するよう、サポート体制を整える。
- ・東京農工大学では、工学府に本専攻を設置する。学生の入学定員は4名で、本共同専攻で教育指導に当たる教員には、工学研究院から2名、農学研究院から2名の主指導教員資格を有する教授を配置する。東京農工大学が主として担当する農学および工学に関する強みを生かしながら、農工協働の教育研究指導を実践するとともに、博士（学術）の学位に関する質的保証を確保する。

4-3 教員の年齢構成

《東京外国語大学》

東京外国語大学から本共同専攻に参画する専任教員3名の内訳は、教授3名である。

学年進行終了時の平成34年3月時点における年齢構成は、50歳代が2名、60歳代が1名となっている。

《東京農工大学》

東京農工大学から本共同専攻に参画する専任教員4名の内訳は、工学系、農学系、各2名で、教授4名である。

学年進行終了時の平成34年3月時点における年齢構成は、50歳代1名、60歳代が3名となっている。

《電気通信大学》

電気通信大学から本共同専攻に参画する専任教員4名の内訳は、教授1名、准教授3名である。

学年進行終了時の平成34年3月時点における年齢構成は、50歳代3名、60歳代が1名となっている。

本共同専攻の専任教員の年齢構成は、完成年度（平成33年度）3月の時点で50歳代が6名、60歳代が5名の計11名になる。文理協働グローバル人材の育成にとって、世界的に優れた最先端の教育研究水準の維持向上及び活性化に相応しい、バランスの取れた構成になっている。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

5-1 教育プロセス

本共同専攻は、自身の専門性にしっかりと軸足を置き、その専門的な観点から人類の未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的規模の課題を分野横断的な問題として捉え、他分野の研究成果を取り入れることによって国際社会に貢献するイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材の養成を目的として、以下の教育方法、履修指導、研究指導、修了要件、学位論文の審査体制等を設定、構築する。

本共同専攻のカリキュラムは「共通基盤科目」、「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」、「実践実習科目」の3科目区分から構成され、教育における主要言語は英語とする。講義は英語で行い、演習、セミナー、実習においては、学生の理解度に合わせ、英語と日本語を併用する。この併用は日本語を母語としない学生に不利益を与えないことを条件とする。

以上の3科目区分が有機的に連動し教育目標を効果的に達成できるように、「理解」、「分析」、「実装」という3相（アスペクト）からなる段階的教育体系のもと、トリプレット体制による協働的教育研究を展開する。トリプレット体制は、①3大学の教員が共同して行う講義・演習、②博士論文研究指導の両方に適用する。特に②については、主指導教員1名並びに主指導教員と異なる大学に所属する副指導教員2名の計3名（各大学1名）から構成される各学生独自の指導体制を確立し、個人毎にきめ細やかな指導を行う。さらに、②では「理解」・「分析」・「実装」という3相からなる包括的な教育を展開する。分野横断的なトリプレット体制の下、学生への研究指導を相互補完的に行うことで、「理解」、「分析」、「実装」の各相の力を循環的に深化させていくことができる。

学位審査については、主査1名、副査4名以上（3大学の教員からなり、主査は主指導教員以外から選出、2名まで3大学以外の大学や外部機関の副査を含んでよい）の教員により、博士学位請求論文の審査と最終試験を実施した上で、3大学の合議により学位の授与について判断する。また成績評価基準については、各授業科目のシラバスにおいて明示することとする。

本共同専攻は、国際協力機関や多国籍企業等で経験を積む社会人についても積極的に受け入れることとしているため、大学院設置基準に基づき、教育方法の特例（いわゆる14条特例）を実施する。具体的には、時間割設定に当たり、休日、夜間及び集中講義を最大限に活用するほか、学生の勤務・生活形態を考慮した履修指導や研究指導を行う。

5-2 授業の方法・単位

○教育課程

カリキュラムは「共通基盤科目」、「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」、「実践実習科目」の3科目区分から構成される（前掲 表2参照）。修了するには、「共通基盤科目」（4単位）、「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」（6単位）、「実践実習科目」（6単位）の16単位を修得しなければならない。

「共通基盤科目」と「実践実習科目」は3大学の専任教員が共同で開講する講義・演習科目群である。「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」はトリプレット研究指導体制による演習科目群であり、学生は、「協働分野セミナーI～VI」（6単位）を修得しなければならない。

なお、10月入学者は、「共通基盤科目」である「サステイナビリティ研究基礎」についてはB、Aの順で履修することになる。本2科目は本共同専攻におけるサステイナビリティ研究に必要とされる基盤科目であるが、両科目はA、Bどちらから履修しても構わない。また、「協働分野セミナーI～VI」と「サステイナビリティ研究先端演習I～IV」については、履修生は入学した学期に関係なく、いずれもIから順次に履修できるよう、前期、後期とも開講する仕組みになっている。

各科目区分の主な到達目標並びに授業形態は以下のとおりである。

【共通基盤科目】（4単位）

授業科目名	開講	必修選択	単位数	主な到達目標	授業形態ほか
サステイナビリティ研究基礎A	共同	必	2	普遍的かつ実践的学識を基盤とする国際感覚の涵養と強化	専任・外部講師によるオムニバス講義 アクティブラーニング：ディスカッション、異分野交流ディベート、ファシリテーション、PBL型ワークショップ
サステイナビリティ研究基礎B	共同	必	2	国際通用性のある実践的な基礎理論・技法の修得とその応用力の強化及び効果的なプロポーザル・ライティング作法の修得	専任講師によるオムニバス講義 アクティブラーニング：ケーススタディ

【サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目】（6単位）

授業科目名	開講	必修選択	単位数	主な到達目標	授業形態ほか
協働分野セミナーI	共同	必	1	専門性（コア・コンピテンシー）の強化、異分野交流を通じた構想力・応用力の強	博士論文研究のための主指導教員と副指導教員2名による協働セミ
協働分野セミナーII	共同	必	1		
協働分野セミナーIII	共同	必	1		

協働分野セミナーIV	共同	必	1	化、多様な価値観・環境に対応できる適用力と調整できる合意形成功力の醸成	ナ一及び研究室でのラボワーク
協働分野セミナーV	共同	必	1		
協働分野セミナーVI	共同	必	1		

【実践実習科目】(6単位)

授業科目名	開講	必修選択	単位数	主な到達目標	授業形態ほか
サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ	共同	必	1	文野横断型の発想力やプレゼンテーション技法の向上、エビデンスに基づいた論理性のあるコンテクスト化、調整力、プレゼンテーション技法の向上及びその技法の実践力	文理協働コロキウム論文中間審査を含めた公開報告と討議
サステイナビリティ研究先端演習Ⅱ	共同	必	1		
サステイナビリティ研究先端演習Ⅲ	共同	必	1		
サステイナビリティ研究先端演習Ⅳ	共同	必	1		
学外実践実習	各大学	選	2	実社会に通用する、普遍的かつ実践的知識を基盤とする国際的センス、国際通用性のある実践的理論・スキルやコミュニケーション力の修得	国内外機関・企業等でのインターンシップ
学内実践実習	各大学	選	2	実社会での業務経験の体系的理解を通じた、普遍的かつ実践的知識を基盤とする国際的センス、国際通用性のある実践的理論・スキルの強化	3大学の所属大学以外の研究科の研究室でのラボワーク

※「学外実践実習」と「学内実践実習」は選択必修科目で、いずれかの科目を履修しなければならない。十分な実務経験がない学生は「学外実践実習」、十分な実務経験を有する社会人学生は「学内実践実習」を履修することが推奨される。

【共通基盤科目】

共通基盤科目は本共同専攻のサステイナビリティ研究の基盤を成す学識と分析手法を学ぶ講義・演習で、必修科目とする。少人数の対面式授業とするが、講義内容によっては双方向の通信によるメディアを駆使した手法を採用する。

「サステイナビリティ研究基礎 A・B」では、サステイナビリティ研究の基盤となる基本的な学識や分析手法の実践力を効果的に修得できるように、講義と演習を組み合わせた授業を計画・実施する。また、サステイナビリティという概念に体現されている「持続可能な開発目標（SDGs）」に係る国際社会の要請と、SDGs を支える基本的な正義の観念や倫理観についても学ぶ。

1年次前期に「サステイナビリティ研究基礎 A」（2単位）を開講し、サステイナビリティ研究に必要となる基盤的な学識を概括的かつ体系的に教授する。具体的な主な到達目標は、現代グローバリゼーション社会の本質や課題等に加え、SDGs やその背景にある基本的な正義の観念や倫理観及びレジリエンスなどの国際通用性のある多元的文化理論及び国際標準化やその背景にある知的財産権や国際社会の倫理に関する学識を深め、国際的センスを涵養することである。この講義では、特に理系学生の基盤的な学識の醸成に力点を置き、普遍的かつ実践的学識を基盤とする国際感覚と倫理観の修得を目標に据える。演習では、講義内容に関するディスカッション、さらに文系、理系の学生が協働で主体的に学ぶ異分野交流ディベートを通じて基盤的な学識の理解を深める。一連の講義とそれに対応した演習の終了後、特定のテーマに関して、実装に重きを置いた、総合的視点からファシリテーション、PBL による演習を行う。この演習では、専門が異なる学生から編成されるチーム単位で、学生が主体的に特定テーマの現状の把握や課題解決に向けた構想、実現可能性のある方策を検討する。以上の演習を通じて、理系、文系にかかわらず、基盤的な学識の応用力及びコミュニケーション力を向上させ、国際センスを磨く。

1年次後期に、「サステイナビリティ研究基礎 B」（2単位）を開講する。サステイナビリティ研究に必要となる基盤的な学術的方法論を概括的かつ体系的に学ぶ。この講義では特に文系学生の科学リテラシー及び科学的根拠の導出力の醸成に力点を置き、国際社会の現場で広範に適用できる実践的な基礎理論と技法（スキル）の修得を目標に据える。具体的な主な到達目標は、社会数理（統計学、経済学など）、実験計画・解析、システム工学、人工知能などの基礎理論並びにビッグデータ解析、GIS、リスク分析、費用便益分析などの実社会で適用範囲の広い分析手法の修得である。演習では講義で学んだ理論や分析手法を利用した文理協働型ケーススタディを通して実装への応用力を身に付ける。一連の講義とケーススタディの終了後、プロポーザル・ライティング（英語）の作法を学び、国際通用性のあるコミュニケーション力の向上も図る。

なお、「サステイナビリティ研究基礎 A・B」の履修順序は A、B どちらが先でも構わない（10月入学者は B から履修する）。

【サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目】

専門分野を軸に他分野の発想や手法を取り入れながら行う越境的な研究を効果的に進めしていくため、「理解」・「分析」・「実装」からなる包括的な教育研究体系のもと、トリプレット研究指導体制による相互補完強化的な協働教育を行う。

1年次前期から3年次後期まで、毎学期、主指導教員は必修科目として、主任指導教員と2名の副指導教員からなるトリプレット研究指導体制による、指導学生向けに「協働分野セミナー」（各学期1単位、計6単位）を開講する。学生は、指導教員のもとで自らの研究の「理解・分析・実装」を鍛成するとともに、博士論文研究において核となる高度な専門性（コア・コンピテンシー）を身に付ける。また、副指導教員の指導によって、より専門性を深めて行く課程において、同時に「理解」・「分析」・「実装」の各アспектを循環的に鍛成する。自らの専門分野だけではなく、異分野研究者との密度の濃い学術交流を通じて得られた新たな発想や知見・情報を博士論文研究の構想に活用する

とともに、多様な価値観や環境に対応できる適応力ならびに合意形成力を身に付ける。

なお、学生は主指導教員と綿密に協議し、副指導教員候補を選び、そのうえで「サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ」の第1回目の演習において、候補者を含む本共同専攻教員との質疑応答・協議を経た後、2名の副指導教員を選定し、学生ごとの独自のトリプレット研究指導体制を確定する。それ以降、毎学期、主指導教員は2名の副指導教員との協議により、各学生に合った「協働分野セミナー」の実施計画を策定し、連携・協働しながら研究指導を進める。

本科目は博士論文研究を進める過程で核となるものである。分野横断的なトリプレット体制の下、「理解」・「分析」・「実装」という3相からなる包括的かつ相互補完的な協働的研究指導により、「理解」、「分析」、「実装」の各相の力を循環的に深化させていく。本科目履修の基盤となるトリプレット研究指導体制による協働的教育プロセスの具体例は以下のとおりである。

<協働的教育プロセスの具体例及び想定される人材例>

○東京外国語大学：「ロヒンギヤ問題の解決支援」という研究テーマの学生

	指導教員	研究テーマの学習	教育内容
理解	李孝徳 (東外大)	問題の所在を歴史的・文化的・社会的に把握	植民地支配と国家建設の歴史、エスニシティ関係、宗教問題などの知識
分析	山本佳世子 (電通大)	社会数理や地域間比較などの方法を用いた実際の規模、困難、特徴の把握	社会数理の分析手法に関する、より高度な専門的知識の学習と訓練
実装	千年篤 (農工大)	問題解決や難民支援に従事する国際機関、地域機構、関係政府、NGO それぞれに支援・対応政策を提言	食糧支援に関わる農業政策に関する専門的知識の学習
想定される人材		国際社会での知的作業に文理協働の観点から原理的かつ実践的に分析、企画立案できる人材	

○東京農工大学：「医療診断用光工学技術の実用開発」という研究テーマの学生

	指導教員	研究テーマの学習	教育内容
理解	岡田佳子 (電通大)	抽出した生物化学的機能情報を光工学の観点から物性的に把握	分光応答特性を通じた生体組織や細胞の機能情報抽出の検証
分析	三沢和彦 (農工大)	社会数理や地域間比較などの方法を用いた実際の規模、困難、特徴の把握	社会数理の分析手法に関する、より高度な専門的知識の学習と訓練

実装	中山智香子 (東外大)	開発機器の世界標準化（特に医療資源の少ない第三世界地域）に向けた実装の構想	先進国、新興国、発展途上国等の対象地域でそれぞれ異なる医療レベルや QOL の経済社会的なモデリング
想定される人材		資源や環境に関する地球規模のニーズを発掘し、現実の技術的解決手段と結びつけながら、持続可能なものづくりとサービスを刷新できる人材	

○電気通信大学：「農業用クラウドサービスの開発・整備」という研究テーマの学生

	指導教員	研究テーマの学習	教育内容
理解	山本佳世子 (電通大)	クラウドサービス技術のローカリゼーションによる農業への特化に必要な仕組みの理解	クラウド・システムの社会工学的運用に必要な都市・地域計画の学習
分析	千年篤 (農工大)	農業用クラウドサービスが対象地域で貢献しうる度合いの分析	費用便益分析の手法や適用に関する実践的分析の学習
実装	武内進一 (東外大)	対象地域に関する国際機関、地域機構、関係政府、NGO などとの連携による実装の構想について学習	導入可能なサービス・取り組みについての国際機関、地域機構、関係政府、NGO との交渉方法
想定される人材		国際機関や国際NGOの最前線で求められる知的ニーズを、地域研究の観点から総合的に支援できる人材	

【実践実習科目】

本科目群は「サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ～Ⅳ」（必修：各1単位）と「学外実践実習」（選択必修：2単位）と「学内実践実習」（選択必修：2単位）から構成される。本科目群の主な目標は、実社会に通用する普遍的かつ実践的学識を基盤とする国際感覚、国際通用性のある実践的理論・技法、国際通用性のある論理的思考力と機能的伝達力（コミュニケーション力）の実践的能力の修得である。

「サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ～Ⅳ」（各1単位、計4単位）は、本共同専攻の専任教員と学生全員が一堂に会して実施する文理協働コロキウム形式（学生による報告+質疑応答）で開講する。本科目群の4科目とも必修科目であり、主な到達目標は、分野横断型の発想力やプレゼンテーション技法の向上、エビデンスに基づいた論理性のあるコンテクスト化、調整力、プレゼンテーション技法の向上及びその技法の実践力を身に付けることである。

本先端演習は1～2年次における毎学期、2回に分けて集中開講され、学生各自が実施している研究の構想や進捗状況の発表と質疑応答を実践する演習を行う。各報告において学生は「協働分野セミナー」を通じて得られた「理解」・「分析」・「実装」各相の知見と成果及び直近で実施したインターンシップ内容の報告を盛り込むことが求められる。

文理協働コロキウムでは、履修生の専門分野に基づいた博士論文研究への指導のみならず、文系、理系を問わず学術的及び社会的観点を含めて多相的な指導、助言を行う。

また、専攻全体で集中方式によって実施するため、それぞれの履修生の博士論文研究の内容及び進捗状況を相互に把握する機会となり、博士論文の完成に向けて進捗状況の自己評価及び研究方針の修正を主体的に管理することができる。

なお、本共同専攻の全学生に研究倫理の理解と遵守を徹底させるため、少なくとも毎学期1回、文理協働コロキウムにおいて研究倫理に関する講習を実施する。

1年前期に、「サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ」（1単位）を開講する。1回目のコロキウムは入学直後に実施し、学生による自らの研究テーマの報告及び質疑応答を行い、複数の副指導教員候補から助言、意見を得た後、学生が2名の副指導教員を選択する。2回目のコロキウムは前期の講義科目を履修し終わった後に実施し、博士論文の研究構想について報告し、質疑応答を行う。

1年次後期に、「サステイナビリティ研究先端演習Ⅱ」（1単位）を開講する。1回目のコロキウムは新学期開始直後に実施し、学生の博士論文の研究構想に関して発表、質疑応答を行う。2回目のコロキウムは後期の講義科目の履修後に実施し、学生の博士論文の実施計画について発表、質疑応答を行う。本演習は博士論文中間審査会を兼ねる。学生は講義・演習・実習を通じて得られた「理解・分析・実装」各相の知見をもとに博士論文のプロポーザル又は研究の進捗状況を発表する。また、博士論文研究に直接的に関係のないトリプレット研究指導体制から得られた成果や実施したインターンシップの成果の報告も行う。

2年次前期に、「サステイナビリティ研究先端演習Ⅲ」（1単位）を開講する。1回目のコロキウムは新学期開始直後に実施し、学生の博士論文研究の進捗状況（研究成果を含む）及び今後の計画に関して発表、質疑応答を行う。2回目のコロキウムは前期科目の履修後に実施し、博士論文研究の進捗状況（研究成果を含む）について発表、質疑応答を行う。

2年次後期に、「サステイナビリティ研究先端演習Ⅳ」（1単位）を開講する。1回目のコロキウムは新学期開始直後に実施し、学生の博士論文研究の進捗状況（研究成果を含む）及び今後の計画に関して発表、質疑応答を行う。2回目のコロキウムは前期科目の履修了後に実施し、博士論文研究の進捗状況（研究成果を含む）について発表、質疑応答を行う。

なお「サステイナビリティ研究先端演習Ⅰ～Ⅳ」は、10月入学者に対応できるように前期、後期ともに必要に応じて開講する。

1年次前期～2年次後期の間に、学生は「学外実践実習」（2単位）または「学内実践実習」（2単位）を履修しなければならない（10月入学者も同様）。十分な実務経験がない学生は「学外実践実習」、豊富な実務経験を有する社会人学生は「学内実践実習」を履修することが推奨される。後者は企業秘密や年休取得の時期的限定等、複雑な事情が存在し、インターンシップの候補先の機関・企業に行けない場合に適用される。

「学外実践実習」・「学内実践実習」の主な到達目標は、実社会に通用する高度な研究能力を持つ博士人材としての基盤を形成することにある。本科目の履修により、学生は自らの研究の「実装」可能性を吟味するために実際の現場で学ぶ。

「学外実践実習」では、国内外機関でのインターンシップにより、実際の現場における業務、研究などを経験することを通じ、国際通用性のある学識、技術の応用方法を学び、現場での業務に参加することで現場におけるコミュニケーション力、技術、思考能力を研鑽するとともに、専門家としての責任を学ぶ。以上を通して、社会に出て即戦力となる、高度な研究能力を持つ博士としての基盤を形成する。インターンシップは学生と主指導教員が綿密に協議して計画する。学生自身の専門や将来の希望進路を考慮し、副指導教員等から助言・支援を受けながら候補先を選択し、先方への依頼・交渉を行い、

受入時期・場所等を決定する。インターンシップ終了後、報告書を主指導教員に提出し承認を得られれば、単位が付与される。

「学内実習」では、学生自身の豊富な実務経験を本共同専攻で学んだ学識や技法を活用し、たとえば、SDGs の枠組で整理・体系化し、実務経験の社会的意義及び課題等を考察する課題設定型個人研究である。実際の現場の業務を素材として、越境的かつ包括的な観点から、エビデンスに基づいた論理性のあるコンテクスト化の能力を鍛錬するとともに、学んだ学識や技法の実践力を磨く。履修生は個人研究をレポートに取りまとめ主指導教員に提出することが求められる。

以上の科目 16 単位を修得し、博士学位請求論文を作成し、最終審査に合格することによって、博士（学術）の学位が授与される。

なお、上記の協働的教育プロセスの具体例からわかるように、本共同専攻における教育プロセスの特色の 1 つとして強調すべきは、各教員におけるセミナー、ラボワークが、博士論文の完成に向けて細分化された専門に特化した研究教育を行なうという従来の方式とは大きく異なる点にある。博士論文の完成に加え、学位取得後、実社会に出た後で、十分に活用できる知識、スキル、さらには応用力、コミュニケーション力、発想力、協調性などの実践的能力の醸成も重要な到達目標である。

本共同専攻における履修モデルは、資料 6 のとおりである。

5-3 履修指導・研究指導・修了要件

○履修指導

主指導教員候補は、入学前に学生が獲得した学修実績や経験等のバックグラウンドと学生自らのキャリアデザインをもとに面談し、本共同専攻の教育方針・内容と「共通基盤科目」、「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」、「実践実習科」の科目群のもと編成されている各科目の目標や内容及び科目群の関係性について説明を行う。

入学後の全般的な履修指導は主指導教員が主に担い、教務担当教員や副指導教員が補佐する体制を敷く。育成すべき人材を見据え、学生の学修実績や経験等のバックグラウンドと学生自らが描くキャリアデザインに基づき、きめ細やかな履修指導を行うため、学生と主指導教員等により隨時、意見交換を行う。

「共通基盤科目」と「実践実習科目」は 3 大学教員が共同で開講する講義・演習科目群であるが、当該科目の履修においては授業担当教員が授業後に学生の要望を受けて具体的な助言・指導を行い、主指導教員が履修全体を通じた総合的な助言・指導を行う。これら科目群のうち唯一、履修時期が学生間で大きく異なる科目が「学外実践実習」と「学内実践実習」である。国内外機関でのインターンシップまたは 3 大学の他研究科の教員の研究室でのラボワークの履修計画については、1 年次における「共通基盤科目」の学修実績等、学期進行に合わせ、当初計画を調整しながら、各学生の意向、能力等を考慮したうえで、学生と主指導教員との綿密な協議を通して決定する。履修の計画立案は学生が主体的に行なうことが求められるが、主指導教員や副指導教員は、学生の専門や将来の希望進路を考慮したうえでインターンシップ候補機関を照会するなど、適宜に助言・支援する。インターンシップ実施後においても学生のキャリアパスについて相談に乗るとともに、本科目の改善に向けて専攻に提案することが期待される。

「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」はトリプレット研究指導体制のもとで開講する科目群であり、当該科目の履修においては主指導教員と 2 名の副指導教員が緊密

に連携しつつ助言・指導を行う。この指導体制については、下記、研究指導において説明する。

学生の履修上、深刻な問題が生じた場合には、毎月 1 回程度開催する「大学院共同サステイナビリティ研究専攻連絡協議会」（「12-1 三大学共同による運営」参照。）において隨時、報告・審議するなど、本共同専攻の専任教員 11 名が一丸となり協働して履修指導を徹底する体制を整える。たとえば、本共同専攻のほとんどの科目は所定学期に開講されるが、諸事情により、履修を中途で断念してしまった場合又は所定学期に履修できなかつた場合には、主指導教員や教務担当教員との面談を複数回行ない、対応案を協議する。そのうえで専攻連絡協議会において協議し、最善策を決定する。

○研究指導

主指導教員候補は、入学前に実施する学生との面談において、本共同専攻の特徴であるトリプレット研究指導体制について説明し、副指導教員候補の検討に必要となる専攻全教員の専門分野及び研究実績等の情報を事前に提供する。学生と主指導教員との相互理解のもと、2名以上の副指導教員候補を入学前に検討しておくことが推奨される。学生の経歴や希望する研究テーマに適していると思われる教員の研究内容を照会するなど、トリプレット研究指導体制の特特性を生かして丁寧な助言・指導を行う。

入学後、「サステイナビリティ研究先端演習 I」の第 1 回目において本共同専攻の専任教員と入学学生全員が一堂に会して実施する文理協働コロキウムを開催し、その場でそれぞれの学生の研究主題に適したトリプレット研究指導体制を確定する。このコロキウムでは、学生による自らの研究テーマの報告及び質疑応答を行い、複数の副指導教員候補から助言、意見を得た後、学生が 2 名の副指導教員を選択する。

なお、上述のように調整された各学生のトリプレット研究指導体制（主指導教員、副指導教員 2 名）は、「共同専攻会議」で正式に承認（追認）されることになるが、「サステイナビリティ研究先端演習 I」には本共同専攻の専任教員全員が参加するため、そこでの決定は本共同専攻全体で十分に共有される。

トリプレット研究指導体制での指導は、主に「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」の「協働分野セミナー I～VI」と「協働分野セミナー A・B」の履修を通して行われるが、博士論文研究過程において必要に応じ、隨時行われる。また、トリプレット研究指導体制での成果は、「サステイナビリティ研究先端演習 I～IV」での発表を通じて、本共同専攻の専任教員及び学生全員と共有される仕組みになっている。

以上のように、学生は自身の研究テーマや研究計画の策定から遂行、論文等の作成に至るまで、「サステイナビリティ研究セミナー/ラボワーク科目」や「実践実習科目」の履修を通じて綿密かつオープンな研究指導体制のもとで行うことができる。

また特筆すべきは、副指導教員が学生の研究及び学習活動におけるメンター教員の役割を担う点である。「協働分野セミナー」等を通した研究面のみではなく、様々で局面で教員が学生と直接、意見交換できる機会は貴重である。学生は専門の研究に集中すると視野が狭くなり、自身の研究のみならず、ほかの学習活動や日常生活にもそうした単眼的見方を適用してしまう恐れがある。場合によっては、自己中心的、独善的な見方に陥ってしまい、メンタル面の問題を引き起こす遠因になり得る。異分野教員との意見交換の機会は、違った見方や思考法もあるという複眼的見方を提供できるという点で、メンタル面での問題を抑制・緩和する効果を有していると考え、副指導教員にメンター教員の役割を付託する。

メンタル面の問題を含む学生の研究過程で生ずる諸問題については、「大学院共同サステイ

「ナビリティ研究専攻連絡協議会」等を通じて隨時、専任教員間で情報共有し、対策及び類似問題の予防策を検討・実行するなど組織的に対応する体制を整える。

○修了要件

本共同専攻の教育課程において 16 単位を修得し、必要な研究指導を受け、国際的な学術誌に英語の論文あるいは日本学術会議に登録されている学術研究団体が発行する査読のある学術誌に論文が一篇受理され、博士学位請求論文の審査及び最終試験に合格することによって、博士（学術）の学位が授与される。

5-4 博士学位請求論文の審査体制及び公表方法等

学位請求論文審査の申請

博士学位請求論文審査の作成に当たっては、学生の所属大学の当該共同専攻から主指導教員を選出し、他の 2 大学からそれぞれ 1 名ずつの副指導教員を選出する。主指導教員を中心とする 3 名の指導教員が連携して学生の研究指導を行う。学生は研究指導を受けながら博士学位請求論文を作成した後、学位論文 1 編とともに、以下の書類を添えて各大学の本共同専攻が設置されている研究科長（又は学府長）に提出する。なお、博士学位論文の審査申請は、課程修了（予定）の者のみ可能とする。

- (1) 学位論文要旨 1 通
- (2) 学位論文目録 1 通
- (3) 履歴書 1 通
- (4) 学位論文講評申請書 1 通
- (5) 公表に関する承諾書 共同研究者 1 人につき 1 通
- (6) 同意承諾書 1 通

学位請求論文の審査

博士学位論文審査のフロー（参考資料 7）に示す通り、主指導教員経由で提出された学生の学位請求論文は、三大学共同専攻会議で推薦される。各大学の専攻長は、三大学共同専攻会議の承認を得て、学位請求論文の審査のため、5 人以上の学位審査委員候補者を選出し、各大学の研究科長（又は学府長）に報告する。

博士課程学生から申請された学位請求論文の審査を行う学位審査委員会の審査委員は、主指導教員以外で博士課程の主指導教員資格を有する主指導教員の所属大学教員を審査委員長（主査）に、4 名の副査を加えて審査委員 5 名を基準として構成する。4 名の副査は、副指導教員の 2 名（主指導教員の所属大学以外の 2 大学本共同専攻所属教員各 1 名）のほか、主指導教員の所属大学教員（博士課程の主指導教員資格を有する教員）1 名、3 大学（東京農工大学、東京外国語大学、電気通信大学）のいずれかで博士課程の主指導教員資格を有する教員 1 名とする。なお、必要に応じて学位審査委員会の審査委員数が 5 名を超えてよい。

また、高度な専門性の確保及び学位の質的保証を目的として、3 大学以外の大学や外部機関の教員等を含めることを可能とし、各大学の研究科（または学府）の教員資格審査を経て研究指導を有すると認めた教員等について、三大学共同専攻会議および当該大学の研究科（または学府）で審議の上、2 名を限度として審査委員に加えることができる。なお、主査は主指導教員以外から選出する。

- 学位論文審査プロセスでは、学位論文審査委員会により最終試験が実施される。
- 学位審査に当たっては、学生に対し事前に審査基準を以下のとおり明示する。
- (1)学位請求論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。
 - (2)学位請求論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有していること
 - (3)(2)に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。

最終試験

学位請求論文審査とは別に、対象学生ごとに最終試験を実施し、合否を判定する。学位審査委員会の主査は、学位請求論文審査及び最終試験の結果を共同専攻会議に速やかに報告する。

学位請求論文審査、最終試験結果の判定及び公表等

共同専攻会議は、学位論文審査会主査からの報告に基づき、学位請求論文の審査及び最終試験の判定を行い、各大学の教授会へ学位請求論文審査の要旨及び最終試験の成績並びに判定結果を報告する。その後、各大学において必要な議を経た後、学位授与を行う。また、博士論文の要旨と審査結果は、遅滞なく Web ページ等において公表する。以上のように、審査の厳格性及び透明性を確保する。

5-5 研究の倫理審査体制

本共同専攻における研究内容の倫理性について確認を行う体制を三大学で合意の上構築する。研究実施に当たっての倫理審査は、原則として当該研究を実施する各大学の規定に従い行う。倫理審査委員会等への届出内容等については共有管理を行う。研究計画書、倫理審査申請書等を作成する前に研究倫理等の重要性を学んだ上で作成に当たる。なお、倫理違反が判明した場合は、直ちに研究を中止するとともに、倫理審査委員会の管理下において被害を調査し、適切に対処する。

5-6 海外研修の実施

実習科目に係わる学生の費用負担

実習科目に係る費用負担については、原則として学生の自己負担とする。ただし、特に海外の場合には経済的負担を軽減するため、要件に合致する留学奨学金制度等への応募を紹介し、奨励する。また、各大学における留学や学外実習等の経費を支援する制度等の活用も促す。

実習科目における危機管理等

本共同専攻における学外研修、及び海外派遣を伴う実習科目の実施においては、各大学の危機管理体制を参考に、本共同専攻において危機管理体制の構築を行い対処する。緊急の事態に対応する必要がある場合、原則として、各大学の危機管理規則に従うものとする。派遣先の国情理解、情報収集の徹底、予防接種等の案内、海外旅行保険への加入、健康診断の受診、健康管理の方法、危機発生時の連絡体制を周知する

6. 施設、設備等の整備計画

6-1 校舎等施設

本共同専攻に在籍する学生は、所属によらず、三大学全ての施設・設備を利用できるため、教育環境と資源を共有することが可能となり、教育の充実が図られる。

東京外国語大学においては、府中キャンパスの設備等を活用することにより、対応する。府中キャンパスの研究講義棟には、講義室 42 室、演習室 42 室、研究室 208 室が設置されており、平均利用率 は講義室が 72%、演習室が 65%である。

【講義室・演習室の種類及び設置数】

区分	定員	設置数
大講義室	200 名以上	4
中講義室	100 名～199 名	7
小講義室	99 名以下	31
演習室	16 名～44 名	42

教員の研究室は、延床面積 5,840 m²で、専門分野ごとに研究室を近接させている。また教員個人の研究室とは別に共同研究室を設置して、教育研究活動の円滑な実施に配慮している。

大学院生の自習室として、院生研究室が整備されており、平日は 8 時から 23 時まで、土日は 8 時から 20 時まで利用することが可能な体制となっている。

また、学生が自由に利用できる共用パソコンを、附属図書館に 133 台、研究講義棟に 34 台設置している。また、マルチメディア室等に 277 台が配置しているほか、大学院生用の研究室に 68 台、留学生日本語教育センターの教室に 66 台、就職情報の提供用に 3 台、非常勤講師用に 2 台が配置されている。さらに、共同研究室等に 30 台が配置され、許可を得た学生が利用できるようになっている。

東京農工大学の教室、実験・演習室については、既存の講義室等を活用することで対応可能である。また、学生の自習室等については、これまでにも多数の大学院生を受け入れていることから、既存の自習室等を活用することで十分に対応可能である。さらに、建物内には有線、無線の LAN 環境が整備されており、常時インターネットに接続することができる。

電気通信大学においては、講義室が 63 室、演習室が 104 室設置されており、これらの講義室等を活用することで対応する。学生の自習スペースとして、附属図書館の自習室や学内計算機システム及びネットワークを利用した自習を行うことができる情報基盤センター演習室等があり、これらの自習室等を活用することで十分に対応可能である。

また、学内公衆無線 LAN アクセスネットワークは、学内全ての講義教室をカバーしており、学内有線 LAN として情報コンセントも整備している。このことにより、講義及び自習でネットワークを自由に利用することが可能である。

6-2 図書資料及び図書館の整備

本共同専攻に在籍する学生は、所属によらず、各校地にいながらネットワークを介して三大学全ての図書情報サービスを享受することができる。

東京外国語大学の附属図書館は、総面積 6,930 m²、地上4階建てで、1階は電動集密書架を配した書庫スペース、2階にメインカウンターを設け、2階から4階は固定書架と閲覧机を配置した閲覧スペースである。館内には、自由閲覧室、個室閲覧室、グループ閲覧室、ラーニングコモンズを備え、全館の座席数は564席。約140台のパソコンを配置するとともに、無線 LAN のアクセスポイントも整備している。開館時間は、授業期間の平日が9時から21時45分まで、同じく土日が13時から18時45分までである。

蔵書数は、平成29年4月1日現在、図書855,261冊、学術雑誌9,607タイトルである。一部貴重書を除き蔵書は全て開架されており、利用者が自由に手に取ることができる。大学の特性に合わせ、言語を主とした分類体系により資料を配置している。蔵書構成は、日本語図書・英語図書が合わせて全体の約50%、ヨーロッパ系言語（英語を除く）図書が約20%、アジア系言語（日本語を除く）図書が約30%となっている。電子資料については、電子書籍1,741タイトル、電子ジャーナル6,473タイトル、データベース10タイトルを提供している。なお、視聴覚資料については、図書館とは別にAVライブラリーがあり、CDやDVD等、約4,000点を利用に供している。

世界の諸言語・諸地域を教育研究対象とする大学の図書館として、人文・社会科学系の学問分野に幅広く目配りした蔵書構築を行っている。シラバスに掲載された図書は毎年網羅的に購入し利用に供している。学生用図書の大半は、教員からの推薦や学生からの要望に配慮しながら、教員と附属図書館職員からなる学生用図書選定会にて選定を行い、専門性の高い研究書や留学生用図書などについては、関係する組織や教員の協力を得て選定している。冊子体の学術雑誌は、継続性を維持しつつも教育研究環境を反映できるよう、原則として3年ごとに購入タイトルの選定・見直しを行っている。

多言語を特徴とする蔵書は国内で希少な資料を多く含むことから、オンライン目録の整備を重視し、それぞれの言語固有の文字による検索・表示が可能なデータを本学OPAC等を通じて学内外に広く公開している。また、機関リポジトリを構築し、紀要論文、学位論文といった本学の研究成果、及び電子化した貴重図書等のインターネットによる公開も進めている。

学生の主体的な学習のための共有スペースとして平成24年4月に附属図書館4階に設置したTUFS-ラーニングコモンズには、パソコン、可動式机、ホワイトボード、プレゼンテーション用の機器等を配置するとともに、学習相談デスクを設け、学生からのさまざまな学習相談に本学の大学院生が対応している。また、同じ4階には総合情報コラボレーションセンターのカウンターも配置し、コンピュータ関連の質問やトラブルに対応するなど、学習環境及び学修支援体制を整えている。

東京農工大学では、府中及び小金井キャンパスに図書館を有している。両図書館では、各キャンパスに配置している学部及び大学院の学術分野における図書及び雑誌類を中心に体系的に収集整備し、利用者に提供している。

蔵書は、府中及び小金井図書館合わせて 約52万6千冊（うち、外国図書約17万8千冊）、冊子体の学術雑誌約1万3千種類、電子ジャーナルは約7千種類（うち、外国の電子ジャーナル約6千種類）、電子ブック約7千種類、視聴覚資料は約3千種類を有している。

また、規模は、府中図書館が 364 席（床面積 3,428 m²）、小金井図書館 533 席（床面積 3,479 m²）である。開館時間は平日 8 時 45 分から 21 時まであり、土曜日は 10 時から 17 時（府中図書館）、12 時 30 分から 19 時 30 分（小金井図書館）、日曜日は 13 時から 17 時まで開館している。また、OPAC システムが稼働しており、全学の所蔵図書の検索を迅速に行うことができる。

府中図書館では、2 階部分を「コモンズエリア（自由に議論しながら研究・学習する空間）」、1 階部分を「静寂エリア（集中して静かに研究・学習する空間）」と位置づけており、小金井図書館では、北棟 3 階を「オープングループワークスペース」として、無線 LAN やホワイトボードを備えた自由なディスカッションスペースを新たに設置するなど、両図書館において、グループ学習や個人向けの学習に適した多様な環境や設備を提供している。

なお、両図書館では、学生の自立的学習を促すための教育支援、及び研究者に対する学術情報提供等による研究支援を行うため、開架方式による閲覧、貸出、返却、ILL(文献複写・相互貸借)のほか、新入生向け図書館オリエンテーション、大学院生を対象とした文献検索オリエンテーション、「図書館活用ガイド」の作成、図書・雑誌の購入のほか、電子ジャーナルやデータベース等の電子資料等の精査充実も進めている。

電気通信大学の附属図書館（面積 7,233 m²）は、閲覧スペース（座席数 621 席）に加え、情報端末スペース、視聴覚スペース、自習室及びグループ学習室で構成され、利用者のニーズに応じて学習スペースを設けている。無線 LAN アクセスポイントが図書館全域をカバーし、館内での情報へのアクセスを提供している。また、レファレンス・ルーム、整理室、書庫を整備している。平日（月～金）は 9 時から 21 時 30 分まで、土曜日は 10 時から 17 時まで開館している。

理工系大学として、自然科学・工学関係の専門分野に重点をおいた蔵書構築を行っている。授業に用いる図書の他、各学科・専攻の教員からの推薦、学生からのリクエストを受け付けて選定を行っている。貸出利用の多い分野を中心に、本学の教育研究分野を網羅するような蔵書整備をしている。

研究用図書、専門分野の学生用図書のほか、辞書やハンドブックなどの参考図書、外国語学習用図書、留学生用図書、資格取得関連図書及び DVD 等の AV 資料などを収集している。人文・社会科学系を含む専門書以外の資料についても整備に努めている。蔵書数は和書 205 千冊、洋書 109 千冊である。

学術情報の電子化に伴い、教員や学生にとって電子化された資料の利用が不可欠であり、本学でもデータベース及び電子ジャーナルを導入・提供している。多くの電子資料については、情報基盤センターが加盟している外部サービスのリモートアクセス機能により、学外からも利用できるようになっている。また、学術機関リポジトリを構築して、学位論文、紀要のインターネット公開を行っている。貴重コレクション（江戸期和算書コレクション）などの電子化を図り公開に努めており、オンラインによる活用を推進している。

平成 29 年 4 月に汎用 AI 研究の推進と学生の主体的で能動的な学びを実現させるための先進的なアクティブラーニング環境「UEC Ambient Intelligence Agora」を附属図書館 2 階に整備した。Agora は、220 名以上収容可能な学修スペースであり、学生等の利用者が無線プレゼンテーション機器・プロジェクター・モニターを使ったプレゼンテーションの練習や、ガラス製ホワイトボードを用いたディスカッションを行うことが可能である。また、個人情報への十分な配慮の下、Agora 内での利用者の学修の様子をデータ化し、ビッグデータ、人工知能、ロボット、適応学修などの研究へ活用することとしている。

6-3 遠隔講義システムの導入状況

東京外国語大学においては、海外も含めた遠隔地の協定大学との講義を行うため、遠隔講義システムを導入している。

導入しているシステムと配置している講義室は、次のとおりである。いずれのシステムも、東京農工大学、電気通信大学に設置する遠隔講義システムとの間で、対面式の授業を実施することが可能となっている。

【遠隔講義システムの設置場所】（東京外国語大学）

設置場所	定員	テレビ会議システムメーカー・型番
研究講義棟 1 階 101 マルチメディアホール	303 名	Polycom Real Presence Group 700
研究講義棟 1 階 115 講義室	206 名	Polycom / HDX7000-720
研究講義棟 2 階 205 講義室	30 名	Polycom / HDX7000-720
研究講義棟 2 階 227 講義室	216 名	Polycom / HDX7000
研究講義棟 4 階 407 講義室 (大学院マルチメディア室)	36 名	Polycom Real Presence Group 500
アゴラ・グローバル プロメテウス・ホール	501 名	Polycom Real Presence Group 700
本部管理棟 2 階 小会議室 2	14 名	Polycom / HDX7000

東京農工大学においても遠隔講義システムを導入しており、システムと配置している講義室は次のとおりである。

【遠隔講義システムの設置場所】（東京農工大学）

設置場所	定員	テレビ会議システムメーカー・型番
府中キャンパス本部 第 2 会議室	50 名	cisco : CON-NEDO-CTSSX860
連合農学研究科 第 2 会議室	150 名	cisco : CON-NEDO-CTSSX860
府中キャンパス第 1 講義棟 22 番教室	80 名	POLYCOM HDX8000
府中キャンパス第 1 講義棟 23 番教室	80 名	POLYCOM HDX8000
府中キャンパス第 1 講義棟 25 番教室	298 名	POLYCOM / HDX8006
府中キャンパス新 4 号館 32 番教室	90 名	POLYCOM HDX8000
府中キャンパス農学部本館 講堂	346 名	POLYCOM / HDX8006
小金井キャンパス 8 号館多目的会議室	40 名	cisco : CON-NEDO-CTSSX860
小金井キャンパス 11 号館 5 階・1153	180 名	POLYCOM / HDX8006
小金井キャンパス 13 号館 L1321	214 名	POLYCOM / HDX8006
小金井キャンパス 13 号館 L1331	190 名	POLYCOM / HDX8006
小金井キャンパス講義棟 L0026	317 名	POLYCOM / HDX8006

電気通信大学においても遠隔講義システムを導入している。システムを配置している講義室は次のとおりである。本共同専攻での遠隔講義の実施にあたっては、他の 2 大学のシステムとの互換性のある機器を導入する。

【遠隔講義システムの設置場所】(電気通信大学)

設置場所	定員	メーカー
東4号館 222教室	96名	フォトロン Bee8 (収録配信システム)
東6号館 237教室	92名	フォトロン Bee8 (収録配信システム)
西5号館 101教室	88名	フォトロン Bee8 (収録配信システム)
西8号館 132教室	108名	フォトロン Bee8 (収録配信システム)

すべての講義室でオンデマンド視聴、ライブ配信が可能である。

いずれの大学においても、遠隔講義を実施する際には、システムに精通した職員が技術的なサポートをするとともに、職員またはTAを毎回の授業に配置し、設定作業を行う体制とする。TAの配置にあたっては、事前に職員による操作説明を実施し、円滑な授業実施や不具合への迅速な対応ができるよう教育を行う。また、各教室に操作マニュアルを整備し、円滑に授業を運営することが可能となっている。

7. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

東京外国語大学では、総合国際学研究科世界言語社会専攻の一部を改編し、本共同専攻を設置する。本共同専攻においては、主に総合国際学研究世界言語社会専攻（博士前期課程）の修了生を受け入れるとともに、国際機関等で職を得ている社会人や海外在住者、留学生の受入を行う。また、既設の世界言語社会専攻等との連携により、有機的な教育研究活動を行う。

東京農工大学では、工学府に本共同専攻を設置し、工学府（博士前期課程）、農学府（修士課程）及び生物システム応用科学府（博士前期課程）の修了生を受け入れるとともに、首都圏を中心とした社会人や留学生の受け入れを行う。また、既設の各学府及び連合農学研究科との連携により有機的な教育研究活動を行う。

電気通信大学では、情報理工学研究科に本共同専攻を設置し、情報理工学研究科（博士前期課程）の修了生を受け入れるとともに、首都圏を中心とした社会人や留学生の受入れを行う。また、既設の情報理工学研究科の専攻等との連携により有機的な教育研究活動を行う。

（関係図は、資料8を参照）

8. 入学者選抜の概要

本共同専攻は、東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学の連携共同によって、それぞれの大学に設置する標準修業年限3年の大学院博士課程である。

入学定員は、11名（東京外国語大学3名、東京農工大学4名、電気通信大学4名）とし、博士前期課程又は修士課程を修了した者、社会人および外国人留学生を広く受け入れる。なお、入学時期は4月及び10月とする。

(1) 本共同専攻が求める学生像（アドミッション・ポリシー）

共同サステイナビリティ研究専攻の養成する人材像及び教育課程での学修において求められる資質、素養、能力等は、以下のとおりである。

- ・貧困、紛争、食料・資源、エネルギー・環境、情報・ICTなどの地球規模の課題の解決に貢献したいという熱意を持ち、将来、国際社会の現場で活躍したいという意欲がある。
- ・学際的・分野横断的な研究を行いうる柔軟かつ論理的な思考力と、研究遂行に必要となる基礎的学識、専門性、語学力を有している。
- ・多文化や多様な価値観を受容できる寛容さをもって文化や価値観が異なる環境に適切に対応できる適応力を有し、そうした環境においても自身の専門性を駆使しながら、広範な視野と高い倫理観をもって能動的に行動できるタフな精神力と実行力を備えている。

(2) 出願資格

出願資格は、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程で修士の学位又は専門職学位を入学の時期までに取得または取得見込の者、並びに外国人留学生および社会人であり、①～⑧のいずれかに該当する者で、共同サステイナビリティ研究専攻に進学しようとする者。

なお、社会人で、下記①から⑧のいずれかに該当し、入学後も企業に在職したまま就学する者については、所属長から就業の承諾を受けていることを前提とする。

- 修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学の時期までに取得見込みの者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び入学の時期までに取得見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の教育制度において位置付けられた学校教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び入学の時期までに取得見込みの者
- ⑥ 外国の学校、出願資格④の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修

し、博士論文研究基礎力審査に相当する審査に合格又は合格見込みで、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(博士論文研究基礎力審査)

1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専門科目分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

⑦ 文部科学大臣の指定した者

1) 大学を卒業し、大学・研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

⑧ 本共同専攻において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学の時期までに24歳に達する者

(3) 出願資格認定審査

出願資格⑦、⑧に基づく資格により出願する旨の申し出があった場合の出願資格の審査方法は、下記により取扱う。

【出願資格⑦の者について】

1) 大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有するか否かを判定するため、出願申し出者に対し出願資格認定審査を実施する。

2) 出願資格認定審査は、研究上の成果そのものを提出させ書類審査により行う。

3) 出願資格認定審査は、そのつど日程を定め実施する。

4) 出願資格認定審査委員は、専攻長、主指導教員予定者及び副指導教員予定者2名の4名とする。

5) 出願については、出願資格認定審査の結果（出願資格の認定の有無）までは、出願手続書類を一時預かることとし、出願資格を認定した場合は書類を受理する。

6) 出願手続書類中修士論文に係る書類に替えるものとして、成果そのもの及び所属長等が当該者の担当した部分を明確にした書面を提出させる。

【出願資格⑧の者について】

1) 入学時に24歳に達した者が、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有するか否か及びその他大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があるか否かの入学資格審査を判定するため、出願申し出者に対し出願資格認定審査を実施する。

- 2) 出願資格認定審査は、修士論文等に係る書類に替えるものを提出させ書類審査により行う。
- 3) 上記【出願資格⑦の者について】の2)～6)に準じて行う。

・出願資格⑦及び⑧についての学力判定基準に関する事項を、下記のように規定する。

【出願資格⑦の者について】

1) 修士相当期間

大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、各種の教育機関・研究機関や企業等において2年以上研究に従事していること。

2) 学術論文、研究報告、特許等研究上の成果の修士論文相当性

【出願資格⑧の者について】

提出された、修士論文等に係る書類に替えるものによる修士論文相当性

(4) 入学者選抜試験の実施について

入学者選抜試験は、東京外国语大学大学院総合国際学研究科、東京農工大学工学府、電気通信大学大学院情報理工学研究科の各入学試験実施時期に合わせて本共同専攻が選抜試験を実施する。口述試験には、各大学の本専攻の教員が少なくとも1名面接委員として参加する。

学生募集及び入学試験は、本共同専攻で定めた入学者選抜試験ガイドラインにしたがって、各大学で実施する。なお、ガイドラインには、アドミッション・ポリシーに記載された、本共同専攻の学修で求められる知識および能力に照応した面接時の質問指針や評価基準等の実施内容および方法が定められている。

(5) 一般選抜試験の概要（私費外国人留学生、および社会人を含む）

以下の提出書類と英語による口述試験により、アドミッション・ポリシーで求められる知識および能力を総合的に判定して選抜する。

提出書類

- ・修士論文又はこれに準じるもの
なお、社会人において各種の教育機関・研究機関や企業等での研究および実務に従事していた者については、研究・実務報告、特許等研究上の成果を修士論文に準ずるものとする。
- ・共同大学院博士課程における英語又は日本語の研究計画書
- ・上記研究計画書の英語による概要（500ワード以内）
- ・英語能力判定試験(Cambridge English、IELTS、TOEFL iBT、TOEIC等)の成績表

なお、外国に在住・在学するもので受験するために来日が困難な場合は、遠隔会議システムなどを用いた口述試験を実施する。

(6) 試験の時期

試験日：各大学の定めにより4月入学、10月入学のための入試を年複数回実施する。

（7）国費留学生特別選抜制度の概要

大使館推薦および大学推薦等による国費留学生（年齢制限あり、前年の12月1日までに希望主指導教員に応募手続書類提出）を対象とする。

以下の提出書類と英語による口述試験により、アドミッション・ポリシーに記載された求められる知識および能力を総合的に判定して選抜する。

提出書類

- ・出身大学の修了証明書又は修了見込み証明書、出身大学大学院研究科長推薦書、修士論文のコピー、健康診断書など)
- ・英語能力判定試験(Cambridge English、IELTS、TOEFL iBT、TOEIC等)の成績表

9. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

9-1 修業年限

本共同専攻は、後期3年のみの課程の博士課程であるため、標準修業年限は3年とするが、社会人が学びやすい環境を整備するため、標準修業年限の2倍の年数を超えない範囲で、長期にわたり計画的な履修を可能とする長期履修制度を導入する。

9-2 履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員は、履修計画について個別に学生の相談に応じ、随時面談等により指導・助言を行う。教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

研究指導においては、主指導教員に加えて副指導教員2名を配置し、研究指導体制の充実を図り、博士論文完成まで一貫した指導を行う。入学時において、社会人学生と研究指導教員間で個別に相談の上、履修スケジュールを策定した上で研究指導を行うこととする。

9-3 授業の実施方法

本共同専攻において教育方法の特例による履修を希望する学生については、研究指導教員が相談に応じ、夜間や休日等の特定の時間において履修計画に支障がないよう便宜を図る。なお、社会人学生の負担を考慮し、共通基盤科目、実践実習科目の授業は、夏季・冬季期間等の集中講義により実施する。

9-4 教員の負担の程度

本共同専攻では、夜間開講等の特例措置の授業を担当する教員については、専門業務型裁量労働制の適用に基づき、過剰な負担が生じないよう調整を行う。

9-5 図書館・情報処理施設設備等の利用や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

三大学それぞれの施設設備等（「6. 施設・設備等の整備計画」参照。）が利用可能であり、教育研究を行うに当たって、社会人学生に対して支障のない環境を整えている。

9-6 入学者選抜の概要

入学者選抜の概要については、「8. 入学者選抜の概要」のとおりであり、社会人特別選抜制度も設けて、社会人を積極的に受け入れる計画をしている。

9-7 必要とされている分野であること

本共同専攻では、自身の専門性にしっかりと軸足を置き、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材の養成を目指しており、国際機関、企業、NGO等へ行ったニーズ調査においても、本共同専攻の教育スキームが従業員等の再教育の場として有用性が高いと評価されていることが確認できている。

9-8 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

本共同専攻は、3大学から選抜された計11名の教員から構成され、文理協働教育の意義を十分理解し、新たな文理協働型グローバル人材養成プログラムの実施・発展に意欲をもつ教員により組織されている。大学院を専ら専任とする教員の配置はないが、学生1人につき、主指導教員1名、副指導教員2名が配置され、さらに副指導教員は、学生の研究及び学習活動におけるメンター教員としての役割も持っており、綿密な指導体制を整備している。

10. 2以上の校地において教育を行う場合の配慮について

本共同専攻は、東京外国語大学、東京農工大学及び電気通信大学がそれぞれのキャンパスにおいて共同教育課程を実施するものである。

10-1 校地の配置

本共同専攻における教育課程は、東京都府中市を校地とする「東京外国語大学大学院総合国際学研究科共同サステイナビリティ研究専攻」、府中市及び小金井市を校地とする「東京農工大学大学院工学府共同サステイナビリティ研究専攻」、並びに調布市を校地とする「電気通信大学大学院情報理工学研究科共同サステイナビリティ研究専攻」において実施する。

東京外国語大学キャンパスは、JR 中央線「武蔵境」駅でのりかえ、西武多摩川線「多磨」駅（徒歩）、又は、京王電鉄「飛田給」駅北口より多磨駅行き京王バス「東京外国語大学前」からアクセスできる。

東京農工大学府中キャンパスは、JR 中央線「国分寺駅」（バス）、JR 武蔵野線「北府中駅」（徒歩）、京王線「府中駅」（バス又は徒歩）から、小金井キャンパスは、JR 中央線「東小金井駅」（徒歩）からアクセスできる。

電気通信大学キャンパスは、京王線「調布駅」から徒歩5分でアクセスできる。

本共同専攻に在籍する学生は、三大学全ての施設・設備を利用できるため、教育環境と資源を共有することが可能となり、教育の充実が図られる。

10-2 教員の配置

本共同専攻における教育課程においては、シラバスとしての必要内容については三大学で共有している。また、学生は、各大学で開講される科目をそれぞれ受講し、相手方の大学で開講される科目については、遠隔講義システムにより受講することになるので、担当教員が頻繁に大学間を移動することはなく、過度の負担は生じない。

10-3 施設・設備

本共同専攻における教育課程の実施については、既に複数教室に遠隔講義システムが整備されており、学生の校地間の移動等の負担は軽減され、学生は所属によらず、三大学の施設・設備を利用することができ、図書情報サービスについても各校地にいながらネットワークを介して三大学のサービスを享受することができる。

10-4 時間割等の配慮

本共同専攻の科目によっては、集中的に講義・実習が受けられるように時間割などを配慮する。

11. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本共同専攻において、開講科目については、主として遠隔講義システムを利用して講義等を行う。遠隔講義については、遠隔講義システムを使用し、講義はリアルタイムで進行しているものにより行う。

遠隔講義システムは、3大学にそれぞれ必要な機器を配備し、インターネットを通じて行うものである。このシステムを使用した特徴の1つは講義を配信する側の大学では通常どおりの対面式の授業が実施されることである。

配信側の教員の映像や音声は、受信側の大学にリアルタイムで配信され、設置された大型液晶モニター・スピーカーで視聴する。また、授業に使用する教材や資料等も映像化され、システムを通じて配信される。受信側では、学生の様子は学生用カメラ及びマイクを通じて配信側の大学に送信され、教員用パソコンに映像が映し出される。配信側の教員が授業を進める際は、この映像により遠隔地の受講状況についても確認することができ、また受信側の学生からの質問にも対応可能となる。設置する機器は、高画質かつ高音質のものを使用するため、対面式の講義と遜色のない授業展開が可能となる。

なお、遠隔講義を実施する際には、システムに精通した職員が技術的なサポートをするとともに、職員又はTAを毎回の授業に配置し、設定作業を行う体制とする。TAの配置にあたっては、事前に職員による操作説明を実施し、円滑な授業実施や不具合等への迅速な対応ができるよう教育を行う。また、操作マニュアルを整備することで、円滑に授業を運営することが可能となっている。

12. 管理運営

12-1 三大学共同による運営

本共同専攻に係る共同教育課程等に関する重要な事項を審議し、もって円滑な管理運営を行うため、「大学院共同サステイナビリティ研究専攻連絡協議会」及び「共同専攻会議」を設置する。

・連絡協議会

この連絡協議会においては、以下の基本的事項を中心に協議する。

- (1) 規則等の制定、改正及び廃止に関すること。
- (2) 共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- (3) その他共同教育課程の運営に関する重要事項

また、連絡協議会は、以下の者により構成される。

- (i) 構成大学の学長が権限を委ねる者 各2名
- (ii) 構成大学の共同サステイナビリティ研究専攻長
- (iii) その他協議会が必要と認めた者

連絡協議会の開催に関しては、原則として年に1回程度、会議を行い、本共同専攻の基本的事項について審議する。

また、協議会での協議内容は、各大学において本共同専攻が属する学府又は研究科の会議若しくはこれに相当する会議に報告し、必要に応じて承認を得ることとする。

- ・専攻会議

専攻会議においては、以下の事項を中心に協議する。

- (1) 専攻の教育課程を運営するための業務に関する事項
- (2) 学生の修学に関する事項
- (3) その他共同教育課程の運営に関する事項

また、専攻会議は、以下の者により構成される。

- (i) 構成大学の専任教員 総計 11 名
- (ii) その他専攻会議が必要と認めた者

専攻会議は、毎月 1 回程度開催する。

事務組織については、各大学に担当部署をそれぞれ置き、上記連絡協議会と連携しながら教員及び学生を支援し、円滑な管理運営に努める。

会議開催に当たり遠隔講義システムを活用するなど効率的な運営に努める。

12-2 各大学における管理運営組織

東京外国語大学では、総合国際学研究科教授会を原則として月 1 回開催しており、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べている。具体的な審議事項は、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、教員選考に関する事項等である。

また、教授会の運営を円滑に行うため、教授会に先立って総合国際学研究科協議会を開催し、教授会の審議事項について審議を行っている。

東京農工大学では、工学府教授会（学府長、副府長、専任教員から構成）を定期的に開催しており、教育研究に関する重要事項を審議している。具体的な審議事項は、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、教員選考に関する事項等である。

また、教授会の運営を円滑に行うため、学府長、副府長、学府から選出された者を構成員とする運営委員会を定期的に開催し、教授会からの委任事項等について本運営委員会において審議、決定している。

電気通信大学では、学科や専攻等の組織にとらわれない教育プログラムに即した柔軟な教員構成を可能とするため、平成 22 年度より全教員を学術院所属とし、各部局等へ配置する仕組みとしており、この学術院に教授会及び代議員会を置いている。

また、情報理工学研究科にも教授会を置き、教育研究に関する重要な事項を審議している。具体的には、研究科の学生の入学及び修了並びに学位の授与に関する事項、学生の転学、留学及び懲戒に関する事項、教育課程の編成に関する事項、研究科担当教員の資格審査に関する事項等を審議している。

ること等について審議を行っている。

なお、情報理工学研究科教授会においては、円滑な運営を図るために構成員の一部をもつて構成する代議員会を置いており、教授会から付託を受けた事項について審議をしている。

また、教育課程や教育方法等を検討する組織として教育委員会を置き、月1回程度開催している。

13. 自己点検・評価

13-1 全学的実施体制

東京外国語大学、東京農工大学及び電気通信大学では従来からそれぞれの大学において自己点検・評価を実施している。本共同専攻においては、各大学における自己点検・評価に係る組織とも連携し、連絡協議会の下で定期的に自己点検・評価を行い、結果を各大学にフィードバックし、組織活動及び教育研究活動の改善に取り組む。

東京外国語大学では、全学的な自己点検・評価を行うため、役員会の下に点検・評価委員会が設置されるとともに、点検・評価担当の副学長及び学長特別補佐のポストが設けられている。

また、教員組織である総合国際学研究院において、学部及び研究科並びに研究院の自己点検・評価を行うため、総合国際学研究院教授会の下に自己点検・評価委員会が設置されているほか、研究科及び各学部の協議会の下に点検・評価専門部会を設置している。

認証評価の受審にあたっては、認証評価項目に沿って各学部・研究科の点検・評価専門部会が自己点検評価を行い、その結果をもとに、点検・評価委員会が全学的な観点から自己点検・評価を実施している。

教員の教育研究活動は、総合国際学研究院において評価が行われ、その結果は、学長室直属の総合戦略会議の下に置かれる人事マネジメント・オフィスにおける審議を経て、役員会において審議され、人事評価に反映される仕組みとなっている。

東京農工大学（全学）では、役員会の下に置かれる全学計画評価委員会において、教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施している。全学計画評価委員会には、教育、研究、国際交流・広報・社会貢献、業務運営の四つの部会を置き（担当理事が部会長）、各部会が所掌する中期計画の進捗状況を管理している。

また、認証評価の受審にあたっては、全学計画評価委員会に全学自己点検・評価小委員会を設置し、認証評価項目に沿った自己点検・評価を実施している。

このほか、部局等において、教員の活動評価を行っており、その評価結果を全学的に審議・承認する機関として教員評価機構を設置している。

電気通信大学では、評価室において、学校教育法で定める自己点検・評価、国立大学法人評価委員会が実施する評価に係る自己点検・評価を全学的に取りまとめている。学長は本学における評価及び改善のための取組みを総括し、学長の指示により、担当理事は評価及び改善に関する業務を掌理している。また、部局長等は担当理事と連携し当該部局における評価・改善の取組みを総括している。評価室では、年度計画の実施状況に関する自己点検・評

価を具体的な判断理由に基づいて毎年度実施し、報告書を作成している。また、定期的に、研究活動に関する自己点検・評価、教育の成果に関する自己点検・評価を実施している。

13-2 実施方法

東京外国語大学では、点検・評価委員会において、法人評価に係る自己点検・評価スケジュールと、進捗状況を確認するための自己点検・評価フォーマットを定め、年度計画の進捗状況を確認している。

点検・評価委員会は、各部局等から年2回（中間報告は10月、期末報告は3月）提出される点検・評価フォーマットの報告内容に基づき、全部局等に対してヒアリングを実施し、達成状況を確認することで、着実な年度計画（中期計画）の達成に努めている。達成状況の確認結果は「業務の実績に関する報告書」として取りまとめている。

認証評価の受審の際には、認証評価項目に沿って各学部・大学院の点検・評価専門部会が作成する「自己評価書」を、点検・評価委員会が全学的な観点から自己点検・評価を実施している。

法人評価と認証評価のいずれにおいても、対応が考えられる評価項目については、FD研修を行い、総合国際学研究院の構成員に周知を行っている。

東京農工大学では、全学計画評価委員会において、法人評価に係る自己点検・評価スケジュールを作成し、そのスケジュールに基づき年に数回、年度計画（中期計画）の進捗状況を確認している。進捗が遅れている年度計画については、全学計画評価委員会において担当部会長から理由や今後の取組等について説明を求め、着実な年度計画（中期計画）の達成に努めている。また、年度末には、年度計画の達成状況を確認し、「業務の実績に関する報告書」として取りまとめている。

認証評価については、全学自己点検・評価小委員会において、認証評価項目に沿った自己点検・評価を実施し、「自己評価書」として取りまとめている。また、平成25年度には、認証評価項目等を準用し、農学・工学両研究院において研究活動に関する外部評価を実施している。

このほか、毎年度、常勤教員を対象とした教員活動評価を実施している。教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営の各領域の諸活動について、部局等において教員の諸活動に対する評価（教員活動評価）を実施し、部局等の評価が適切に行われているか、教員評価機構において評価結果を審議・承認している。

電気通信大学では、着実に年度計画が達成できるよう、9月に年度計画の進捗状況の確認を行っている。年度末には、大学の業務についての自己・点検評価をまとめた「業務の実績に関する報告書」を作成している。

認証評価の受審にあたっては、認証評価の各項目に沿った自己点検・評価を実施し、自己評価書として取りまとめている。また、中期目標期間中に、部局ごとの研究活動の自己・点検評価を実施しており、これに基づき外部評価を実施している。

このほか、計画的かつ効率的な評価の実施のため、中期目標期間における各評価の実施時期等を検討し、評価スケジュールを作成し、それに従い評価業務を実施している。

また、「教員基本データベース」を利用した教員の自己点検・評価を定期的に行い、各教員の自主的な改善努力を促すとともに、その評価結果を優秀教員賞の選考に反映させている。

また、大学による教員評価の中核として、「教員人事評価」を公平かつ客観的な観点に基づいて毎年度実施し、勤勉手当支給額の算定及び定期昇給に反映させている。

13-3 評価結果の活用・公表

東京外国語大学では、法人評価については、業務の実績に関する報告書とともに、評価結果をWebページ上で公表している。なお、評価結果において指摘された課題等については、FD研修等を行い改善に努めている。

東京農工大学では、法人評価については、業務の実績に関する報告書とともに、評価結果をWebページ上で公表している。なお、評価結果において指摘された課題等については、担当部署に改善対策を依頼するとともに、対応・改善状況を取りまとめ、Webページで公表している。

認証評価及び外部評価についても、自己評価書とともに評価結果をWebページで公表している。

電気通信大学では、法人評価については、業務の実績に関する報告書とともに、評価結果をWebページ上で公表し、認証評価及び外部評価についても、自己評価書とともに評価結果をWebページで公表している。

14. 情報の公表

東京外国語大学、東京農工大学及び電気通信大学では、各大学の公式Webページにおいて、大学の理念、中期目標、中期計画及び大学が目指す方向性を発信しているとともに、カリキュラム、シラバス、学則等の各規則や入学定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公開している。

14-1 大学としての情報提供

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - ② 教育研究上の基本組織に関すること。
 - ③ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
 - ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
 - ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
 - ⑦ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
 - ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
 - ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- ①～⑨に関する主な事項を掲載しているサイト
《東京農工大学》 <http://www.tuat.ac.jp/outline/>

《東京外国語大学》 <http://www.tufs.ac.jp/>

《電気通信大学》 <http://www.uec.ac.jp/>

14-2 各大学における情報提供

1) 東京外国語大学

東京外国語大学では、大学公式 Web サイトにおいて、以下の情報を提供している。

(i) 大学 Web ページを活用した情報提供

- ①ニュース
- ②イベント情報
- ③各学部及び大学院
- ④入試情報
- ⑤学生生活

(ii) 教育研究活動等の状況に関する情報の提供

(学校教育法施行規則第 172 条の 2 による)

http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/public_info/kyoikujoho.html

①教育研究上の目的

<http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/mission.html>

②組織

<http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/institutions.html>

③学位授与方針

<http://www.tufs.ac.jp/education/policies/doctoral01.html>

④教育課程編成・実施の方針

<http://www.tufs.ac.jp/education/policies/doctoral01.html>

⑤入学者受入方針

<http://www.tufs.ac.jp/education/policies/doctoral01.html>

⑥シラバス

<https://gakumu-web1.tufs.ac.jp/portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>

(iii) 大学運営情報

<http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/>

①財務情報

http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/public_info/

②認証評価情報

<http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/evaluation.html>

③研究者行動規範

<http://www.tufs.ac.jp/research/illegal.html>

④教員評価

http://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/04_15_3kyouin_zinzihyouka_zissi_kitei.pdf

⑤大学評価情報

http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/public_info/

⑥議事録

- ・役員会

http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/public_info/yakuinkaigiji.html

- ・教育研究評議会

http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/public_info/erc.html

- ・経営協議会

http://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/public_info/mc_youshi.html

(iv) 卒業生の進路情報

<http://www.tufs.ac.jp/campuslife/careersupport/data/situation.html>

(v) キャンパスライフ

<http://www.tufs.ac.jp/campuslife/>

(授業・履修、大学生活、学費・経済支援・就学支援、学務情報、サークル・ボランティア活動、就職・留学、等)

(vi) 研究科の Web ページ情報

<http://www.tufs.ac.jp/education/pg/>

(vii) センター附属施設等 Web ページによる教育研究等の情報提供

<http://www.tufs.ac.jp/institutions/>

2) 東京農工大学

東京農工大学においては、大学の公式 Web サイトのほか、本共同サステイナビリティ研究専攻の Web サイトにおいて掲載する。

(i) 大学 Web ページを活用した情報提供

- ①ニュース
- ②イベント情報
- ③各学部及び大学院
- ④入試情報
- ⑤学生生活

(ii) 教育研究活動等の状況に関する情報の提供

(学校教育法施行規則第 172 条の 2 による)

<http://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/kyouikukenkyu/>

- ①大学憲章、教育研究上の目的

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/daigakukensho/>

- ②組織

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/kikouzu/>

- ③学位授与方針

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/policy/

- ④教育課程編成・実施の方針

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/policy/

⑤入学者受入方針

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/policy/

⑥シラバス

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/course/syllabus/

(iii)大学運営情報

<http://www.tuat.ac.jp/outline/>

①財務情報

<http://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/houjin/zaimu/>

②認証評価情報

http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/ninsyouthyouka1/

③研究者行動規範

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/koudokihan/>

④教員評価

http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/kyouinhyouka/

⑤大学評価情報

http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/daigakuhyouka/

⑥議事録

・役員会

http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/h28_giji/

・教育研究評議会

http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/h28_giji/

・経営協議会

http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/h28_giji/

(iv) 卒業生の進路情報

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/career/sinro/syusyokujoukyo/

(v)キャンパスライフ

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/

(授業・履修、大学生活、学費・経済支援・就学支援、学務情報、サークル・ボランティア活動、就職・留学、等)

(vi)各学府の Web ページ情報

<http://www.tuat.ac.jp/department/>

(vii)センター附属施設等 Web ページによる教育研究等の情報提供

<http://www.tuat.ac.jp/outline/facility/>

3) 電気通信大学

電気通信大学においては、大学の公式 Web サイトのほか、本共同サステイナビリティ研究専攻の Web サイトにおいて掲載する。

(i)大学 Web ページを活用した情報提供

- ①ニュース
- ②イベント情報
- ③各学部及び大学院
- ④入試情報
- ⑤学生生活

(ii)教育研究活動等の状況に関する情報の提供

(学校教育法施行規則第 172 条の 2 による)

<http://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/education.html>

- ①理念・基本方針
<http://www.uec.ac.jp/about/mission/>
- ②組織
<http://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/>
- ③学位授与方針
<http://www.uec.ac.jp/about/mission/policy/>
- ④教育課程編成・実施の方針
<http://www.uec.ac.jp/education/graduate/policy.html>
- ⑤入学者受入方針
<http://www.uec.ac.jp/about/mission/policy/>
- ⑥シラバス
<http://www.uec.ac.jp/campus/academic/syllabus.html>

(iii)大学運営情報

- <http://www.uec.ac.jp/about/>
- ①財務情報
<http://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/open.html#p1>
- ②認証評価情報
http://www.uec.ac.jp/about/activity/self_inspection/
- ③大学評価情報
http://www.uec.ac.jp/about/activity/self_inspection/
- ④議事録
 - ・経営協議会
<http://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/minutes.html>

15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

東京外国語大学、東京農工大学及び電気通信大学は、各大学において既に全学的に行われている学生及び教職員自身による授業評価と FD (ファカルティ・ディベロップメント) 研修会に参画し、授業内容の改善を図る。本共同専攻設置後は、従前と同様の授業改善プログラムを継続していく。

また、本共同専攻における共同教育課程を実施するに当たっての三大学合同の FD を、テ

レビ会議システム等を活用して実施する。

なお、三大学におけるこれまでの教員の資質の維持向上の方策については以下のとおりである。

東京外国語大学では、教員の資質改善・向上を目的として、学部・大学院の FD 委員会を中心に FD 活動の企画・運営を行っている。具体的には、アクティブラーニングの手法やシラバス作成のポイント、遠隔授業の実施方法等の教育手法の改善に向けた取組紹介のほか、障がい学生への配慮や留学生受入の課題等の学生支援全般についても幅広く研修を行っている。

事務職員の研修については、職階別・職務別の各種研修を実施している。とりわけ、国際展開業務については、国内外において実施する段階別研修のほか、新たに「国際業務対応能力養成プログラム」を導入する等、事務職員の能力開発に努めている。

東京農工大学では、教員資質の向上のため、既に大学全体及び学府として実施している FD の活動内容とその結果を効果的に両専攻の教育効果の向上に活用する。これまでの FD に関する取組内容を共有管理・相互公開し、教員資質の維持向上に努めることとする。具体的には、以下の事項等について推進していく。

教育の質の向上のための取組として、シラバスの作成や授業アンケート調査を実施するとともに、各大学の専攻等とも連携し、既に実施している取組等を積極的に取り入れ、学府の下で教育の質の向上及び改善のための PDCA システムの構築に取り組む。

研究能力の質の向上の取組として、教員は研究組織である研究院に配置されており、研究院での先進的研究を推進している。その研究力向上のために、最先端の研究設備等のインフラを整備し、国際的拠点として研究発信する環境を整えている。また、研究成果の産業応用の推進においては、学内に設置した先端产学連携研究推進センターとの連携により、教員個々の研究成果が大学の知的財産として産業応用されるシステムを運営している。さらに、海外の国際研究拠点や連携大学との共同研究の推進が図れる環境も整備している。これら取組により、本学は研究に基軸を置く大学院大学として、所属教員の研究レベルは国際的に高く評価されている。

また、職員に必要な知識・技能を習得させるためとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修として、以下に掲げる研修を実施し、他機関で開催される研修にも参加している。

(i)階層別（西東京地区国立大学法人等）

初任職員研修、中堅職員研修

(ii) 階層別（学内）

新入りオリエンテーション研修、新人職員研修、新任教職員研修、学内事務職員（係長）研修

(iii) 目的別

役員等講演会、事務職員イノベーション研修、パソコン研修、人事評価制度評価者研修、人事評価制度被評価者研修、メンタルヘルス研修

(iv) 専門別

学内英語研修、リーディングプログラム教職員海外実務研修、会計研修、放送大学受講研修、他機関等の研修（人事関係の各種研修、オープンアカデミー（東京外国

語大学) など)

電気通信大学においても、既に実施している授業評価及び FD の活動内容とその結果を教育効果の向上に活用し、教員の資質の維持向上に努めている。大学教育センター教育推進部門が中心となり、全学的なファカルティ・ディベロップメント講演会、公開授業の参観、授業評価アンケートに関するワークショップ等に取り組んでおり、大学教育センターのウェブサイトで学内外に公表している。

また、学生による授業評価アンケートで高い評価を得ている講義科目を公開授業として、授業改善に役立てており、併せて授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケート WG を設置し、授業評価アンケートの項目、集計方法、フィードバック等の方法に関して継続的な検討を行い、評価の指標を定量化し偏差値による表示を加え、全学平均の折れ線グラフと対比できるようにするとともに、各教員へ当該学期に結果をフィードバックしている。アンケート結果から総合的に良い評価となった授業科目について、科目区分内容（講義、実験、体育、大学院）別に上位 10%を、大学教育センターのウェブサイトで公表している。

さらに、新しい教授法などの取り組みへの支援として「教育改革・充実活性化支援システム」を導入し、教育方法の提案、試行又は教育改善等の取り組みに対して、その実施に必要な経費の支援を行っている。

設置の趣旨等を記載した書類 資料

目 次

資料 1	定年に関する学内規程	1
資料 2	研究の倫理審査に関する規定	3 3
資料 3	設置の趣旨及び必要性	6 5
資料 4	養成する人材例	6 7
資料 5	教育課程の特色	6 9
資料 6	履修モデル	7 1
資料 7	博士学位論文審査のフロー	7 3
資料 8	基礎となる学部等との関係	7 5

資料1 定年に関する学内規程

国立大学法人東京外国語大学職員就業規則

平成16年4月1日

規則 第52号

改正	平成17年10月19日規則第83号	平成20年4月1日規則第30号
	平成20年11月25日規則第59号	平成21年3月31日規則第25号
	平成22年3月23日規則第11号	平成23年3月29日規則第2号
	平成24年3月27日規則第36号	平成25年3月26日規則第16号
	平成25年11月19日規則第51号	平成27年3月27日規則第79号
	平成28年2月1日規則第1号	平成28年3月25日規則第26号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 人事
 - 第1節 採用（第7条－第10条）
 - 第2節 昇任及び降任（第11条－第14条）
 - 第3節 人事異動（第15条・第16条）
 - 第4節 休職（第17条－第21条）
 - 第5節 退職及び解雇（第22条－第29条）
- 第3章 服務規律（第30条－第35条）
- 第4章 勤務（第36条）
- 第5章 給与及び退職手当（第37条・第38条）
- 第6章 出張（第39条）
- 第7章 研修（第40条）
- 第8章 安全及び衛生（第41条－第48条）
- 第9章 女性（第49条－第53条）
- 第10章 災害補償（第54条）
- 第11章 表彰（第55条）
- 第12章 懲戒（第56条－第60条）
- 第13章 福利厚生、共済（第61条・第62条）
- 第14章 苦情処理（第63条）
- 第15章 補則（第64条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条

この就業規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の就業に関して必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 職員の就業については、労基法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（職員の定義）

第3条 この規則において職員とは、国立大学法人東京外国語大学に学長が職員として採用した者をいう。

（適用範囲）

第4条 この規則は、前条の職員に適用する。ただし、学長が雇用の期間を定めて臨時に雇用する職員又は短時間勤務の再雇用職員の就業については、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第68号）に定めるところによる。

2 非常勤講師及び非常勤医師の給与、委嘱期間等については、国立大学法人東京外国語大学非常勤講師等就業規則（平成16年規則第70号）に定めるところによる。

3 外国人研究員の給与等については、この規則によるもののほか、必要な事項は国立大学法人東京外国語大学外国人研究員に関する規程（平成16年規則第67号）の定めるところによる。

4 特定有期雇用職員の就業については、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号）の定めるところによる。

5 短時間勤務特定有期雇用職員の就業については、国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成24年規則第90号）の定めるところによる。

6 クロスアポイントメントが適用される教員の取扱いについては、この規則によるもののほか、国立大学法人東京外国語大学クロスアポイントメント制度に関する規程（平成28年規則第3号）の定めるところによる。

（権限の委任）

第5条 学長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

（規則の遵守）

第6条 学長及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

（採用）

第7条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2 採用職員の配置は、本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行うものとする。

3 採用に関して必要な事項については、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号。以下「採用等規程」という。）に定めるところによる。

（赴任）

第8条 職員が採用された場合、発令日に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令日を含む1週間以内に赴任するものとする。

2 前項の赴任に要する旅費については、国立大学法人東京外国語大学旅費規程（平成1

6年規則第128号。以下「旅費規程」という。)の定めるところによる。

(労働条件の明示)

第9条 学長は職員の採用に際しては、次の事項が明らかとなる書面を交付して労働条件を明示するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(試用期間)

第10条

職員として採用された者には、採用の日から6月の試用期間を設ける。ただし、国、他の国立大学法人、又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となつた者については、この限りではない。

2 試用期間中あるいは試用期間終了後、正規の職員とするに本学が不適当と認めたときは、本採用としない。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第11条 職員の昇任は、勤務成績その他の能力の評価に基づく選考によることとする。

2 昇任について必要な事項は、採用等規程に定めるところによる。

(条件附昇任期間)

第12条 職員の昇任は、すべて条件附のものとし、その職務において6月間勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行した時に正式のものとなるものとする。

2 条件附昇任期間中の職員は、勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事実によりその職務において引き続き勤務させておくことが適当でない場合には、昇任を取り消すものとする。

(降任)

第13条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して降任されることがある。

- (1) 勤務実績が著しくよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他その職員に必要な適格性を著しく欠く場合

2 前項に該当する場合においては、処分の事由を記載した説明書を交付して行う。

3 降任について必要な事項は、採用等規程に定めるところによる。

(勤務評価)

第14条 採用等規程別表第1に規定する教員(以下「教員」という。)以外の職員(以下「他の職員」という。)の勤務成績の評価は、国立大学法人東京外国语大学職員人事評価実施規程(平成21年規則第127号)に定めるところによる。教員の勤務成

績の評価は、国立大学法人東京外国語大学教員人事評価実施規程（平成25年規則第37号）に定めるところによる。

第3節 人事異動

(配置換)

第15条 学長は、業務上の必要により、職員に対し配置換を命ずることがある。

2 配置換を命ずるにあたり、学長は、本人に事前に部署、職務、役職、時期等を伝達しなければならない。

3 職員は、正当な理由があるときは第1項の命令を拒むことができる。

4 配置換について必要な事項は、採用等規程に定めるところによる。

(出向)

第16条 学長は、業務上の必要により、職員に対し出向を命ずることがある。

2 前項に規定する出向を命ずる場合は、出向に関わる労働条件等を事前に明示し、本人の同意をもって行う。

第4節 休職等

(休職、復職)

第17条 職員の休職、復職については、採用等規程の定めるところによる。

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第5節 退職及び解雇

(退職)

第22条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

(1) 退職を申し出て学長が受理したとき、または退職届を提出して14日を経過したとき

(2) 定年に達したとき

(3) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき

(4) 死亡したとき

2 前項第1号の退職を申し出る場合は、少なくとも30日前に文書をもって申し出るものとする。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職届を提出できない場合は、14日前までにこれを提出するものとする。

3 退職について必要な事項は採用等規程に定めるところによる。

(定年)

第23条 職員の定年は、教員にあっては、満63歳から満65歳までのいずれかの年齢を自らの選択（以下「選択定年制」という。）によるものとし、その他の職員にあっては、満60歳とする。

2 前項の定年による退職の日は、定年に達した以後の最初の3月31日とする。

3 第1項の選択定年制に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用)

第24条 前条第1項の規定により満60歳で定年退職した職員のうち、本人が希望し、

第25条の解雇事由に該当しない者については、満65歳に達する日の属する年度の末日を上限とし、引き続き再雇用する。

2 前項の規定にかかわらず、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に基づき、なお、効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に基づく労使協定で定める基準について、当該基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢までの雇用とする。

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における基準の適用については、左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

4 前3項の規定による再雇用については、1年を超えない範囲内で期限を定めることとする。

5 前項の規定による期限については、満65歳に達する日の属する年度の末日を上限として、1年を超えない範囲内で更新するものとする。ただし、第2項を適用する場合において、第3項に定める年齢を超えて労使協定で定める基準のいずれかを満たさない者については、更新は行わない。

6 再雇用について必要な事項は、採用等規程に定めるところによる。

(解雇の事由)

第25条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、職員を解雇することができる。

- (1) 職員の勤務実績が著しくよくない場合
- (2) 職員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職員に、採用等規程第22条第1項第1号から第4号に定める休職の上限期間を満了した後においてなお、採用等規程第21条第1項第1号から第4号に掲げる休職理由が存在する場合
- (4) その他職員として必要な適格性を著しく欠く場合
- (5) 経営上、職員の減員が客観的に合理的な理由があると認められ、かつ社会通念上相当と是認することができる場合

2 解雇に関して必要な事項は、採用等規程に定めるところによる。

(解雇の制限)

第26条 前条及び第57条第4号、第5号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても

負傷又は疾病がなおらず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇の予告)

第27条 第25条及び第57条第4号及び第5号の規定により解雇する場合は、少なくとも30日前に当該職員に予告をするか、又は労基法第12条の規定に基づく平均賃金の30日分の予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りではない。

2 前項の解雇の場合においては、処分の事由を記載した説明書を交付して行う。

(金品の返還)

第28条 学長は、職員の退職又は解雇に際し、権利者の請求があった場合においては、7日以内に給与を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、職員の権利に属する金品を返還しなければならない。

2 前項の給与又は金品に関して争いがある場合においては、学長は、異議のない部分を、同項の期間中に支払い、又は返還しなければならない。

3 職員は、退職又は解雇に際し、本学から借用している物品を返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第29条 学長は、退職（解雇の場合を含む。）した職員から労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

第3章 服務規律

(職務専念義務)

第30条 職員は、大学の公共性を自覚して、この規則及び関係規程を遵守し管理監督者（職務命令を発する権限を持つ者をいう。以下同じ。）の指示に従って誠実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第31条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 本学の名誉を傷つけるような行為をしないこと
- (2) 職務上知ることのできた秘密を漏らさないこと。その職を退いた後といえども同様とする。なお、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する必要が生じた場合は、学長の許可を得て行うものとする。
- (3) 本学の教育研究事業を妨げる行為を行ってはならず、職場の秩序維持に努めること。
- (4) 常に公私の別に留意し、自己の職務や地位を私的に利用しないこと

(兼業)

第32条 職員が兼業を行おうとする場合は、学長の許可を得なければならない。

2 職員の兼業に関して必要な事項については、国立大学法人東京外国語大学職員兼業規

程（平成16年規則第57号）の定めるところによる。

（職員の倫理）

第33条 職務に係る倫理の保持については、国立大学法人東京外国語大学職員倫理規程（平成16年規則第61号）の定めるところによる。

（ハラスメントの防止）

第34条 職員は、ハラスメントをいかなる形でも行つてはならず、この防止に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等に関する措置については、国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止のための指針の定めるところによる。

（旧姓の使用）

第35条

職員は、文書等に記載する氏名について、旧姓の使用を申し出ることができる。

第4章 勤務

（勤務時間等）

第36条 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等については、国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規則第53号）の定めるところによる。

2 職員の育児休業については、国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程（平成16年規則第58号）の定めるところによる。

3 職員の介護休業については、国立大学法人東京外国語大学職員介護休業規程（平成16年規則第59号）の定めるところによる。

第5章 給与及び退職手当

（給与）

第37条 職員の給与は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（平成16年規則第54号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の給与は、学長が認める場合に限り、国立大学法人東京外国語大学年俸制職員給与規程（平成27年規則第86号）によることができる。

（退職手当）

第38条 職員の退職手当については、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程（平成16年規則第63号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の適用を受ける場合は、退職手当を支給しない。

第6章 出張

（出張）

第39条 学長は、業務上必要あるときは、職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命ぜられた職員は、出張を終えたときに速やかに学長に報告しなければならない。

3 出張に要する旅費については、旅費規程の定めるところによる。

第7章 研修

（研修）

第40条 学長は、職員の研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立するなど、職員の研修機会の提供に努めなければならない。

- 2 職員は、業務に関する必要な資質の向上及び能率増進のため研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。
- 3 前項の研修に関する旅費については、旅費規程の定めるところによる。
- 4 教員は、職務に支障のない場合には、学長の承認を得て、勤務地以外の場所で研修を行うことができる。
- 5 教員は学長の承認を得て特別研修を行うことができる。

第8章 安全及び衛生

(安全衛生の措置)

第41条 学長は、安衛法及びその他の関係法令に基づき、職員の安全、衛生及び健康の確保のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定める措置を講ずるため必要な事項については、国立大学法人東京外国語大学職員安全衛生管理規程（平成16年規則第60号）の定めるところによる。

(協力義務)

第42条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、安衛法及びその他の関係法令のほか、管理監督者の命令に従うとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生教育)

第43条 職員は本学が行う安全、衛生及び健康の確保等に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(防災)

第44条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを了知したときは、臨時の措置をとるとともに、被害を最小限に止めるよう努力しなければならない。

- 2 本学の防災については、国立大学法人東京外国語大学防火管理規程（昭和52年5月30日制定）の定めるところによる。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第45条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。

- (1) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること
- (2) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入ったりしないこと

(健康診断)

第46条 職員は、本学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

(健康診断実施後の措置)

第47条 学長は、健康診断の結果に基づいて必要があると認める場合には、職員の就業を制限し、業務の転換等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業禁止等)

第48条 職員は、別に定める伝染性の疾病にかかり又はその疑いがある場合は、直ちに学長に届け出てその指示を受けなければならない。

2 前項の届出の結果必要と認める場合には、職員に就業の禁止を命ずることがある。

3 前項の規定により就業の禁止を命ぜられて勤務しなかった期間は、出勤として取り扱う。

第9章 女性

(妊娠婦である女性職員の就業制限)

第49条 学長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊娠婦である女性職員」という。）を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

(妊娠婦である女性職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第50条 学長は、妊娠婦である女性職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は法定勤務時間以外の勤務をさせてはならない。

(妊娠婦である女性職員の健康診査)

第51条 学長は、妊娠婦である女性職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認しなければならない。

(妊娠婦である女性職員の業務軽減)

第52条 学長は、妊娠婦である女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務等に就かせなければならない。

2 学長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認しなければならない。

3 学長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な職員に対する措置)

第53条 学長は、生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合には、その者を生理日に勤務させてはならない。

第10章 災害補償

(災害補償)

第54条 職員が職務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものほか、別に定める国立大学法人東京外国語大学職員法定外補償規程（平成24年規則第91号）による。

第11章 表彰

(表彰)

第55条 職員の表彰については、国立大学法人東京外国語大学職員表彰規程（平成16

年規則第64号)の定めるところによる。

第12章 懲戒

(懲戒の事由)

第56条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合には、情状に応じ、譴責、減給又は出勤停止の処分を行うことができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤が20日以内の間に及んだとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 過失により、本学に損害を与えたとき
- (4) 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき
- (5) 第31条から第34条までに違反したとき
- (6) その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があつたとき

2 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒解雇の処分を行うことができる。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、第27条に規定する予告手当は支払わない。ただし、平素の勤務態度その他情状によっては、諭旨解雇又は減給若しくは出勤停止とすることがある。

- (1) 重要な経歴を詐称して雇用されたとき
- (2) 正当な理由なく無断欠勤が21日以上の間に及び、出勤の督促に応じなかつたとき
- (3) 正当な理由なく無断でしばしば欠勤、遅刻、早退を繰り返し、数回にわたって注意を受けても改めなかつたとき
- (4) 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかつたとき
- (5) 故意又は重大な過失により本学に重大な損害を与えたとき
- (6) 本学において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなつたとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）
- (7) 素行不良で著しく本学の秩序又は風紀を乱したとき
- (8) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき
- (9) 相手方の望まない性的言動により、円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させたりし、又はその性的言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行つたとき
- (10) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は利害関係者等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供應を受けたとき
- (11) 私生活上の非違行為や本学に対する誹謗中傷等によって本学の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があつたとき
- (12) 本学の業務上重要な秘密を外部に漏洩したとき
- (13) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があつたとき

3 学長は、職員の懲戒にあたつては、十分な調査及び審議を経た上で行うものとし、当該職員に対しては文書をもつて懲戒の理由を明示する。

4 前項の規定にかかわらず、学長が教員に対し懲戒を行う場合は、教育研究評議会の審議を経なければならない。

(懲戒の種類・内容)

第57条 懲戒の種類及び内容は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 講責 将来を戒める。
- (2) 減給 給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額は平均賃金の半日分、1ヶ月の総額は当該月給与額の10分の1の範囲とする。
- (3) 出勤停止 1年以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職届の提出を勧告する。ただし、これに応じない場合には、30日前に予告して解雇するか、若しくは30日分以上の平均賃金を支払って即時に解雇する。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けないで即時に解雇する。

(訓告等)

第58条

前条に規定する場合のほか、規律を保持するために必要があるときには、訓告、厳重注意又は注意を行うことができる。

(管理監督者責任)

第59条 管理監督下にある職員に懲戒に該当する行為があった場合は、当該管理監督者は、監督責任により懲戒を受けることがある。ただし、管理監督者がこれを防止する方法を講じていた場合においては、情状により懲戒を免ずることがある。

(損害賠償)

第60条 学長は、職員が故意又は重大な過失により本学に損害を及ぼした場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

2 前項の賠償責任は、退職した後といえども免れない。

第13章 福利厚生、共済

(宿舎利用)

第61条 職員の宿舎の利用については、関係法令及び国立大学法人東京外国語大学職員宿舎規程（平成16年規則第170号）の定めるところによる。

(共済)

第62条 職員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）の定めるところによる。

第14章 苦情処理

(苦情処理)

第63条 学長は、就業に関する職員からの苦情を処理するために、適切な機関を設ければなければならない。

2 学長は、前項の機関として、職員の過半数を代表する者の推薦した者を構成員に含めた苦情処理委員会をおき、中立・公平・公正な立場で、問題解決に当たらせなければならない。

第15章 補則

第64条 この規則の実施について必要な事項は、別に定めるもののほか、国家公務員の例に準ずる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第24条第3項の規定の適用については、同条同項中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に満63歳となる者における

第23条第1項の規定の適用については、同条同項中「満65歳」とあるのは、「満64歳」と読み替える。

附 則

この規則は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○国立大学法人東京農工大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 3 号)

改正	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 3 号	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 6 号
	平成 17 年 5 月 1 日	17 経教規則第 8 号	平成 18 年 4 月 1 日	18 経教規則第 1 号
	平成 19 年 1 月 15 日	18 経教規則第 7 号	平成 19 年 4 月 1 日	19 経教規則第 2 号
	平成 19 年 11 月 5 日	19 経教規則第 9 号	平成 20 年 4 月 1 日	20 経教規則第 3 号
	平成 20 年 6 月 23 日	20 経教規則第 7 号	平成 20 年 7 月 7 日	20 経教規則第 11 号
	平成 20 年 8 月 1 日	20 経教規則第 15 号	平成 21 年 4 月 1 日	20 経教規則第 7 号
	平成 21 年 7 月 27 日	21 経教規則第 20 号	平成 22 年 4 月 1 日	22 経教規則第 3 号
	平成 22 年 8 月 1 日	22 経教規則第 7 号	平成 23 年 4 月 1 日	23 経教規則第 10 号
	平成 24 年 11 月 7 日	24 経教規則第 6 号	平成 25 年 4 月 1 日	25 経教規則第 5 号
	平成 25 年 11 月 1 日	経教規則第 11 号	平成 26 年 5 月 12 日	規程第 29 号
	平成 26 年 11 月 1 日	規則第 10 号	平成 27 年 4 月 1 日	規則第 4 号
	平成 27 年 10 月 1 日	規則第 6 号	平成 28 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	平成 29 年 3 月 3 日	規則第 10 号		

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 人事

第 1 節 採用(第 5 条—第 10 条)

第 2 節 評価(第 11 条)

第 3 節 昇任(第 12 条)

第 4 節 異動(第 13 条・第 13 条の 2)

第 5 節 休職及び復職(第 14 条—第 16 条)

第 6 節 退職(第 17 条—第 20 条)

第 7 節 解雇、降任(第 21 条—第 25 条)

第 8 節 退職時の責務(第 26 条・第 27 条)

第 3 章 給与(第 28 条)

第 4 章 服務(第 29 条—第 36 条の 2)

第 5 章 労働時間及び休暇等(第 37 条—第 39 条)

第 6 章 研修(第 40 条)

第 7 章 表彰(第 41 条)

第 8 章 懲戒等(第 42 条—第 46 条)

第 9 章 安全及び衛生(第 47 条—第 51 条)

第 10 章 出張(第 52 条・第 53 条)

第 11 章 母性の保護(第 54 条)

第 12 章 障害者の雇用と保護(第 55 条)

- 第13章 災害補償(第56条・第57条)
- 第14章 退職手当(第58条)
- 第15章 福利厚生(第59条・第60条)
- 第16章 知的所有権(第61条)
- 第17章 苦情処理(第62条)
- 第18章 規則の作成及び改廃の手続(第63条)

附則

第1章 総則

(目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の職員が、学則第1条に定める本学の使命と責務を自覚して職務を遂行するために必要な、職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及びその他の法令の定めるところによる。

(労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによるものとする。

(規則の遵守)

第3条 本学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

(職員の定義及び適用範囲)

第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- (1) 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。
- (2) 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。
- (3) 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。

2 常時勤務を要しない職員の就業については、別に定める。

3 特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、別に定める。

4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の労働契約を締結することができる。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

- 第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長がこれを行う。
- 2 職員の採用に関する事項については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。
 - 3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程、国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程及び国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程に定めるところによる。
 - 4 育児休業を取得した職員の代替職員を採用する場合、その任期は当該育児休業の取得期間の範囲内においてその都度定める。
 - 5 教育職員の採用については、教育研究評議会の議を経るものとする。

(赴任)

第6条 職員が採用された場合、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(職員の配置)

第7条 職員の配置は、本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して学長が行う。

(労働条件の明示)

第8条 職員の採用に際しては、採用を決定した職員に対し、学長は次の事項を記載した労働条件通知書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) 退職手当に関する事項
- (7) 期末・勤勉手当に関する事項
- (8) 安全及び衛生に関する事項
- (9) 研修に関する事項
- (10) 災害補償に関する事項
- (11) 表彰及び制裁に関する事項
- (12) 休職に関する事項

(採用時の提出書類)

第9条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書

- (2) 卒業証明書
 - (3) 資格に関する証明書
 - (4) 住民票記載事項証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 扶養親族等に関する書類
 - (7) その他本学において必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所要の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。
- 3 本学は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関係法令に基づき、職員に対し、同法第2条第5項に規定する個人番号の報告を求めることができる。
- (試用期間)
- 第10条 職員として採用された日から3か月間は、試用期間とする。ただし、学長が必要と認めたときは、その期間を設けないことができる。
- 2 採用後3か月間において実際に労働した日数が45日に満たない職員については、その日数が45日に達するまで試用期間を延長することができる。
- 3 試用期間中の職員が、勤務実績の不良なこと、心身に故障があること及びその他職員としての適格性を欠くことにより本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合にが、学長は当該職員を解雇することができる。
- 4 試用期間14日を超えた後に解雇する場合は、第21条第3項及び第24条に規定する解雇手続きによるものとする。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評価)

第11条 学長は、職員の勤務成績について、評価を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第12条 職員の昇任については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。

2 教育職員の昇任については、教育研究評議会の議を経るものとする。

第4節 異動

(配置換・出向等)

第13条 学長は、職員に対し、業務上の必要により配置換、兼務、出向又は転籍(以下「配置換等」という)を命じることができる。ただし、転籍を命じるときは本人の個別の同意を得るものとする。

- 2 配置換、兼務及び出向を命じられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 職員の配置換等について必要な事項は、別に定める国立大学法人東京農工大学職員異動規程による。
- 4 配置換等を命じられた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- 5 教育職員の配置換等については、教育研究評議会の議を経るものとする。

(クロスアポイントメント制度)

第13条の2 教育職員は、本学及び他機関との間において締結した協定に基づき、双方の身分を併せ有し雇用され、双方の業務を行うこと(以下「クロスアポイントメント」という。)ができる。

- 2 前項の規定に基づきクロスアポイントメント制度を適用する教育職員の就業について、協定が、この規則又は本学の他の規則等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、協定の規定が優先する。
- 3 その他クロスアポイントメント制度について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

第5節 休職及び復職

(休職)

第14条 職員が次の各号の一に該当する場合は、学長は当該職員を休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
 - (3) 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (4) 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合
 - (5) 労働組合業務に専従する場合
 - (6) 大学若しくは大学院における修学又は国際貢献活動に参加することを承認された場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適當と認められるとき。
- 2 教育職員に関して前項第4号、6号及び7号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。
 - 3 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
 - 4 休職の取扱いについては、国立大学法人東京農工大学職員休職規程に定める。
 - 5 職員を休職にするときは、事由を記載した説明書を交付する。

(休職の期間)

第15条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間(第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。)は、原則として3年を超えない範囲内において別に定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、始めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。
- (復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、学長は当該職員を速やかに復職させるものとする。

- 2 休職の期間が満了したときは、当該職員は当然復職するものとする。

第6節 退職

(退職)

第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用をされている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第14条に定める休職の期間が満了しても、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 職員が国立大学法人等の役員になるとき。
- (7) 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第3条の2に規定する審査の結果、任期の定めのない教育職員としないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。
- (8) 国立大学法人東京農工大学テニュアトランク教員の任期に関する規程第3条第4項に規定するテニュア付与審査の結果、テニュアを付与しないこととなり、テニュアトランク教員としての任期が終了したとき。
- (9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する教授資格再審査の結果、任期の定めのない常時勤務をする教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき。
- (10) 大学が退職を勧奨し、応諾したとき。

(自己都合退職)

第18条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって申し出なければならない。

- 2 前項の申し出があった場合、業務上特に支障のない限り、学長はこれを承認するものとする。
- (早期退職募集制度による退職)

第18条の2 学長は、別に定める定年前に退職する意思を有する職員の募集制度に基づき、職員の退職を承認することができる。

(定年退職)

第19条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、教育職員の定年は満65歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(再雇用)

第20条 前条の規定により退職した職員については、学長は国立大学法人東京農工大学再雇用規程に定めるところにより再雇用することができる。

第7節 解雇、降任

(解雇)

第21条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を解雇する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

2 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を解雇することができる。

(1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合

(2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責が果たし得ないと認められた場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障をきたす状態にあって、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられない場合

(4) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合

(5) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が不可能となった場合

(6) その他前各号に準じるやむを得ない事情がある場合

3 前項の規定により職員を解雇しようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(整理解雇の要件)

第22条 学長が前条第2項第4号及び第5号により職員を解雇するときは、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

(1) 人員整理を行う経営上の必要性が存在すること。

(2) 人員整理としての解雇を回避する努力義務を履行すること。

(3) 被解雇者の選定が、客観的で合理的な基準によりなされること。

(4) 被解雇者及び労働組合に対して事前に説明し、納得を得るよう誠実に協議を行うこと。

(降任)

第23条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を降任させることができる。

(1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良と認められた場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 職員が降任を申し出た場合

2 前項(第4号を除く。)の規定により職員を降任させようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(解雇制限)

第24条 第21条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りではない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 労基法第65条に規定される産前産後休業の期間及びその後30日間

(解雇预告)

第25条 第21条の規定により職員を解雇する場合は、学長は、次の者を除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

(1) 2ヶ月以内の期間を定めて雇用した者

(2) 試用期間中であって採用後14日以内の者

(3) 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者

(4) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長の認定を受けたとき。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

第8節 退職時の責務

(使用物品の返還)

第26条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用した物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第27条 職員から労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、学長はこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第28条 職員の給与については、国立大学法人東京農工大学職員給与規程に定める。

第4章 服務

(職務専念義務及び誠実義務)

第29条 職員は、学校教育法第83条に定める大学の目的、本学学則第1条に定める本学の使命と目的及びその業務の公共性を自覚し、協力協働して職務に専念しなければならない。

- 2 職員は、誠実に職務を遂行し、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。
- 3 学長及び役員は、職員がその能力を十分に発揮し、また協力協働して本学の教育研究及び運営に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めるものとする。

(本学の命令に従う義務)

第30条 職員は、本学の指示命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善をめざし、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。
- 3 本学は、その指示命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本学の名誉若しくは信用を失墜させ、又は職員全体の名誉を毀損すること。
- (2) 本学の秩序及び規律を乱すこと。

(秘密の遵守)

第32条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、不正の事実を知り得た場合はこの限りではない。

- 2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、学長の許可を受けなければならない。

(個人情報の取扱い)

第32条の2 職員は、法令及び本学が別に定めるところにより、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(不正の事実の報告)

第33条 職員は、不正の事実を本学に報告したことにより、いかなる不利益も受けない。(ハラスメントの防止)

第34条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシュアル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止については、国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程に定める。

(兼業)

第35条 職員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、兼業に従事することができる。

2 職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人東京農工大学職員兼業規程に定めるところにより学長の許可を得なければならない。

(職員の倫理)

第36条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程に定める。

(障害を理由とする差別解消のための措置)

第36条の2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、職員が適切に対応するために必要な事項は別に定めるものとする。

第5章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第37条 職員の労働時間及び休暇等については、別に定める国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程による。

(育児休業、介護休業等)

第38条 育児休業、介護休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業、介護休業等規程による。

第39条 削除

第6章 研修

(研修)

第40条 学長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員に対して研修機会の提供に努めるものとする。

2 職員は、前項に規定する研修の機会が与えられた場合、又は申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。

3 教育職員は、授業計画に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教育職員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第7章 表彰

(表彰)

第41条 職員が次の各号に該当する場合には、学長は当該職員を国立大学法人東京農工大学職員表彰規程に定めるところにより表彰する。

(1) 永年にわたり誠実に勤務し成績が優秀で他の模範となる場合

(2) 本学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った場合

(3) その他学長が必要と認める場合

第8章 懲戒等

(懲戒)

第42条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとし、学長が書面をもって行う。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けないで即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、予告期間を設けないで即時に解雇する。
- (3) 出勤停止 勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 減給 一事案について労基法第12条に規定する平均賃金の半日分を限度とする。ただし一給与支払期にいくつかの事案が発生した場合には、その減給総額が、給与支払期における給与総額の10分の1以内の額を上限として給与から減じる。
- (5) 戒告 将来を戒める。

(懲戒の事由)

第43条 職員が次の各号の一に該当する場合には、学長は当該職員を懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤を繰り返した場合
- (2) 正当な理由なしに繰り返し遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- (6) 本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準じる不都合な行為があった場合

(懲戒の手続等)

第44条 懲戒処分の決定は、別に定める国立大学法人東京農工大学懲戒規程に基づき、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て学長が行う。ただし、教育職員については教育研究評議会の審査を経て学長が行うものとする。

2 学長は、職員を懲戒するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

(訓告等)

第45条 前条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、学長は訓告、厳重注意又は注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第46条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、学長はその損害の全部又は一部を当該職員に賠償させるものとする。

第9章 安全及び衛生

(学長の責務)

第47条 学長は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。

(協力義務)

第48条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令を守るとともに、本学が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力し、実行しなければならない。

(健康診断)

第49条 職員は、本学が毎年定期的又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出した時は、この限りではない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、学長は職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員は、正当な事由がなく前2項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第50条 職員は、本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある等の場合には、直ちに学長に届け出て、その指示に従わなければならぬ。

- 2 学長は、前項の届け出があった場合には、産業医その他の医師の意見を聴いて就業の禁止等必要な措置を講じることができる。

(安全衛生管理)

第51条 安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程に定めるところによる。

第10章 出張

(出張)

第52条 業務上必要がある場合は、旅行命令権者は職員に出張を命じることができる。

- 2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに書面により報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張に要する旅費に関しては、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程に定めるところによる。

第11章 母性の保護

(女性職員の就業制限等)

第54条 学長は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊娠婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等にとって有害な業務に就かせないものとする。

- 2 妊産婦である職員が請求した場合には、学長は当該職員に午後 10 時から午前 5 時までの間における深夜労働又は所定の労働時間以外の労働をさせないものとする。
- 3 1 歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、学長は当該職員に休憩時間のほかに 1 日について 2 回、1 回について 30 分の育児時間を与えるものとする。
- 4 生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合には、学長は当該職員を一定期間労働させないことができる。
- 5 母性の保護について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程及び国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程に定めるところによる。

第 12 章 障害者の雇用と保護

(障害者の雇用)

第 55 条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。

第 13 章 災害補償

(業務上の災害補償)

第 56 条 学長は、職員の業務上における負傷、疾病、障害及び死亡について、労基法、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

(通勤上の災害補償)

第 57 条 学長は、職員の通勤途上における災害については、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

第 14 章 退職手当

(退職手当)

第 58 条 職員の退職手当については、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程に定めるところによる。

第 15 章 福利厚生

(宿舎の利用)

第 59 条 職員は、本学の宿舎を利用することができる。

(職員のレクリエーション)

第 60 条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、職員のレクリエーションについて計画を立て、その実施に努める。

第 16 章 知的所有権

(知的所有権)

第 61 条 知的所有権に関する必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職務発明規程に定めるところによる。

第 17 章 苦情処理

(苦情処理)

第62条 学長は、職員の給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。

- 2 職員から寄せられた苦情処理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学苦情相談規程に定める。

第18章 規則の作成及び改廃の手続

(作成及び改廃の手続)

第63条 学長は、就業規則、関連規程及び細則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

- 2 労働者の過半数を代表する者は、各事業場において、労働者の総意を得て定められた方法により選出された者とする。
- 3 本規則の条項のうち、教育研究評議会の関与を定めた条項を改廃する場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日 17 経教規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日 17 経教規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月1日 17 経教規則第8号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日 18 経教規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月15日 18 経教規則第7号)

この規則は、平成19年1月15日から施行し、第4条第3項を改正する規定は、平成18年9月1日から適用する。ただし、「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則に関する規定は、平成18年10月1日から適用するものとする。また、第5条第3項を改正する規定は、平成18年11月15日から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 19 経教規則第 2 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 5 日 19 経教規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 11 月 5 日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日 20 経教規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、第 63 条第 2 項を改正する規定は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程(16 経教規程第 43 号)は、廃止する。

附 則(平成 20 年 6 月 23 日 20 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 20 年 6 月 23 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 3 項にかかる改正については、平成 20 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 7 月 7 日 20 経教規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 7 月 7 日から施行し、平成 20 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 8 月 1 日 20 経教規則第 15 号)

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日 20 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 27 日 21 経教規則第 20 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 1 日 22 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 経教規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 7 日 24 経教規則第 6 号)

この規則は、平成24年11月7日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日 25 経教規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月1日経教規則第11号)

- 1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学教育職員選択年規程は、廃止する。

附 則(平成26年5月12日規程第29号)

この規程は、平成26年5月12日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成26年11月1日規則第10号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第17条第8号の改正規定は平成26年6月2日から、同条第9号の改正規定は平成26年11月1日から、それぞれ適用する。

附 則(平成27年10月1日規則第6号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日規則第10号)

この規則は、平成29年3月3日から施行する。

国立大学法人電気通信大学職員退職規程

平成 16 年 4 月 1 日

改正

平成 19 年 4 月 1 日

平成 23 年 7 月 20 日

平成 26 年 12 月 24 日

平成 29 年 12 月 20 日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第18条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の退職について、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職)

第2条 職員が次の各号の一に該当した場合は、各号に定める日をもって退職したものとする。

- 一 退職を願い出て学長から承認された場合 発令の日
- 二 定年に達した場合 定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日
- 三 任期の定めがあるときに、その任期を満了した場合 期間が満了した日
- 四 休職の期間が満了しても、休職事由が消滅しない場合 期間が満了した日
- 五 死亡した場合 死亡した日
- 六 大学の役員になった場合 就任日の前日

(自己都合による退職手続)

第3条 職員は、自己の都合により退職しようとする場合は、退職を予定する日の 30 日前までに、文書をもって願い出なければならない。

(定年)

第4条 教育研究職員の定年は満 65 歳とする。教育研究技師、事務職員、技術職員及びその他職員の定年は満 60 歳とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定年に達した職員が第2条第二号の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、あらかじめ当該職員の同意を得た上で、学長はその職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。
- 3 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 4 前2項の規定は、就業規則第3条第一号に規定する教育研究職員には適用しない。

(退職時の処理)

第5条 職員が退職する場合には、大学から貸与された物品その他大学の権利に属するものを返還し、また大学に弁済すべき債務があるときは退職の日までに精算しなければならない。

2 職員が退職したときは、大学は原則として退職の日から1か月以内に給与を支払い、その他の必要な手続を行う。

3 退職手当の支払について必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学職員退職手当規程」及び「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員退職手当規程」による。

(退職時の証明)

第6条 退職を予定又は退職した職員が、退職時の証明の交付を請求したときは、学長はこれを交付するものとする。

2 退職時の証明による証明事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 大学における地位
- 四 給与
- 五 退職事由

3 退職時の証明には、前項の事項のうち、本人から請求のあった事項のみを証明するものとする。

(退職前の遵守事項)

第7条 職員は退職するまでは、従前のとおり勤務しなければならない。

(退職後の遵守事項)

第8条 職員は、退職後も在任中に知り得た大学の秘密を他に漏洩してはならない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行日の前日において人事院規則11-8(職員の定年)第3条第1項第1号に規定する職員として電気通信大学に勤務し、引き続き大学の職員となった者の定年は満63歳とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年12月20日から施行する。

2 平成30年3月31日に定年により退職する職員が、自己の都合により平成29年12月31日までに退職しようとするときは、第3条中「退職を予定する日の30日前」とあるのは「平成29年12月27日」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。ただし、退職を予定する日が同年12月27日以前であるときは、同条中「退職を予定する日の30日前」とあるのは「退職を予定する日の前日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、

その直前の平日）」とする。

資料2 研究の倫理審査に関する規定

国立大学法人東京外国語大学倫理委員会規程

平成 30 年 3 月 20 日
規則 第 6 号

(目的)

第1条 この規程は、東京外国語大学（以下「本学」という。）における、人を対象とする研究に関し、必要な事項を定めることにより、当該研究において社会の理解を得た適正な研究の実施を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程による審査の対象は、研究者等の行う研究活動等のうち、倫理上の問題が生じるおそれのあるものを対象とする。

(倫理委員会の設置)

第3条 前条の審査を行うため、本学に倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、本規程の対象となる事項に関し、所定の手続を経た申請について審査する。

2 審査に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

（1）研究活動等の対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権の擁護

（2）前号によって生じる対象者の不利益と研究活動等の利益あるいは貢献の予測

（3）対象者の理解と同意

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）理事（研究担当） 1 人

（2）部局長

（3）学長が指名する者 若干名

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

（1）委員長には、本条第1項第1号の委員をもって充てる。

（2）副委員長は、本条第1項第2号の委員の互選により定める。

4 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

5 委員長が必要と認める場合には、委員以外の専門家等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

6 委員は、任期中及び任期後において、その任務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会は、審査に当たって申請者の出席を求め、申請内容の説明を受け、又は意見を聴す

ることができる。

4 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、無記名投票により委員の過半数の同意をもって判定することができる。また、申請者が委員である場合には、その委員は審査の議論及び判定に加わることができない。

5 判定は、次に掲げるいずれかの表示による。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

6 委員長が必要と認める場合は、審査経過及び判定結果を公表することができる。

7 委員長は、審査経過及び判定結果を記録として保存しなければならない。

(申請手続及び判定の通知)

第7条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、審査後速やかにその判定を、審査結果通知書（別紙様式2）により申請者に通知しなければならない。

3 前項の通知に当たって、審査判定が、前条第6項第3号、第4号又は第5号の場合は、その理由を記載しなければならない。

(再審査)

第8条 申請者は、審査の結果に異議のあるときは、理由書を添えて委員会に再審査を求めることができる。

(その他)

第9条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

第10条 この規程に定めるほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式1（第7条関係）

倫理審査申請書

平成 年 月 日

東京外国語大学倫理委員会委員長 殿

申請者 _____

所 属 _____

職 名 _____

*受付番号 _____

1. 審査対象	教育	研究	地域活動	その他()
2. 課題名				
3. 研究活動等の概要				
4. 研究活動等の期間				
倫理委員会承認後～平成 年 月 日				
5. 実施対象及び実施場所				

6. 研究活動等における倫理的配慮

(1) 対象とする個人の人権擁護

(2) 対象となる者に理解を求め、同意を得る方法

(3) この研究活動等によって生ずる個人の不利益及び名誉毀損並びに社会的貢献の予測

(4) その他

7. 研究活動等の結果の公表予定

別紙様式2（第7条関係）

審査結果通知書

平成 年 月 日

申請者

殿

東京外国語大学倫理委員会

委員長

印

*受付番号 _____

課題名 _____

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画について、下記の通り判定したことを通知します。

記

区分	審査日 平成 年 月 日
判定	承認 条件付き承認 変更の勧告 不承認 非該当
理由又は 勧告	

○国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則
(平成 17 年 11 月 21 日 17 経教細則第 13 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 19 細則第 5 号 平成 22 年 4 月 1 日 22 細則第 2 号
平成 25 年 4 月 1 日 25 細則第 6 号 平成 27 年 4 月 1 日 細則第 12 号
平成 28 年 4 月 1 日 規程第 7 号 平成 29 年 4 月 1 日 細則第 3 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第 8 条第 5 項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会研究部会の下部委員会として国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理指針等に関すること。
- (2) ヒトを対象とする医学的・工学的・農学的・生物学的・行動科学的研究等に関すること。
- (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理に関すること。
- (4) その他委員会が、必要と認める事項に関すること。

2 前項第二号及び第三号の審議事項の取扱い等については別に定める。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(学術・研究担当)
- (2) 農学研究院副院長又は農学府副府長及び工学研究院副院長又は工学府副府長
- (3) 農学研究院及び工学研究院の教員 各 1 人
- (4) 国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会要項第 3 条に規定する安全主任者 4 人
- (5) 保健管理センターの医師 1 人
- (6) 研究推進部研究支援課長
- (7) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者

2 前項第 4 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第 1 項第 1 号の理事をもつて充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。

(1) 緊急性のある審議事項が発生した場合

(2) 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(小委員会)

第8条 委員会に次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。

(1) 動物実験小委員会

(2) その他委員会が必要と認める小委員会

2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。

3 小委員会の委員構成及び所掌事項は別表のとおりとし、委員会がこれを定める。

4 小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当委員)

第9条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究推進部研究支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この細則は、平成17年11月21日から施行する。

2 研究・産官学連携委員会細則(16経教細則第4号)は、廃止する。

附 則(平成19年4月1日 19細則第5号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 細則第 2 号)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 細則第 6 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日細則第 12 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規程第 7 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日細則第 3 号)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
動物実験小委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 農学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 3 人・ 農学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 3 人・ 農学研究院から選出された、その他学識経験を有する教員 1 人・ 工学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 1 人・ 工学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 1 人・ その他学識経験を有する者として、小委員会が必要と認めた者	<ul style="list-style-type: none">・ 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議・ 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること・ 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること・ 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること・ 自己点検・評価に関することその他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

電気通信大学ヒトを対象とする実験に関する倫理規程

平成 18 年 9 月 6 日

改正

平成 20 年 3 月 25 日

平成 20 年 4 月 1 日

平成 23 年 11 月 22 日

平成 26 年 2 月 26 日

平成 26 年 3 月 25 日

平成 27 年 3 月 26 日

(目的)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）においてヒトを対象とする実験を計画し、実施するに際して、被験者の人権と尊厳への細心の配慮を求めたヒトを対象とする医学研究の倫理的原則（1964年世界医師会ヘルシンキ総会採択。以下「ヘルシンキ宣言」という。）の精神に沿い、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「倫理指針」という。）に示された倫理規範を踏まえて必要な事項を定め、もって被験者の人権と尊厳、実験の安全性及び科学的妥当性の観点からヒトを対象とする実験の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「ヒトを対象とする実験（以下「実験」という。）」とは、研究、教育を目的にヒトを対象として実施する医学的、医工学的、生物学的、心理・行動学的、人間工学的実験で、臨床上の医療及び治療行為以外のものをいう。
- (2) 「ヒト試料」とは、ヒトの身体から採取した組織、細胞、血液、体液及び排泄物等並びにそれらから抽出した核酸、タンパク質等をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般的に利用され、かつ一般に入手可能なヒト由来試料は含まれない。
- (3) 「被験者」とは、実験の対象者をいう。
- (4) 「実験責任者」とは、実験の計画立案、実施に関し責任を負う者をいう。
- (5) 「実験従事者」とは、承認された実験を実施する者及び実験試料の管理に携わる者をいう。
- (6) 「個人情報」とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- (7) 「匿名化」とは、個人情報の全部又は一部を取り除くこと、あるいは個人情報の全部又は一部を取り除き、代わりに被験者と関わりのない符号又は番号を付与することによって、特定の個人を識別できないようにすることをいう。
- (8) 「インフォームド・コンセント」とは、被験者又はその代諾者が、当該実験の目的及び意義並びに方法、被験者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等に

ついて十分な説明を受け、それらを理解したうえで自由意思に基づいて実験責任者に対して与える、実験参加に関する同意をいう。

(9) 「代諾者」とは、被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該被験者がインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該被験者に代わり実験責任者に対してインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう。

(10) 「インフォームド・アセント」とは、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される被験者が、当該実験に関して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明を受け、それを理解したうえで、実験参加に関する賛意を表すことをいう。

(11) 「オプトアウト」とは、あらかじめ実験に関する情報を通知・公開し、被験者及び代諾者等が拒否できる機会を保障する方法をいう。

(12) 「侵襲」とは、実験目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、被験者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。

(13) 「介入」とは、実験目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無又は程度を制御する行為をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施するヒト及びヒト試料を対象とするすべての実験に適用する。ただし、ヒト試料からヒトゲノム・遺伝子解析を行う実験及びヒトクローン胚等の特定胚やヒトES細胞を用いた実験は含まれない。

(学長の責務)

第4条 学長は、実施を承認した実験について、適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

2 学長は、実験の実施に携わる関係者に、被験者の人権と尊厳を尊重し、安全に配慮して実験を実施することを周知徹底し、教育・研修の機会を設けるための措置を講じなければならない。

(ヒトを対象とする実験に関する倫理委員会の設置)

第5条 本学に、ヒトを対象とする実験に関する倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

(倫理委員会の所掌事項等)

第6条 倫理委員会は、ヒト又はヒト試料を対象とする実験に関し、次の各号に掲げる事項について所掌する。

(1) 倫理審査申請についての審議及び判定に関すること。

(2) 実験の進捗状況及び実施結果の検証に関すること。

(3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。

(4) ヒト試料及び実験データの匿名化に関すること。

(5) その他、実験上の倫理に関し必要なこと。

2 倫理委員会は、必要に応じ、実験責任者に報告を求めることができる。

3 倫理委員会は、検証の結果又は必要と認めたときは、学長に対し、実験実施計画の変更又は実験の中止を求めることができる。

(倫理委員会の組織・運営)

第7条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員は学長が任命する。

- (1) 理事又は職員
 - (2) 本学専任の教授 3名
 - (3) 実験に関し科学的専門知識を有する者 若干名
 - (4) 実験に関する倫理又は法律面の知識を有する者 若干名
 - (5) 産業医から学長が指名した者
 - (6) その他学長が必要と認める者
- 2 委員会は、本学に所属しない者が複数名含まれなければならず、かつ男女両性で構成されなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 倫理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 6 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 7 倫理委員会の議決は、全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の過半数をもって決することができる。
- 8 委員長は、審議案件について、相当と認めるときは、電子メール審議をもって審議案件の可否を判定することができる。
- 9 倫理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 10 委員は、自己の申請に係る審議に参加することができない。
- 11 その他、倫理委員会の運営等に関し必要な事項は、倫理委員会が定める。
- 12 倫理委員会の事務は、研究推進課において処理する。

(実験計画の立案と倫理審査申請書の提出)

- 第8条 実験責任者は、実験を実施する場合は被験者の人権と尊厳を尊重し、安全に配慮し、かつヘルシンキ宣言等の一般的に受け入れられている科学的原則並びに倫理指針等に示された倫理規範を踏まえて実験を計画し、当該実験計画の内容を記載した「倫理審査申請書」(様式第1号) (以下「申請書」という。) を、所属部局等の長を経由して、学長に提出するものとする。
- 2 実験責任者は、他の研究機関と共同して実験を実施しようとする場合には、各共同研究機関の実験責任者の役割及び責任を明確にした上で、申請書を作成しなければならない。
- 3 教育の一環として実施する学生実験の場合には、「実験計画届出書」(様式第2号)を所属部局等の長を経由して、学長に提出する。なお、第16条第2項に定める実験報告書の提出は要さないものとする。

(申請書の審査と審査結果の通知)

- 第9条 学長は、前条の申請書が提出されたときは、倫理委員会に審査を諮問する。
- 2 倫理委員会は、諮問された審査について審議し、次の各号の区分により判定を行う。
- (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

3 倫理委員会は、審査の結果及び承認を行う上での条件、変更又は理由等を倫理審査申請書に記載して、学長に答申する。

4 学長は、前項の答申に基づき、速やかに実験実施の可否等を決定し、「審査結果通知書」(様式第3号)により実験責任者に通知する。

5 変更の勧告を受けた実験責任者は、「倫理審査申請書」の内容を変更の上、学長に提出し、承認を得なければならない。

6 実験責任者は、第4項の通知に不服があるときは、学長に異議を申し立てることができる。

7 前項の異議申立てがあったときには、学長は、倫理委員会の意見を徴した上で、最終決定を行う。この場合、実験責任者は、この決定に従わなければならない。

(実験計画の変更)

第10条 実験計画の変更を行おうとする場合については、第8条第1項を適用する。

2 前項の変更について、第11条に規定する場合にあっては、委員長は迅速審査を実施することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる変更については、その可否を学長が決定するにあたり倫理委員会の審査は要さないものとする。

(1) 字句や表記の変更を行う場合

(2) 被験者に対する説明書、被験者からの同意書等の記述をより分かりやすく変更する場合

(3) 実験従事者の追加、削除等の変更を行う場合

(4) 被験者として健常人の追加・削除などの変更を行う場合

(5) 実験実施期間の延長・短縮を行う場合(ただし、期間延長により当初の倫理審査から3年を超えることとなる場合を除く。)

(迅速審査の実施)

第11条 倫理委員会での審査において、以下の各号のいずれかに該当するもののうち、委員長が相当と認めたものについて、迅速審査担当委員を若干名指名の上、迅速審査を実施することができる。

(1) 他の研究機関と共同して実施される実験計画のうち、既に当該実験計画の全体について主たる研究機関の倫理委員会により承認判定を受けている場合の審査

(2) 侵襲を伴わない実験であって介入を行わないものに関する審査

(3) 研究計画書の軽微な変更に関する審査(第10条第3項に該当する場合を除く。)

2 迅速審査において疑義が表明された場合は、通常審査を実施する。

3 迅速審査の結果は倫理委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(倫理委員会の責務)

第12条 倫理委員会は、第9条第2項の審査に当たっては、実験に関して医学的、倫理的及び社会的な面並びに安全性について調査及び審議し、判定を行うものとする。

2 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(インフォームド・コンセント)

第 13 条 実験責任者は、被験者又は代諾者に対して、承認された実験計画に基づいた内容で次に掲げる項目を含んだ文書を交付して説明を行い、実験開始前までに書面による同意を得なければならない。

- (1) 説明と同意の必要性について、及びその同意はいつでも撤回できることについて
 - (2) 実験責任者名、所属とその連絡先
 - (3) 実験装置または調査内容の説明
 - (4) 実験の目的、具体的な実験実施方法及び手順
 - (5) 被験者のコンディションに関する条件及びその理由
 - (6) 調査または計測実験を受ける上での安全上の注意事項
 - (7) 実験の中止を要求することが可能であること、及びその要求方法
 - (8) 被験者の権利及び人権擁護への配慮
 - (9) 被験者からの苦情を受け付ける担当部署及び連絡方法
 - (10) 予想される研究への貢献及び被験者の受ける不利益並びに危険性
 - (11) 実験によって得られたデータの取扱い及び公表の方法
 - (12) 被験者からヒト試料を採取する場合
 - ア 採取試料名
 - イ 試料の採取方法
 - ウ 試料を用いた調査計測実験の内容
 - エ 実験終了後の試料の取扱い
 - (13) 被験者が不利益を被ったと判断したときに学長へ異議申立てができること、及びその方法
 - (14) その他説明に必要な事項
- 2 被験者が未成年の場合のインフォームド・コンセントの取り扱いについては、別表 1 のとおりとする。
- 3 被験者が成年者であってインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合については、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた上で、被験者本人からもインフォームド・アセントを受けるように努めなければならない。
- (実験責任者及び実験従事者の責務)
- 第 14 条 実験責任者は、計画書に従って実験が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該実験の実施に関わる実験従事者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。
- 2 実験責任者は、実験を計画するに際して、責任ある第三者によってすでに匿名化された試料若しくはデータを受け取り、それらを実験あるいは研究に用いることを考慮する。
 - 3 実験責任者及び実験従事者は、被験者の身元の秘密を守り、被験者のプライバシーに配慮する。
 - 4 実験責任者は、被験者から回答を求められた事項については十分な説明を行う。
 - 5 実験責任者は、科学的または社会的な利益が倫理に対する配慮に優先しないように、倫理的な観点から適切な実験操作を施さなければならない。
 - 6 被験者の人権を尊重し、危険性または不快さ等を事前に注意深く、また正確に見定め、被験者が危険または無用なストレスにさらされないように配慮する。

- 7 実験責任者は、被験者に対して実験に参加することを強要してはならない。被験者から実験の中止を求められた際には、安全性を確保した上で速やかに中止する。
- 8 実験責任者は、被験者からヒト試料を採取するときには、被験者のプライバシーに十分配慮し、その安全を十分確保する。
- 9 実験責任者は、被験者が同意し、かつ倫理委員会が承認した場合を除き、被験者を特定できる情報を公開してはならない。
- 10 実験責任者は、実験中に倫理又は安全上のトラブルが発生したときは、その内容を学長に文書により報告する。
- 11 実験責任者及び実験従事者は、実験の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。
- 12 実験責任者は、インフォームド・コンセントの書類、それを受けた際の説明文書及びその他の個人情報を、当該実験実施期間中保存し、実験実施期間終了後（実験を中止した場合を含む。）に学長に提出するものとする。

（実験の中止等）

- 第 15 条 学長は、実施中の実験について、倫理委員会からその変更または中止の求めがあつたときは、実験責任者に対して、その実験の変更または中止を命ずるものとする。
- 2 学長は、この規程に反する実験もしくは承認された実験計画書から逸脱した実験またはそのおそれのある実験については、当該実験の制限または中止等の必要な処置を講ずるものとする。

（実験の検証等）

- 第 16 条 実験責任者は、毎年度末までに、継続している実験計画の進捗状況を学長に報告するものとする。
- 2 実験責任者は、実験期間終了後速やかに、ヒトを対象とする「実験報告書」に第 14 条第 12 項に定める書類等を添えて、学長に提出するものとする。実験を中止した場合も同様とする。
 - 3 学長は、前二項の場合において相当と認めるときは、適正な実験が実施されているかどうかの検証を倫理委員会に諮問することができる。

（記録の保存）

- 第 17 条 実験責任者は、実験を通して得られたヒト試料及び実験データに係る記録を正確なものにするとともに、実験データについては当該実験終了後、5 年間保管するよう努めなければならない。
- 2 学長は、倫理委員会に提出された申請書及びその添付書類、審議に関する書類、インフォームド・コンセント等の書類及びそれを受けた際の説明文書、その他倫理委員会が必要と認める資料を、当該実験終了後、5 年間保存するものとする。

（規程の改廃）

- 第 18 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

（雑則）

- 第 19 条 この規程に定めの無い事項又はこの規程の解釈に疑義がある場合については、倫理指針のほか、文部科学省、厚生労働省その他の公的機関が示す運用指針によるものとする。
- 2 前項のほか、実験の適正な実施に関し必要な事項は、倫理委員会の議に基づき学長が別に

定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第6条第1項の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(別表1) 未成年者を被験者とする場合のインフォームド・コンセントについて

被験者の年齢等	中学校等の課程を未修了であり、かつ16歳未満の未成年者	中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者
代諾者に対する手続き	インフォームド・コンセント	<p>【侵襲を伴う実験】 インフォームド・コンセント</p> <p>【侵襲を伴わない実験】 ・被験者が十分な判断能力を有すると判断される場合で、かつ、倫理委員会が適当と認めた場合</p> <p>代諾者に対するオプトアウト</p> <p>・それ以外の場合</p> <p>インフォームド・コンセント</p>
被験者に対する手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの意向を表すことができると判断される場合（努力義務） <p>インフォームド・アセント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な判断能力を有すると判断される場合 <p>インフォームド・コンセント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な判断能力はないが、自らの意向を表すことができると判断される場合（努力義務） <p>インフォームド・アセント</p>

電気通信大学動物実験等規程

平成 23 年 12 月 19 日
改正
平成 26 年 2 月 26 日

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 組織及び任務（第6条～第8条）
- 第3章 動物実験計画の立案及び承認等（第9条・第10条）
- 第4章 動物実験等の実施（第11条・第12条）
- 第5章 施設等（第13条～第18条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第19条～第26条）
- 第7章 安全管理（第27条～第28条）
- 第8章 実験計画の終了等（第29条）
- 第9章 教育訓練（第30条）
- 第10章 記録及び保管（第31条）
- 第11章 自己点検・評価及び検証（第32条）
- 第12章 情報公開（第33条）
- 第13章 補則（第34条～第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という。）に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、もって科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の適正な実施を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 動物実験等については、この規程に定めるもののほか、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等の定めによるものとする。

（基本原則）

第3条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則

である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する事物をいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3 R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (3) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (5) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（部局等の長。ただし、第13条第1項に定める飼養保管施設にあっては学長が指名した者）をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等について行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

第5条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を利用に供する場合についても、この規程の目的とするところに沿って動物実験等を行うよう努めるものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第2章 組織及び任務

(学長の責務)

第6条 学長は、本学における動物実験等に関する業務を統括する。

(委員会の設置)

第7条 本学に、電気通信大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に定める事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施に係る必要な事項に関すること。

3 委員会は、必要に応じて、動物実験責任者に報告を求めることができる。

(委員会の組織及び運営)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、学長が任命する。

- (1) 研究担当理事
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (4) 保健管理センター長
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員には、本学役員又は職員以外の者を含むことができるものとする。
- 3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、出席委員の過半数をもって決ることができる。
- 8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 9 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には参画しないものとする。
- 10 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 11 委員会の事務は、研究推進課において処理する。

第3章 動物実験計画の立案及び承認等

(動物実験計画の立案)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性

- (2) 代替法を考慮しての実験動物の適切な利用
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した利用
 - (4) 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定の検討
- (動物実験計画の申請・承認)

第10条 動物実験を実施しようとする動物実験責任者は、実験計画ごとに動物実験承認申請書に動物実験計画書を添えて、管理者を経て学長に申請するものとする。実験計画を変更又は追加しようとする場合は、動物実験計画（変更・追加）承認申請書により申請するものとする。ただし、その変更又は追加が軽微なものであるときは、この限りではない。

- 2 学長は、前項の承認申請書が提出されたときは、委員会に審査を諮問する。
- 3 委員会は、動物実験計画の指針等及びこの規程に対する適合性について審査し、その結果を学長に答申する。
- 4 学長は、前項の答申に基づき、速やかに実験計画の承認等の決定を行い、審査結果通知書により動物実験責任者に通知する。
- 5 実験計画の変更の勧告を受けた場合は、動物実験責任者は実験計画書を変更の上、再度、動物実験承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。この場合、学長は、必要に応じて、委員会の意見を徵するものとする。
- 6 動物実験責任者は、第4項の通知に不服があるときは、学長に異議を申し立てることができる。
- 7 前項の異議申立てがあったときには、学長は、委員会の意見を徵した上で、最終決定を行う。この場合、動物実験責任者は、この決定に従わなければならない。

第4章 動物実験等の実施

(実験の開始)

第11条 動物実験責任者は、承認の通知を受けた後でなければ、実験を行うことができない。

(実験等の実施)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択

- (3) 物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的若しくは化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第13条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、大学が定めた飼養保管施設でなければ行うことができない。

- 2 前項以外に飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定するものとする。

(飼養保管施設の要件)

第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第15条 飼養保管施設以外に実験室を設置し、当該実験室で動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う場合は、学長の承認を得た後でなければ行うことができない。

- 2 飼養保管施設以外に実験室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定するものとする。

(実験室の要件)

第16条 実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止す

る措置がとられていること。

(施設等の維持管理・改善)

第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第18条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等廃止届により学長に届け出るものとする。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第19条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第21条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(実験動物の健康管理)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うとともに、傷害や疾病にかかった場合は、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第25条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供するものとする

(輸送)

第26条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第7章 安全管理

(危害防止)

第27条 管理者は、安全管理上、次の各号に掲げる危害防止措置を講じるものとする。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- (2) 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに、捕獲等の措置を講じること。
- (3) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- (4) 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- (5) 実験動物の飼養や動物実験等の実施に關係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第28条 管理者等は、地震、火災等の緊急事態が発生した場合には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

2 動物実験責任者は、緊急時に発生した事故の状況及び講じた措置に関する報告書を作成し、管理者を経て、学長に報告するものとする。

第8章 実験計画の終了等

(報告書の提出)

第29条 動物実験責任者は、年度ごとに動物実験等実施状況報告書により、動物実験等の実施状況及び飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験計画が終了し、又はこれを中止したときは、動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験結果報告書により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の履行結果の適正性について、委員会に検証を諮問するものとする。

4 学長は、委員会からの検証結果を受けて、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第30条 学長は、実験開始前に、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行なわなければならない。

- (1) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (2) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (3) 安全確保、安全管理に関する事項
- (4) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 前項の教育訓練を実施したときは、その実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存するものとする。

第 10 章 記録及び保管

(記録の保存及び報告)

第 31 条 管理者等は、次に各号に掲げる事項を確実に記録し、保存しなければならない。

- (1) 実験動物の入手数及び入手先
- (2) 実験動物の飼養及び保管状況
- (3) 実験動物の病歴
- (4) 実験動物の事後処置
- (5) 事故等が発生した場合の経過及び措置

2 管理者等は、前項の記録を 5 年間保存するものとする。

3 学長は、実験計画書及び第 29 条の報告書並びに事故等発生時に關する報告書を 5 年間保存するものとする。

第 11 章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第 32 条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、委員会に対し、動物実験等の基本指針への適合性に關し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に關する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、自己点検・評価の結果について、本学以外の者による検証の実施に努めるものとする。

第 12 章 情報公開

(情報公開)

第 33 条 本学における、動物実験等に關する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の動物実験等に關する情報を毎年 1 回程度公表するものとする。

第 13 章 補則

(様式)

第 34 条 第 10 条の動物実験承認申請書、動物実験計画書、動物実験計画（変更・追加）承認申請書及び審査結果通知書、第 13 条の飼養保管施設設置承認申請書、第 15 条の実験室設置承認申請書、第 18 条の施設等廃止届、第 29 条の動物実験等実施状況報告書、動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験結果報告書の各記載内容及び様式は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第 35 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の適切な実施に關し必要な事項は、学

長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第8条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 電気通信大学動物実験指針（平成15年9月17日施行）は、廃止する。
- 4 この規程施行前の電気通信大学動物実験指針に基づく動物実験等の承認は、この規程によりなされた承認とみなす。
- 5 この規程施行前から引き続き使用する施設等にあっては、この規程の施行後30日以内に、第13条第2項（第15条第2項に該当する場合を含む。）に基づき学長に申請しなければならない。
- 6 前項の申請を行った施設等については、第13条第3項（第15条第3項に該当する場合を含む。）の規定による承認又は不承認が決定されるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

電気通信大学遺伝子組換え実験安全管理規程

平成 16 年 4 月 1 日

改正

平成 18 年 7 月 12 日

平成 19 年 4 月 1 日

平成 20 年 4 月 1 日

平成 26 年 2 月 26 日

平成 28 年 3 月 23 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）及び関係法令（以下「法令等」という。）に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において、遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、法令等の定めるところによる。

第 2 章 組織及び任務

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学における実験の安全管理に関する業務を統括する。

(安全委員会)

第 4 条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、電気通信大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項について学長に対し助言又は勧告をするとともに、必要に応じて第 5 条及び第 6 条に定める遺伝子組換え実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）及び実験責任者に対し、実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

- (1) 実験計画の法令等及びこの規程に対する適合性に関すること。
- (2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
- (4) その他、実験の安全管理に係る必要な事項に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 実験に關係ある教員で学長が指名した者 若干名
- (2) 安全主任者
- (3) 保健管理センター長
- (4) 研究推進課長
- (5) その他委員会が必要と認めた者

- 4 前項第1号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、第3項第1号及び第5号の委員のうちから、委員の互選によって選出する。
- 6 委員長は、委員会を主宰する。
- 7 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 9 委員会に専門的事項を調査及び審議するため、専門委員会を置くことができる。
- 10 委員会の事務は、研究推進課において処理する。

(安全主任者)

- 第5条 本学に安全主任者を置き、実験の安全管理に関し学長を補佐するものとする。
- 2 安全主任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者のうちから、学長が任命する。
 - 3 安全主任者は、次の各号に掲げる任務を行うほか、委員会と十分な連絡を取り、実験の安全確保のための必要な事項について委員会に報告するものとする。
 - (1) 実験が法令等及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験責任者及び第7条に定める実験従事者に対し指導助言を行うこと。
 - (3) その他実験の安全管理に関する重要な事項の処理にあたること。
 - 4 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の安全主任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実験責任者)

- 第6条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験責任者を置き、学長が指名する。
- 2 実験責任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者とする。
 - 3 実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。
 - (1) 実験計画を立案し、学長に承認申請すること。
 - (2) 実験計画の立案及び実施に際して法令等及びこの規程を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督にあたること。
 - (3) 実験従事者に対して安全管理に関する教育訓練、指導及び助言を行うこと。
 - (4) 文部科学大臣による拡散防止措置の確認及びこれに基づく学長の承認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）について、実験計画書に加え文部科学大臣への確認申請書を学長に提出し、その承認を受けること。
 - (5) 実験の安全管理の考え方へ影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、委員会及び安全主任者に報告すること。
 - (6) その他実験の安全管理に関し、必要な事項を行うこと。

(実験従事者)

- 第7条 実験に携わる者を実験従事者とし、実験責任者が指名し、学長に報告するものとする。
- 2 実験従事者は、実験計画の立案及び実験の実施に当たっては、安全管理について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ実験に特有な操作、方法及び関連する技術に

精通し、かつ習熟していなければならない。

- 3 実験従事者は、実験開始前に、法令等及びこの規程に定める事項について教育・訓練を受けなければならない。
- 4 実験従事者は、絶えず自己の健康について留意し、健康に変調を来たした場合は、その旨を実験責任者に報告しなければならない。
- 5 実験従事者は、安全主任者及び実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守し、安全管理に努めなければならない。

第3章 施設等の管理・保全

(施設の管理・保全)

第8条 学長は、実験に使用する実験室又は実験区域（以下「実験施設」という。）及び実験設備を、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）」（以下「二種省令」という。）の別表第2から第5に定める拡散防止措置の内容に従って設置しそれらの管理及び保全に努めるものとする。

- 2 実験従事者は、第15条に基づく承認を得た実験計画書に記載された実験施設の中で実験を行わなければならない。

(実験施設への出入り)

第9条 実験施設へ出入りする者は、承認を得た実験計画書に記載された拡散防止措置の区分に応じて、該当する拡散防止措置の内容を遵守しなければならない。

- 2 実験従事者以外の者が実験施設へ立ち入る場合又は実験区域内で他の作業を行う場合には、実験責任者の許可を得るとともに、その指示に従わなければならない。

(標識)

第10条 実験責任者は、安全主任者の指導の下に、承認を得た実験計画書に記載された拡散防止措置の区分に応じて、該当する拡散防止措置の内容に従い、実験施設及び遺伝子組換え生物等を実験の過程において保管する設備（以下「保管設備」という。）に必要な表示を付さなければならない。

- 2 保管設備の表示について二種省令に定められていない拡散防止措置の区分についても、保管設備に遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示しなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第11条 実験責任者は、実験従事者に対して、実験に用いられる核酸、微生物、動物及び植物等が承認を得た実験計画書に記載された拡散防止措置の内容を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

(遺伝子組換え生物の保管・運搬)

第12条 実験の過程として行われる保管以外の保管に当たっては、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れ、所定の場所に保管し、容器及び冷蔵庫等の保管場所には遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示しなければならない。

- 2 実験の過程として行われる運搬以外の運搬に当たっては、二種省令第7条に定められた、当該遺伝子組換え実験に当たって執るべき拡散防止措置の区分に応じた措置に従い、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れ、最も外側の容器の見やすい

箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示しなければならない。

(譲渡及び譲受)

第 13 条 遺伝子組換え生物等の譲渡又は譲受に当たっては、法令等に定められた必要な情報を提供又は受領するとともに、譲渡又は譲受の記録を保存しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の輸出入に当たっては、法令等に定められた必要な措置を執るとともに、輸出入の記録を保存しなければならない。

(違反時の措置)

第 14 条 委員会及び安全主任者は、法令等若しくはこの規程に違反し、又はそのおそれがある実験が実施されているときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて当該実験の制限又は中止の措置を講ずるものとする。

第 4 章 実験計画の承認等及び報告

(実験計画の承認等)

第 15 条 実験を実施しようとする実験責任者は、実験計画ごとに、遺伝子組換え実験計画申請書（別紙様式 1）に遺伝子組換え実験計画書（別紙様式 2）及び実験に関する書類を添付し、所属部局等の長を経て、学長に申請するものとする。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 学長は、実験計画の申請を受けたときは、委員会に速やかに諮問するものとする。

3 委員会は、法令等及びこの規程に対する実験計画の適合性について審議し、その結果を学長に報告する。

4 学長は、委員会の報告及び安全主任者の助言を得て、実験計画の承認、不承認、取消若しくは変更の決定を行うものとする。ただし、当該計画が大臣確認実験であるときは、委員会の審議を経て、学長は文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認を与えるか否かについて決定するものとする。

(実験実施可否の通知及び実験の開始)

第 16 条 学長は、前条第 4 項の決定を行ったときは、速やかに実験責任者にその決定を通知するものとする。

2 実験責任者は、承認の通知を受けた後でなければ、実験を行うことはできない。

(実験の終了又は中止)

第 17 条 実験責任者は、実験が終了したとき、又は実験を中止したときは、遺伝子組換え実験終了（中止）報告書（別紙様式 3）により、安全主任者の助言・確認を受けた後、学長に報告するものとする。

第 5 章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第 18 条 実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対して、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行い、その記録を作成しなければならない。

(1) 危険度に応じた遺伝子組換え生物等の安全取扱技術

(2) 拡散防止措置に関する知識及び技術

- (3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識
 - (4) 事故発生時の措置に関する知識
- 2 前項第4号について、大量培養実験においては、遺伝子組換え生物等を含む培養液が漏出した場合における化学的処理による殺菌等の措置に関する知識について特に配慮を払うものとする。
- 3 安全主任者は、法令等及びこの規程に変更があったときは、実験責任者が実験従事者に対して、教育訓練を実施するよう指導しなければならない。
(健康管理)
- 第19条 学長は、実験従事者が病原微生物を取り扱う場合には、あらかじめ予防と治療の方策について検討し、必要な措置を講じるとともに、実験開始後6月を超えない期間毎に、特別定期健康診断を行う。
- 2 学長は、実験室内又は大量培養実験区域内感染の疑いがある場合には、直ちに健康診断を行い、適切措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、実験従事者が次のいずれかに該当するとき、又は次項に規定する報告を受けたときは、直ちに調査するとともに、直ちに健康診断を行い、必要な措置を講ずるものとする。
(1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込んだとき、又は吸い込んだとき。
(2) 病原性のある遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、除去できないとき、又は感染のおそれがあるとき。
(3) 遺伝子組換え生物等により、実験施設又は大量培養実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- 4 実験従事者は、常に自己の健康について注意することとし、健康に変調を来たした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を学長に報告するものとする。上記の事実を知った当該実験従事者以外の者についても同様とする。

第6章 事故発生時の措置

(事故発生時の措置)

- 第20条 事故、地震、火災及びその他の災害により、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置を執ることができない、又は執ることができないおそれがある事態（以下「事故等」という。）が生じたときは、次の各号による措置を講ずるものとする。
- (1) 実験責任者及び実験従事者は、必要な応急措置を講じるとともに、安全主任者、健康管理責任者、危害防止主任者及び守衛等の事故に関わる者に通報し、その指示を受けること。
 - (2) 事故等に関わる実験責任者は、事故等発生後1週間以内に、事故等の発生状況及び講じた措置に関する報告書を作成し、安全主任者に提出すること。
 - (3) 安全主任者は、前号の報告書を健康管理者の確認を得て、学長に提出すること。
 - (4) 学長は、前号の報告をもとに報告書を作成し、文部科学大臣に届け出ること。
 - (5) 学長は、事故等により生物災害を受けた者及び受けたおそれのある者について、前条の規定に基づき、適切な措置を講じること。
 - (6) 事故等の発生したときは、関係者はこれを秘匿することなく、前各号の措置を実施すること。

第7章 記録及び保管

(記録及び保管)

第21条 実験責任者は、次の各号に掲げる事項を確実に記録し、保管するとともに、各年度末又は実験の終了時までに、安全主任者に提出するものとする。

- (1) 実験計画書及び実験の記録
- (2) 遺伝子組換え生物等の接受、保存、廃棄
- (3) 異常事態が発生した場合の経過及び措置
- (4) 実験施設への出入者の氏名、目的等
- (5) 教育訓練の記録
- (6) 健康診断受診の記録

2 安全主任者は、前項の記録を取りまとめ、年度ごとに学長に提出するものとする。

3 学長は、実験計画書及び前項の記録を5年間保存するものとする。

4 学長は、事故等発生時に關する報告書を保存するものとする。

第8章 雜則

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、実験の安全かつ適切な実施に關し必要な事項は、委員会の議に基づき学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

サステイナビリティ研究共同専攻の設置の趣旨及び必要性

背景

▲国際社会における日本の取り組みの不足

- ・SDGsの達成状況
- ・国際機関における人的貢献

▲国際社会が抱える様々な問題

- ・環境・エネルギー
- ・生産・消費、労働、飢餓、貧困

■企業から求められる教育

- ・理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育
- ・チームを組んで特定の課題取り組む経験

■企業から求められる人材

- ・分野横断型の発想で様々な課題を解決できる人材

東京外国语大学

言語・リベラルアーツ及び地域研究

現在世界が抱える様々な課題をグローバルな視点から解決する能力を備えた国際職業人を育成

ナステイナビリティ研究共同専攻

自身の専門分野に軸足を置き、その専門的な観点から人類の未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的大規模な課題を分野横断的な問題として捉え、他分野の研究成果を取り入れることによってノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材の育成

東京農工大学

食料、エネルギー、ライフサイエンス

農学、工学及びその融合領域において、高度な研究能力を備える国際理系イノベーション人材を育成

電気通信大学

ビッグデータ、ICT、人工知能、光工学

情報学分野、情報通信分野、ロボット制御分野、光工学分野において、グローバルな視野とイノベティブな高度専門技術者の育成

設置の効果

★文理協働により、現代世界が抱える自然環境、社会環境などの地球的課題の解決
★博士号を持った国際スタッフを育成し、日本の国際プレゼンスを大幅に底上げ

共同サステイナビリティ研究専攻修了生の出口イメージ

【専門研究分野】

【想定される人材】

【具体的イメージ】

地域動態論
グローバルスタディーズ
カジュアル・スタディーズ

国際社会での知的作業に文理実
現協働の観点から原理的かつ
実践的に分析、企画立案できる
人材

国連機関及び政府機関等で
の企画管理部門で働く
【例】UNDP、FAO、
WFP等の国連機関、外務
省等（企画管理部門）

東外大

国際農業開発
生物資源機能化学
エネルギー科学
生体医用システム

農工大

情報・通信工学
社会システム工学
計測・制御
光工学

電通大

国際協力機関、民間開発
JICA、JBIC等の国際協力
機関、民間開発コンサルタ
ントで支援活動を行う
【例】OXFAM等の
NPO/NGO

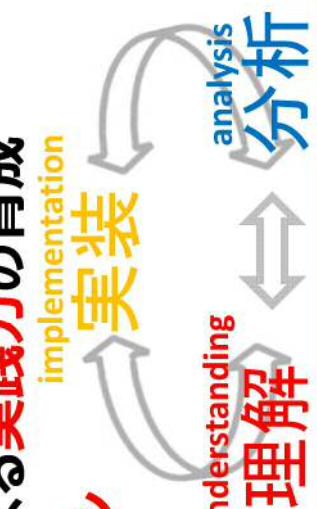
資源や環境に関する地球規模
のニーズを発掘し、現実の技
術的解決手段と結びつけなが
ら、持続可能なものをつくりと
サービスを刷新できる人材

通信・情報・医薬・医工・
化学・機械・運輸・エネルギー
ギヤント、民間企業、ITUな
どとの国際標準機関で問題解
決の企画・提案を行う

共同ステイナビリティ 研究専攻の教育スキームの特色

三大学の強みを活かした文理協働トリプレットによる実践力の育成
実践力 コンテクスト化 ケーススタディ ファシリテーション

実践力 育成のための協働的教育プロセスの運動化



自らの専門性に他分野の観点を取り入れ、国際社会に貢献するイノベーティブな社会実装の研究を行うため、本共同専攻で必要とされる学識を「理解」「分析」「実装」に分節してプロセス化し、トリプレット体制によって相互補完的に教育する。



協働的教育

東京外国语大学

トリプレット
研究指導体制

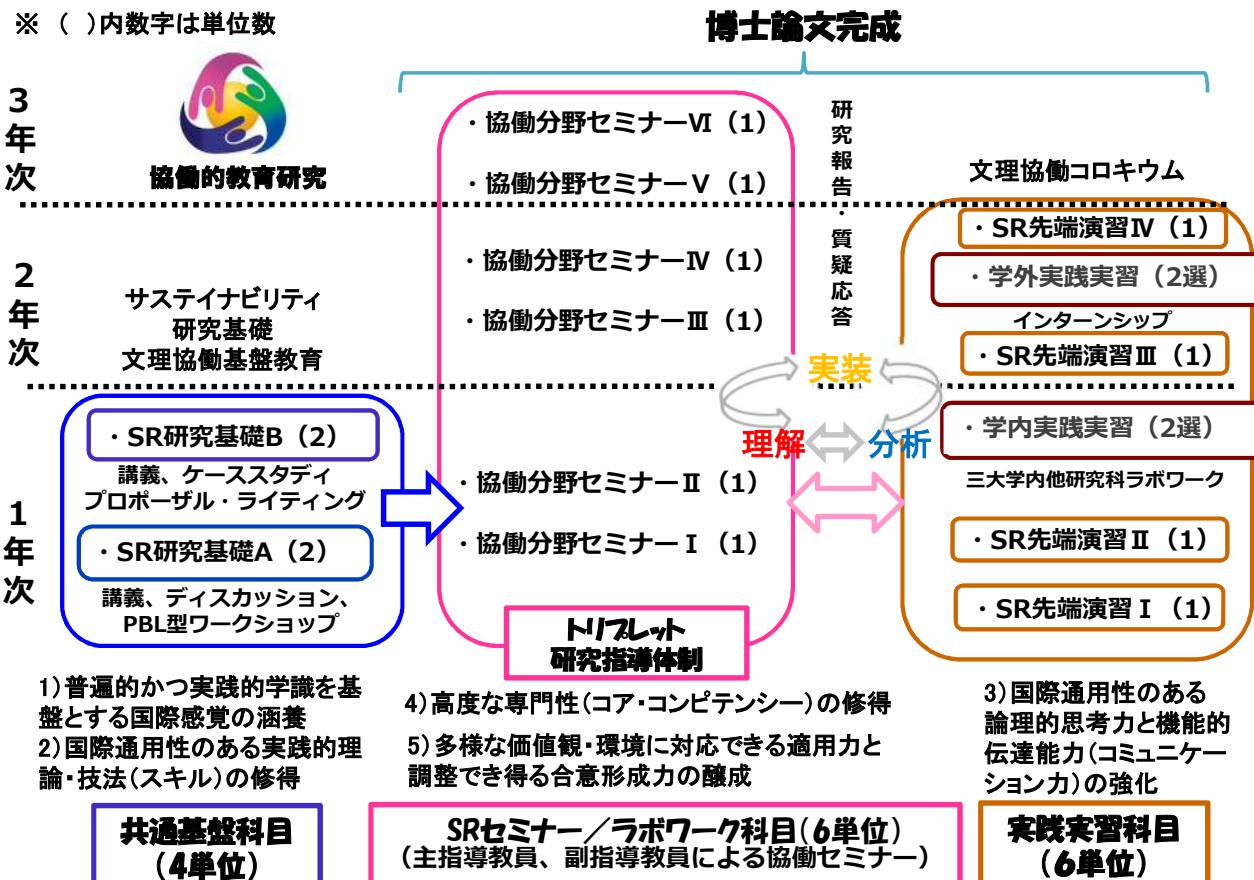
相互補完強化
理解 分析 実装

電気通信大学

東京農工大学

資料6 履修モデル

履修モデル（4月入学）



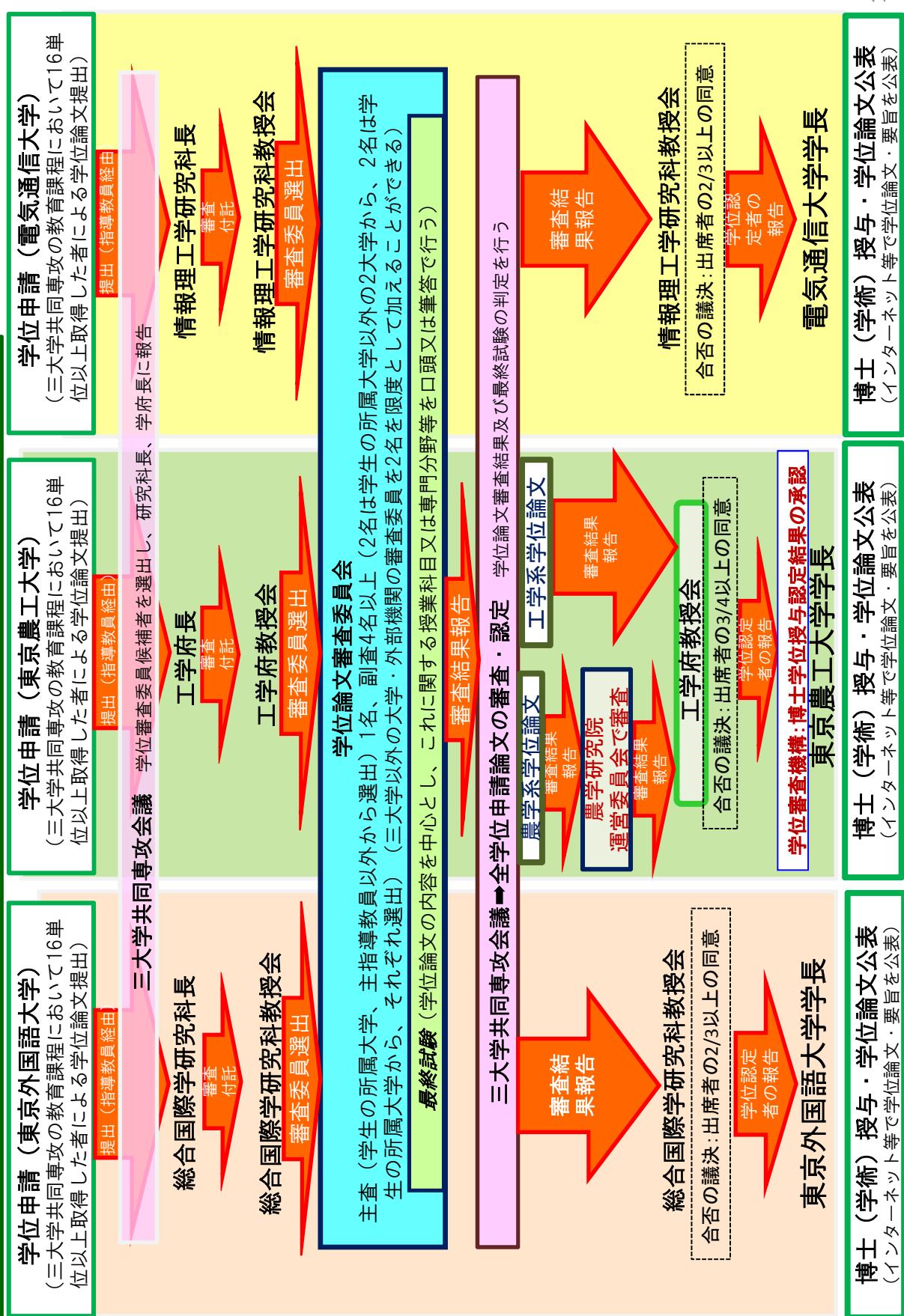
履修モデル（10月入学）



博士学位論文審査のフロー

博士の学位の授与を受けるとする者は、所定の学位申請書に必要書類を添え、学府長・研究科長を経て、学長に提出する。
学位審査に当たっては、学生に対し事前に審査基準を以下とおり明示する。

- (1) 学位論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有していること
- (3) 上記(2)に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。



資料8 基礎となる学部等との関係

